

知的財産をめぐる情勢

令和7年4月
農林水産省
輸出・国際局

目 次

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

1. 植物新品種	1
2. 家畜遺伝資源	22
3. スマート農林水産業・ フードテック等の新たな技術	26
4. 地域・日本ブランド	67
5. 国際標準化	90

(II) 農林水産業・食品産業における知財マネジメントの強化

1. 農林水産業・食品産業	94
2. 公的研究	108

(I) 農林水産・食品分野における 知的財産の創出・保護・活用の推進

1. 植物新品種

優良な新品種が支える我が国農業

- 植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な要素である。
- 環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発により、生産性の向上や付加価値が増加し、農業者も消費者も利益を享受している。

【多収性に加え、高温耐性も兼ね備えた米】

収量は同じ熟期の「コシヒカリ」より1割以上多収であり、高温条件でも白未熟粒の発生が少なく品質が低下しにくい
水稻「にじのきらめき」



にじのきらめき コシヒカリ

写真：農研機構

【製パン適性の小麦】

中力小麦とブレンドすることにより優れた製パン適性を示す小麦「ゆめちから」



写真：農研機構

【むきやすい栗】

渋皮が簡単にむけて、調理も簡単な画期的な和栗「ぽろたん」



写真：農研機構

【省力化やスマート農業に適したりんご】

枝が横に広がらず、コンパクトな樹姿になるため省力栽培に適した特性を持つりんご「紅つるぎ」



写真：農研機構

育成者権管理強化に向けた種苗法改正

- 育成者権の管理強化に向けて、令和2年に種苗法を改正。
- 改正前の種苗法で課題であった
 - ① 正規に販売された種苗の海外への持ち出しは違法でなかったこと
 - ② 種苗の増殖実態の把握が不可能であったことについて、措置を講じることができるよう改正を行ったところ。

種苗法の改正（令和2年12月成立）

改正前の課題

正規に販売された登録品種の種苗の海外への持ち出しは違法でなかった。

農業者が行う自家増殖*は違法でなかったことから、種苗の増殖実態の把握が不可能であった。

*農業者が収穫物の一部を次期作の種苗に用いること

改正後

育成者が品種登録出願時に届け出ることによって、登録品種の海外持出制限が可能となった。

農業者による自家増殖を含めて全ての増殖を許諾制として、育成者権者が、登録品種の増殖実態の把握が可能となった。

海外持ち出しにかかる育成者権の消尽の特例（海外持出制限）

育成者権の消尽による権利者の意図に反する持ち出しを制限するため、以下の手続きを経た場合に育成者権は有効となる。

- 出願者が**品種登録出願時**に
 - ① UPOV加盟国のうち**品種の保護が図られないおそれがない国**（「**指定国**」）を指定し、
 - ② **指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限**する旨の利用条件を農林水産省に届け出ること、一旦育成者権者等により譲渡された種苗の保護国への輸出であっても、**指定国以外の国への種苗の輸出等(※)**に**育成者権が及ぶ**こととなる。
- 「**指定国なし**」と届出を行うことで、全ての国への輸出について育成者権が及ぶ。

(※) 種苗を輸出する行為及び最終消費以外の目的をもって収穫物の輸出をする行為。

留意点

- ① 持出制限は出願時に届出が必要。事後的な追加は不可。
- ② 持出制限とは、育成者権者による輸出差止め請求及び損害賠償請求を行えるということであり、行政による処分ではない。
- ③ 「**属地主義**」により、持出制限は海外での栽培差止めには使えない（海外での品種登録が必要）。

UPOV非加盟国の扱い

UPOV非加盟国への種苗の輸出については、全ての場合において個別の許諾が必要

UPOV非加盟国には国際ルールに基づく品種保護制度がない

海外持出制限に係る届出がなされた品種数と主な品種(R7.1.1現在)(既出願品種)

品 目	届出品種数	主な届出品種
稲	519	ゆめぴりか、青天の霹靂、つや姫、銀河のしずく、新之助 等
麦	140	きたほなみ、さぬきの夢2009、ゆめあかり 等
大豆	118	シュウレイ、黒っこ姫、とよまどか、ふくあかね 等
かんしょ	79	べにはるか、ふくむらさき、ちゅら恋紅 等
りんご	85	シナノドルチェ、シナノリップ、もりのかがやき 等
もも	76	夢みずき、おかやま夢白桃、岡山PEH7号（白皇） 等
ぶどう	50	シャインマスカット、サニールージュ、クイーンニーナ 等
かんきつ	101	愛媛果試第28号（紅まどonna）、せとか、はれひめ、甘平 等
いちご	170	栃木i37号（とちあいか）、佐賀i9号（いちごさん）、よつぼし 等
メロン	37	アルシス、ゆめてまり、イバラキング 等
ネギ	25	ふゆわらべ、足長美人、湘南一本 等
花・観賞樹	3,388	紅ずきん（チューリップ）、天女の舞（シクラメン） 等
茶	39	さいのみどり、つゆひかり、鳳春、さきみどり 等
その他	1,380	
届出合計	6,207	

国内の指定地域外での栽培にかかる育成者権の消尽の特例

出願者が品種登録出願時に

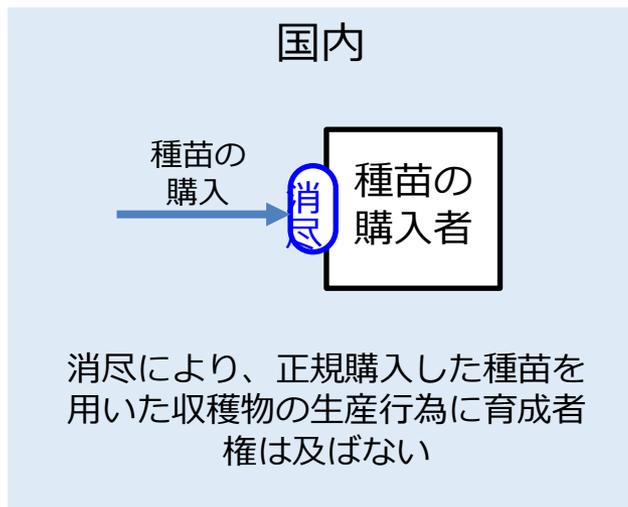
- ① 出願品種の産地を形成しようとする地域を「指定地域」として指定し、
- ② 指定地域以外の地域での**収穫物の生産を制限**する

旨の利用条件を農林水産省に届け出ることによって、一旦育成者権者等により譲渡された種苗等であっても、**指定地域外での収穫物**（繁殖の用に供されないもの）の**生産（栽培）**には育成者権が及ぶこととなる。

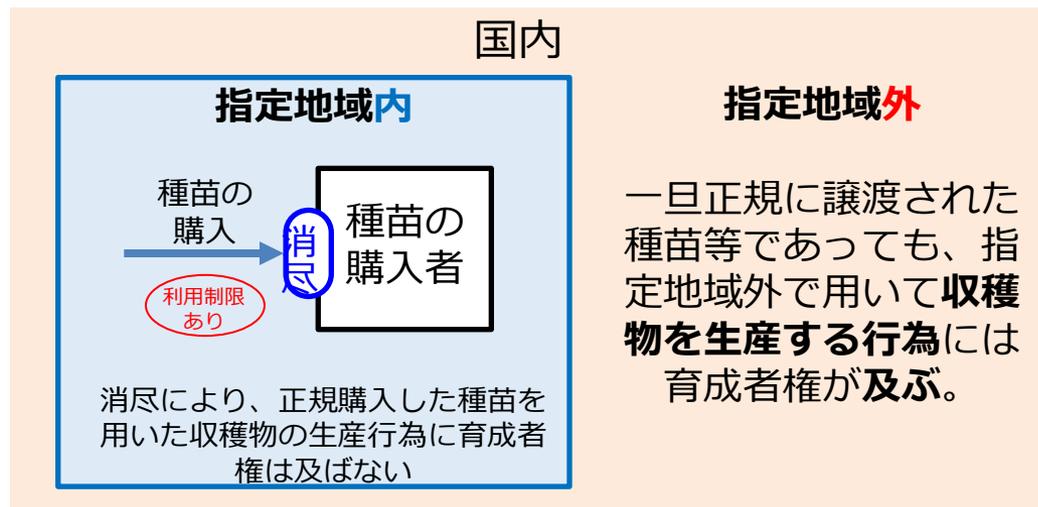
留意点

- ① 出願時に届出が必要。品種登録公示後に地域の追加及び制限の撤廃は可能。事後的に指定地域を狭めることはできない。
- ② 特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を進めることを目的としているため、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められない。

栽培地域の制限届出なし



栽培地域の制限届出あり



利用制限あり

利用制限の届出がされた登録品種については、種苗の譲渡等をする者は、利用制限が付されている旨及び利用制限の内容について種苗に表示する義務を負う。（新法第21条の2第5項、第6項）

<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で、の活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 国内育成者権管理事業

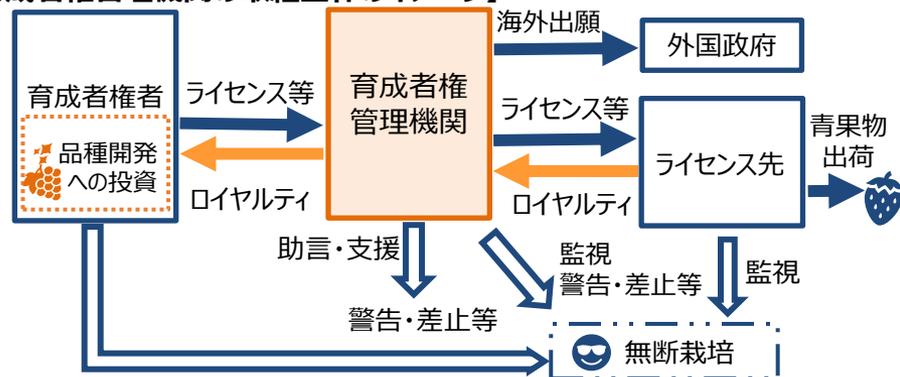
ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。

<事業の流れ>



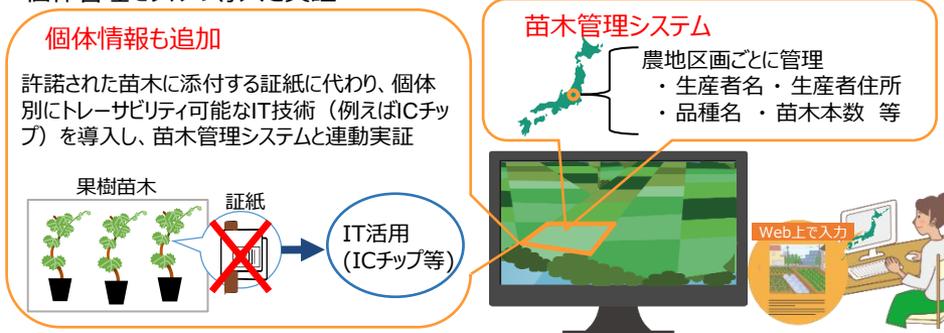
<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証



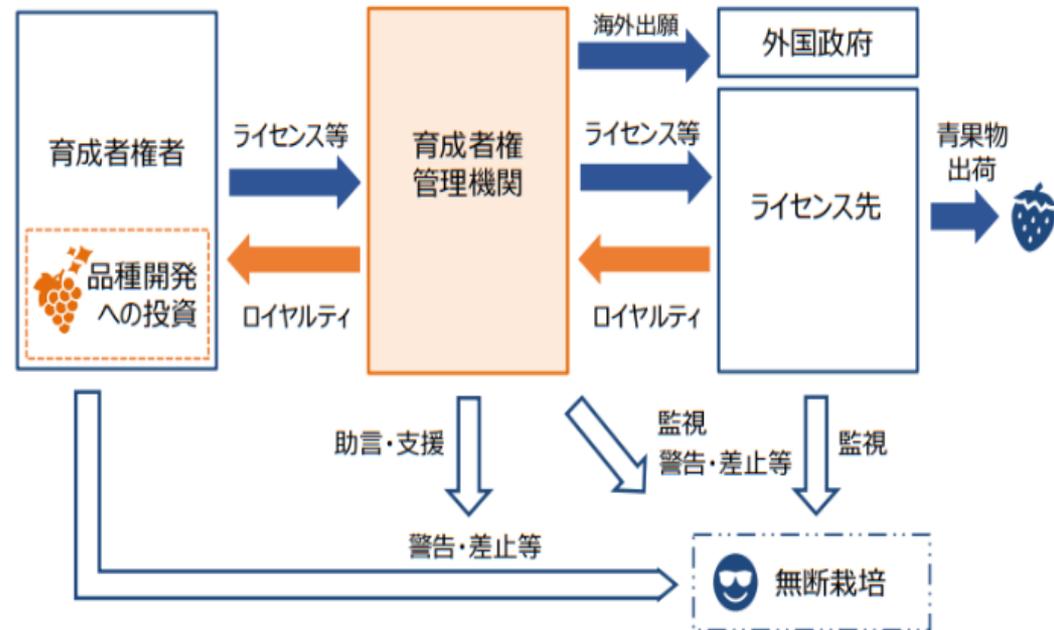
育成者権管理機関の検討

- 優良な品種の開発者である公的機関や中小種苗会社等では、登録品種の適切な管理が難しい現状。
- このため、育成者権者に代わって、専任的に知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応等を行う育成者権管理機関の設立を目指す。

対応の方向

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤルティ（利用料収入）を還元する機能を果たす。
- 育成者権管理機関の取組を推進する一環として、海外ライセンス指針に則し、海外からのロイヤルティ収入を新品種開発に投資するサイクルや、輸出先国における周年供給モデル構築により輸出促進に寄与するライセンスの実現に向けた取組を後押し。

【育成者権管理機関のイメージ】



【海外ライセンスと輸出による周年供給イメージ】



知財を守るためには育成者権者の役割が重要

- 品種登録をして、改正種苗法に基づく海外持出制限等の届出をただけでは、新品種は守られない。
- 育成者権者自ら、登録品種の適正な管理、海外流出防止対策に取り組み、権利を守ることが必要。

育成者権者の様々な考え方

- 品種登録していれば、国が守ってくれる。
- 農業者への負担、品種の普及の観点から、自家増殖は自由に認めた方が良い。
- 農業者が海外流出させているわけではないので、自家増殖の管理は不要。
- 海外持出制限の届出を行ったため、種苗の流出は税関が止めてくれる。
- 県内の生産者と誓約書を交わしているので、海外流出はない。

- ✓ 本来、権利者自らが、知財権を守ることが必要
- ✓ 登録品種は適切に管理することで価値が高まり、農業者の利益につながる（適切に管理しなければ一般品種と同様）
- ✓ 侵害が起きた場合は、民事的措置が基本
- ✓ 許諾を得て増殖している者が把握できて初めて違法増殖を把握できる

種苗法の実効性を高めるため、育成者権の適切な管理が必要

1 新品種開発研究

<対策のポイント>

生産性向上に資する多収性品種、スマート農業の推進に資する機械作業適性品種、気候変動に適応する高温耐性等の革新的な特性を持った品種の開発等を実施します。

病虫害抵抗性、肥料利用効率の向上、環境負荷低減等に資する先導的な特性をもつ「みどりの品種」を迅速に育成するため、スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、産学官の育種現場で簡便に利用できる育種効率化基盤を構築します。

<事業目標>

多収性、機械作業適性、病虫害抵抗性、高温耐性等の特性を持つ、直面する農業課題を解決する基盤となる革新的新品種の開発 [令和12年度まで]

<事業の内容>

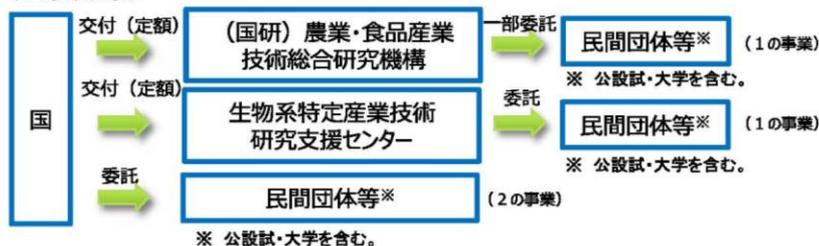
1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発

- 食料安全保障の確保等を図るため、開発段階から生産者・消費者・実需者のニーズを踏まえた、今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発及び品種の利用に資する関連技術の開発等を、産学官の連携により推進します。

2. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

- みどりの食料システム戦略の実現等に貢献する主要穀物、野菜、果樹などの新品種をゲノム情報、AI、遺伝資源等をフル活用して高速・低コストで育成できる育種効率化基盤の開発を推進します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農林水産技術会議事務局研究統括官(生産技術)室
 (1の事業のうちBNI強化作物品種) 国際研究官室
 (2の事業) 研究開発官(基礎・基盤・環境)室

<事業イメージ>

政策ニーズに対応した革新的新品種開発

◆今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種を開発

- ・生産性向上に資する多収性品種
- ・スマート農業の推進に資する機械作業適性品種
- ・急激な気候変動下でも生産性を維持する高温耐性品種
- ・環境負荷低減に資する病虫害抵抗性品種
- ・国産への転換や輸出の促進に資する高付加価値品種
- ・輸入に依存する肥料の使用量低減に資するBNI強化作物品種



新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

◆スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、多品目に利用できる育種効率化基盤を開発

- ・多品目に利用できる作物横断的な育種情報データベースの開発
- ・最適な交配親の予測や効率的な選抜ができる育種AI等の高度化
- ・作物形質の計測を効率化する高速フェノタイピング技術の開発等



産学官の育種事業者等が利用できる育種効率化基盤を開発し、品種開発支援を一体的に推進

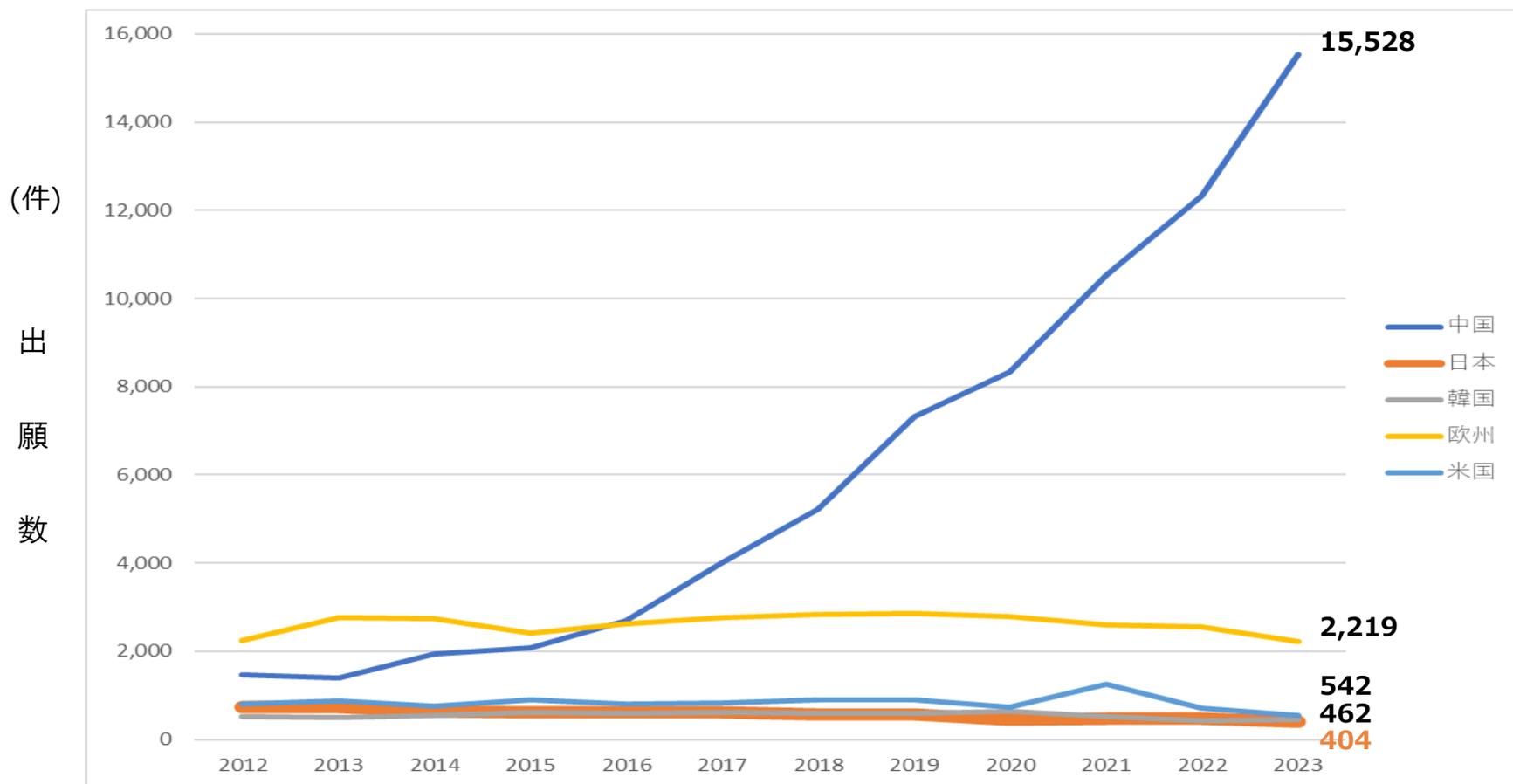
を推進

農林水産技術会議事務局研究統括官(生産技術)室 (03-3502-2549)
 国際研究官室 (03-3502-7467)
 研究開発官(基礎・基盤・環境)室 (03-3502-0536)

主要国における新品種の出願の状況

- 主要国の各国内への出願状況を見ると、近年、中国が最も多く15,528件とEUの2,219件の約7倍。
- 我が国では新品種の出願数が減少傾向にある。優良な新品種は我が国農業の強みの源泉でもあり、日本農業の競争力にも影響が懸念。
- 品種開発の促進には、研究開発の支援や知的財産権の保護など、投資環境の改善が不可欠。

【各国における国内登録出願数の推移】



出典：UPOV

※"Residents"を国内出願分として集計

品種登録と育成者権の付与・保護

- 新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

育成者（新品種を開発した者）

育成者権者

- 登録品種の「種苗」、「収穫物」「加工品」を、業として利用する権利を専有
- 権利の存続期間：最長25年（果樹等木本の植物は最長30年）

出願

農林水産省
知的財産課
審査
↓
登録

権利付与

登録の要件

- ・ 区別性
 - ・ 均一性
 - ・ 安定性
 - ・ 未譲渡性（最初の譲渡から1年以内。外国においては4年（果樹等木本は6年）以内。）
 - ・ 名称の適切性
- これらを判定するための栽培試験は種苗管理センターで実施

許諾料

許諾

侵害への対応

利用者

無断利用者

※育成者権者や利用許諾を受けた者から譲渡された種苗等の利用に権利は及ばない。ただし、以下の場合においては、例外として権利が及ぶ

- ・ UPOV条約非加盟国及び海外持出制限の届出によって持出可能と指定された国以外への輸出
- ・ 国内栽培地域指定の届出によって栽培可能と指定された地域以外での栽培
- ・ 種苗の増殖（自家増殖を含む）

※一般品種（登録期間が過ぎて育成者権が消滅した品種、過去に登録されたことのない品種及び在来種）は自由に利用可能

民事上の請求

- ・ 差止請求
侵害の停止・予防、侵害物等の廃棄を請求
- ・ 損害賠償請求、不当利得返還請求
- ・ 信用回復の措置の請求
業務上の信用を回復するのに必要な謝罪広告の掲載等を請求

刑事罰

- ・ 懲役又は罰金
個人：10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科可能）
法人：3億円以下の罰金

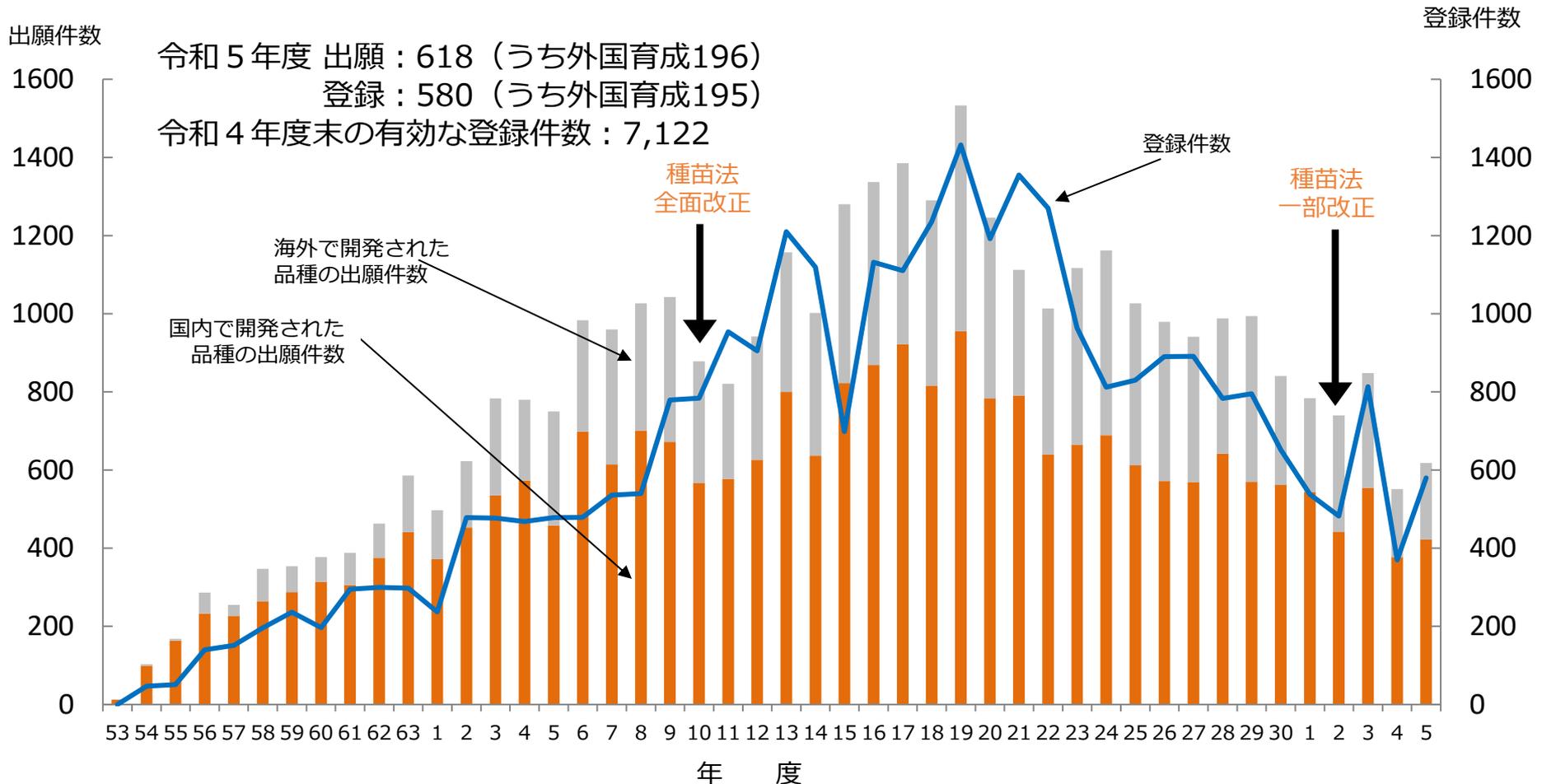
関税法による措置

税関において、育成者権侵害物品の輸出入を取り締まり

特性表との比較により侵害の立証が可能
(推定規定・判定制度)

新品種の出願・登録の状況

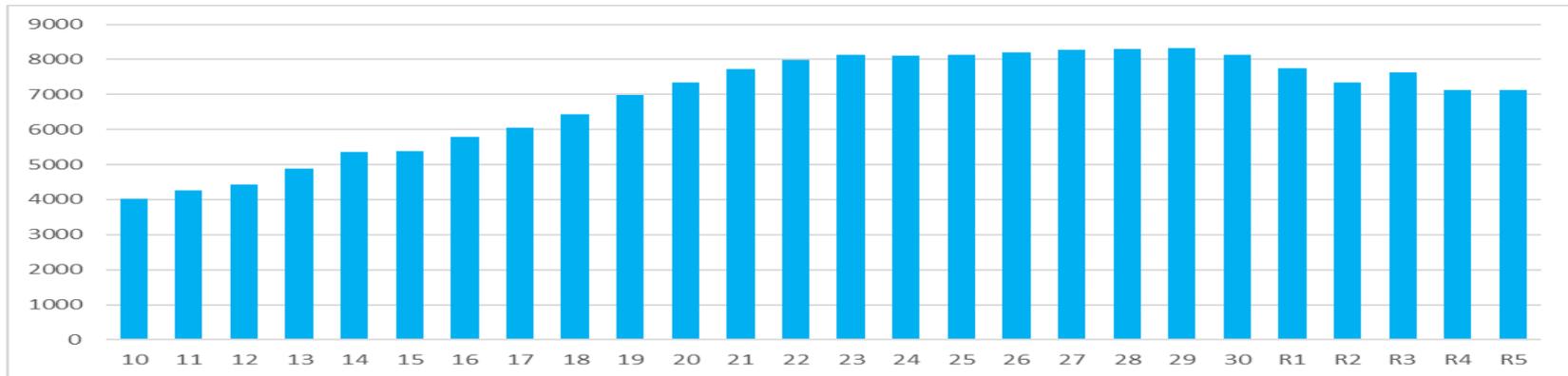
- 令和5年度の我が国における年間品種出願件数は618品種（うち外国育成196品種）、年間登録件数は580品種（うち外国育成195品種）
- 令和5年度までの出願累計は37,589品種（うち外国育成12,580品種。農産種苗法による出願217品種を含む。）



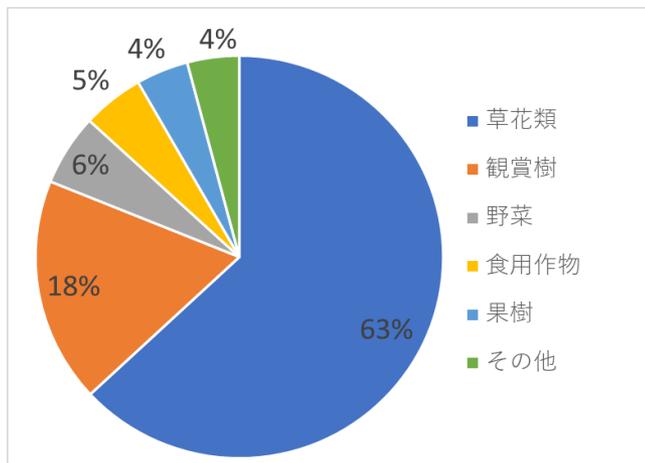
登録品種の状況（作物別、権利者別）

- 令和5年度末の**有効登録品種**（現在権利存続中の品種）数は**7,130品種**
- 平成10年度以降の**登録累計**は**23,796品種**（令和5年度末時点）
- これまで登録された累計登録品種を作物別にみると、草花類(63%)、観賞樹(18%)、野菜(6%)の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社（56%）、個人（25%）、都道府県等(9%)の順で多くなっている（外国での育成品種を含む。）

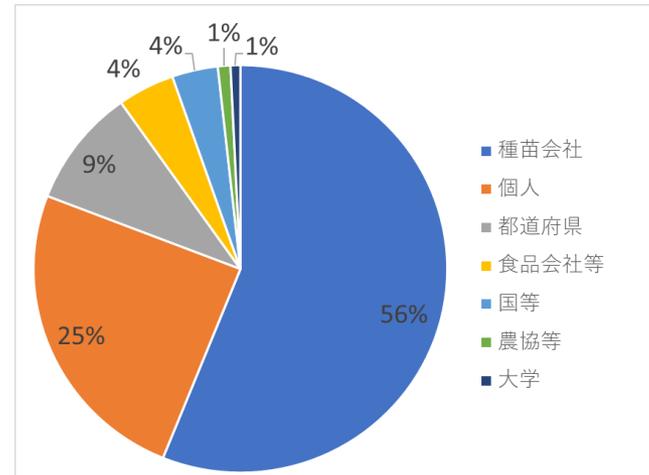
権利存続中の登録品種数（各年度末）



登録品種の作物別割合（H10～R5計）



登録品種の権利者の類型別割合（H10～R5計）

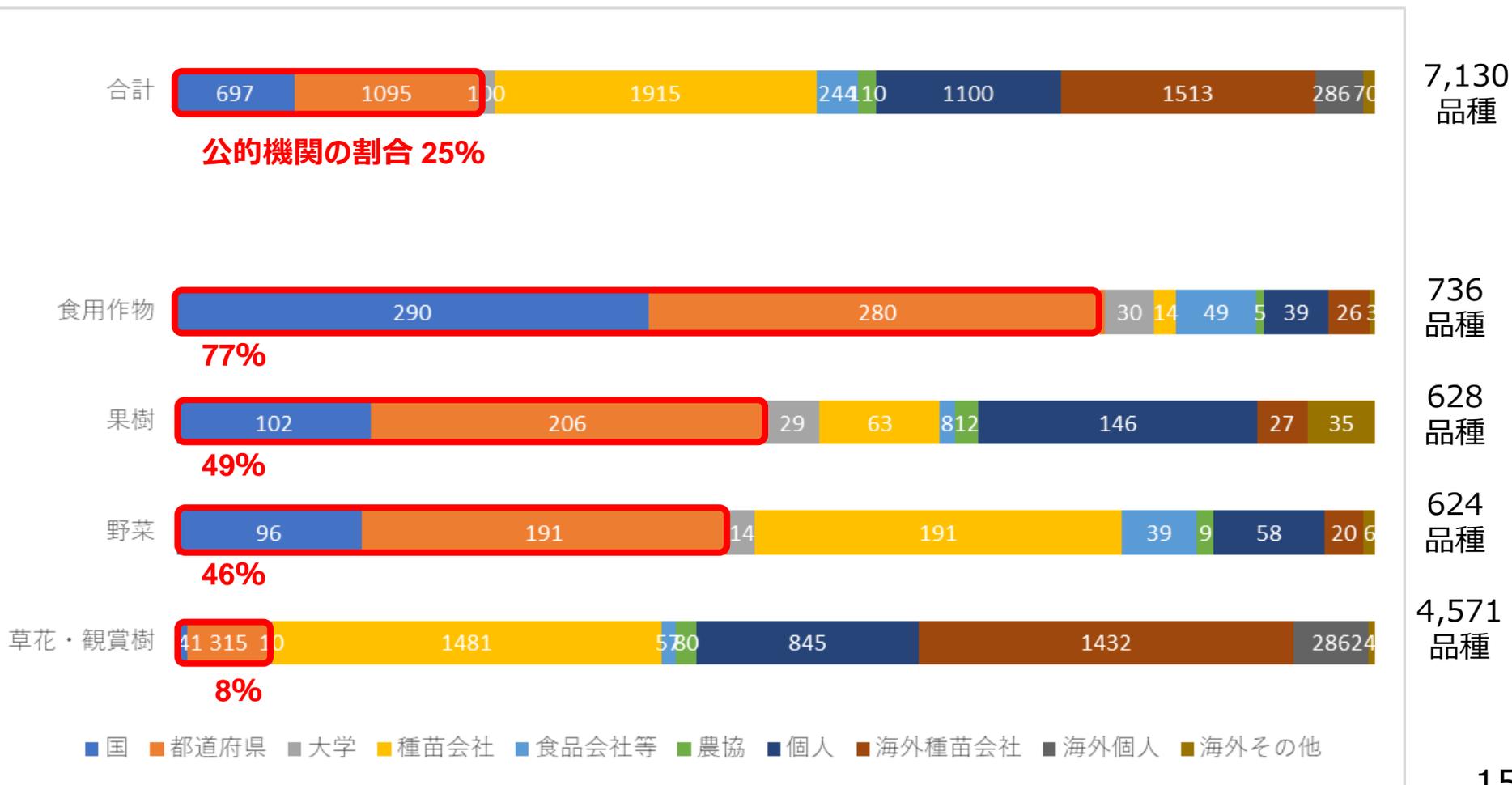


植物新品種開発における公的機関の役割

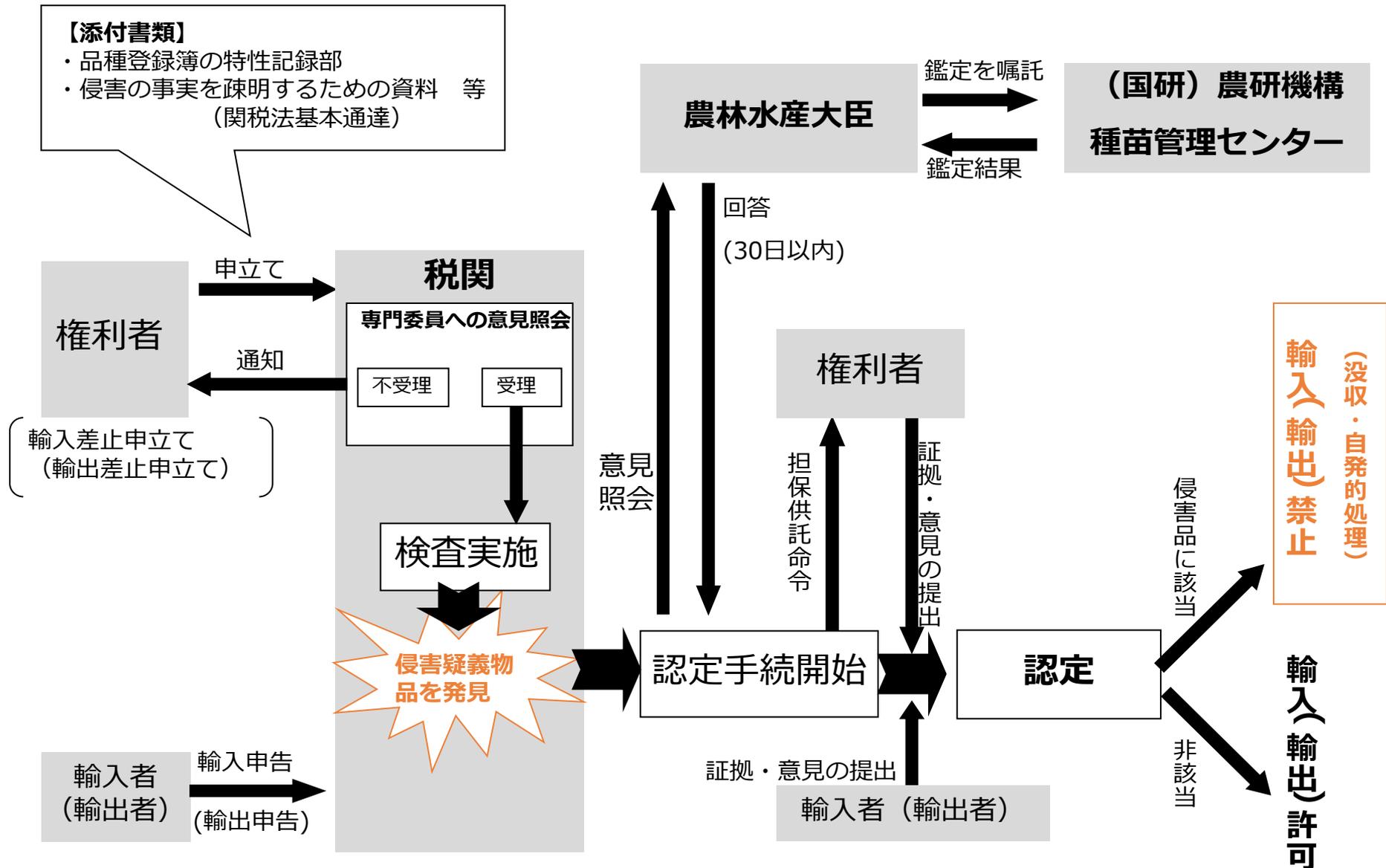
○権利存続中の品種数は**7,130品種**(令和5年度末)。

○作物別に見た場合、農業上重要な**食用作物**※や**果樹**では、**公的機関の開発した品種**が大きな割合を占めている。

※稲、麦類、豆類、雑穀類などの穀物（観賞用、野菜用を除く）、かんしょ、ばれいしょ等のいも類



育成者権侵害物品の水際対策（税関との連携）



品種保護制度とUPOV条約

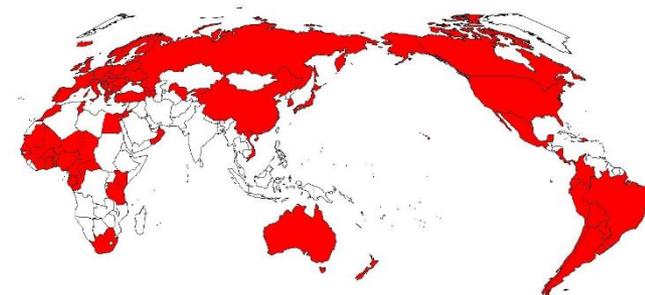
- 品種保護制度は、当局への品種登録により、育成者に「育成者権」を付与する制度。権利者は登録品種の種苗、収穫物等の生産・販売・輸出入を独占的に行うことができる。
- UPOV条約は品種保護制度の国際的な共通ルールを定める条約であり、加盟国は条約に従って育成者権を保護する法制度、体制を整備。
- 加盟国では国際水準での品種保護が可能であるが、保護を得るためにはそれぞれの国ごとに品種登録が必要。

植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約*）

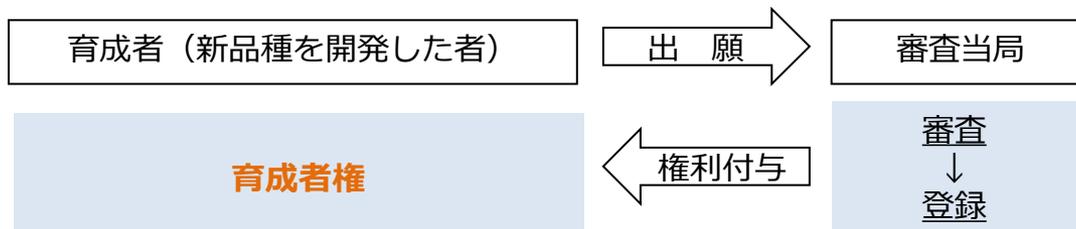
* Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales（植物新品種保護国際同盟）

- 優れた品種の開発を促進し、農業の発展に貢献することを目的に、新品種の保護対象、保護内容、保護期間などの新品種保護に関する国際的な共通ルールを規定。
- 1968年発効。締約国は、EU(27か国)、アフリカ知的財産機関(OAPI17か国)を含む全世界の80か国・地域。

【UPOV条約加盟国】

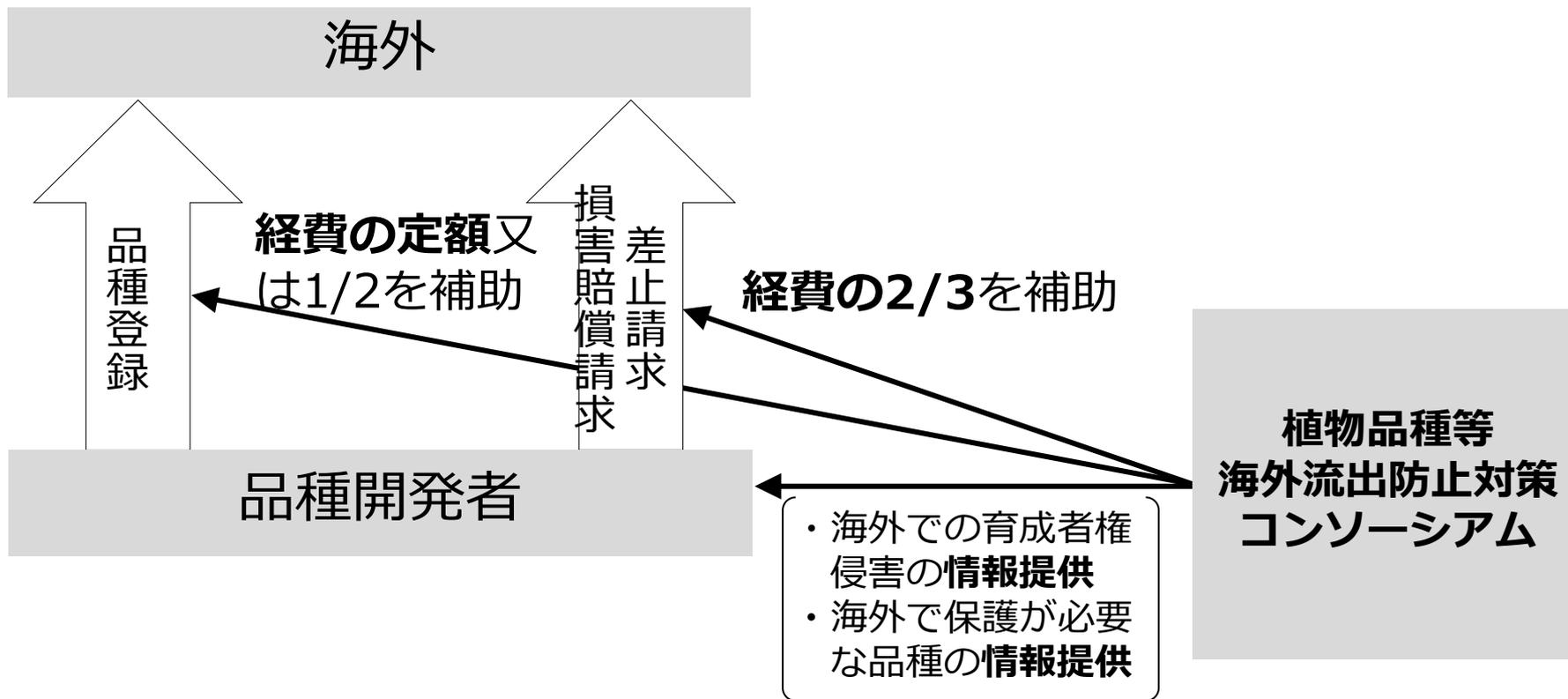


【品種保護制度の枠組み】



海外への品種登録出願や育成者権侵害対策の支援

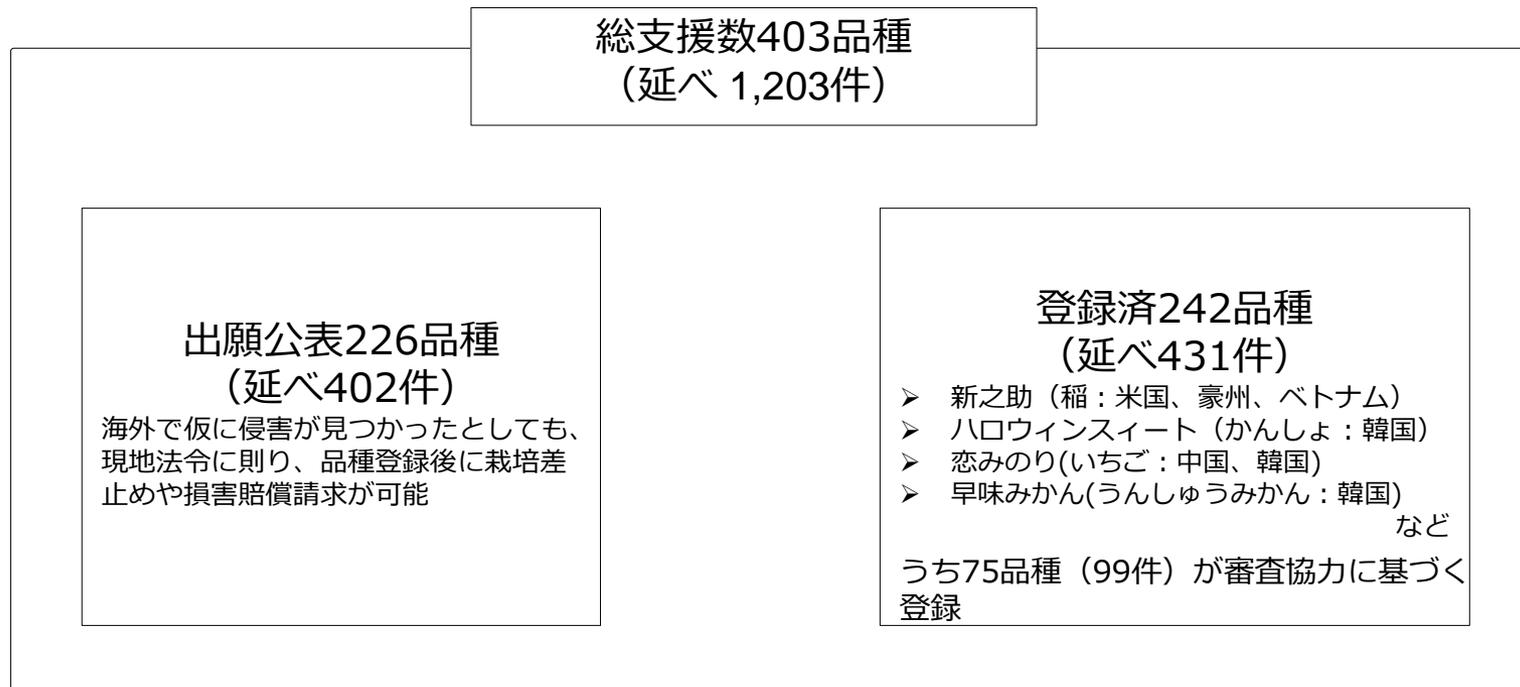
- 海外で我が国で開発された優良な品種が無断で栽培されないように、海外における我が国開発品種の**侵害情報の収集**や、**育成者権取得**や**権利侵害対応**に対して一元的に**支援**を行っている。



- ① **植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業**【令和7年度予算概算決定額152（157）百万円】
（令和6年度補正予算額 321百万円）
- ② **農業知的財産保護・活用等支援事業**【令和7年度予算概算決定額 88（71）百万円】

海外への品種登録出願の支援実績（2024年9月末現在）

- これまで**403品種**（延べ1,203件）の**海外出願を支援**し、**242品種**（延べ431件）については**登録済**となっている。
- また、226品種（延べ402件）については**出願公表**となっている。



（注1）一品種を複数の国に出願している場合、出願公表中と登録済の両方に計上されることがあるため、総支援品種数は出願公表品種数と登録済品種数の合計と一致しない。

（注2）延べ支援件数が、出願公表件数と登録済件数の合計と一致しないのは、公表前のものや途中で出願を断念したものなどが存在するため。

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算決定額 152 (157) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 321百万円)

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や**国内外の侵害対策に係る経費を支援**するとともに、**在来種等の保存、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等を支援**します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得支援等

97 (120) 百万円

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

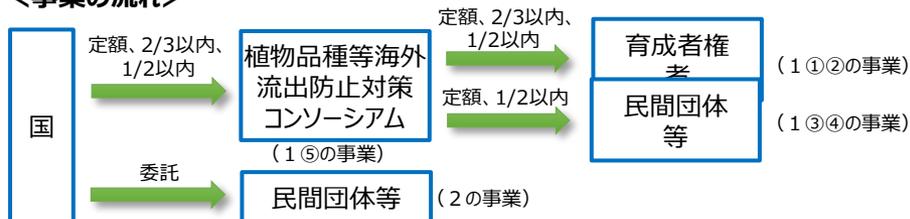
- ① **海外出願**
- ② **育成者権侵害対策**
国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
- ③ **種苗資源の保護**
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑤ **流通品種データベースの運用**
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

55 (37) 百万円

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6443)

① 植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進【拡充】

<対策のポイント>

- 我が国の農業の国際競争力の強化及び国産農産物の安定供給に資する新品種を開発するためには、育種素材となる多様な遺伝資源の確保が不可欠。
- しかし、諸外国の遺伝資源に対する権利意識が高まり、無条件で海外遺伝資源を導入することが困難になりつつある。本事業ではこれまでに東南アジア地域の国々と連携体制を構築することで、当該地域から野菜類の遺伝資源を導入してきた。一方で、東南アジアで収集した遺伝資源とは異なる植物種や特性（耐乾性や耐病性、形態など）を有する遺伝資源の確保には、新たな地域の国々と連携体制を構築し、相手国における探索と収集が必要である。
- このため、連携相手をニンジンやタマネギ、ホウレンソウ等の遺伝資源が豊富な中央アジア諸国に拡大し、遺伝資源の収集・保存等を行う。

<政策目標>

- 新品種開発に不可欠である多様な植物遺伝資源を中央アジア地域等から2000点以上収集・保存する〔令和11年度まで〕

<事業の内容>

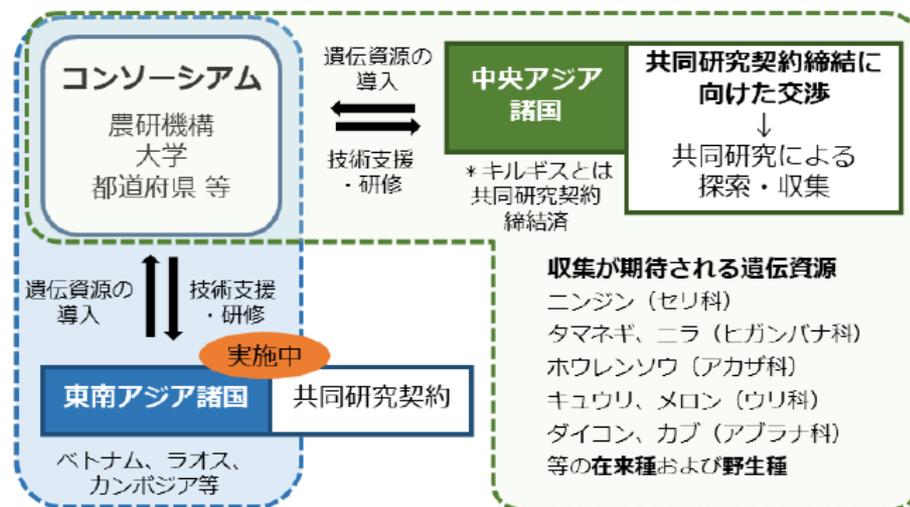
海外植物遺伝資源のアクセス強化

- 海外遺伝資源の収集・保存及び有用特性について、東南アジア及び中央アジアとの間で二国間共同研究を推進。
- 収集した遺伝資源を日本国内で利用するため、相手国および日本国内の複数機関と共同し、種子増殖を推進するとともに、当該遺伝資源の特性を評価し、データベース化する。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3501-4609）

(I) 農林水産・食品分野における 知的財産の創出・保護・活用の推進

2. 家畜遺伝資源

- **家畜遺伝資源である和牛の精液・受精卵**について、
不正な取得等を防止し、生産事業者の利益を保護する制度を創設。
(令和2年10月施行)

1 不正競争の定義

- ✓ 家畜遺伝資源である和牛の精液・受精卵の詐欺・窃盗等による不正取得等を不正競争行為として定義

2 不正競争による損害への救済措置

- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争行為に関して、契約の当事者ではない第三者に対しても、差止請求、損害賠償請求が可能
- ✓ 損害賠償請求における損害額の推定方法、裁判所による信用回復命令について措置

3 罰則の導入

- ✓ 悪質性の高い不正行為については、重い罰則を適用

和牛遺伝資源関連 2 法成立の背景及び概要

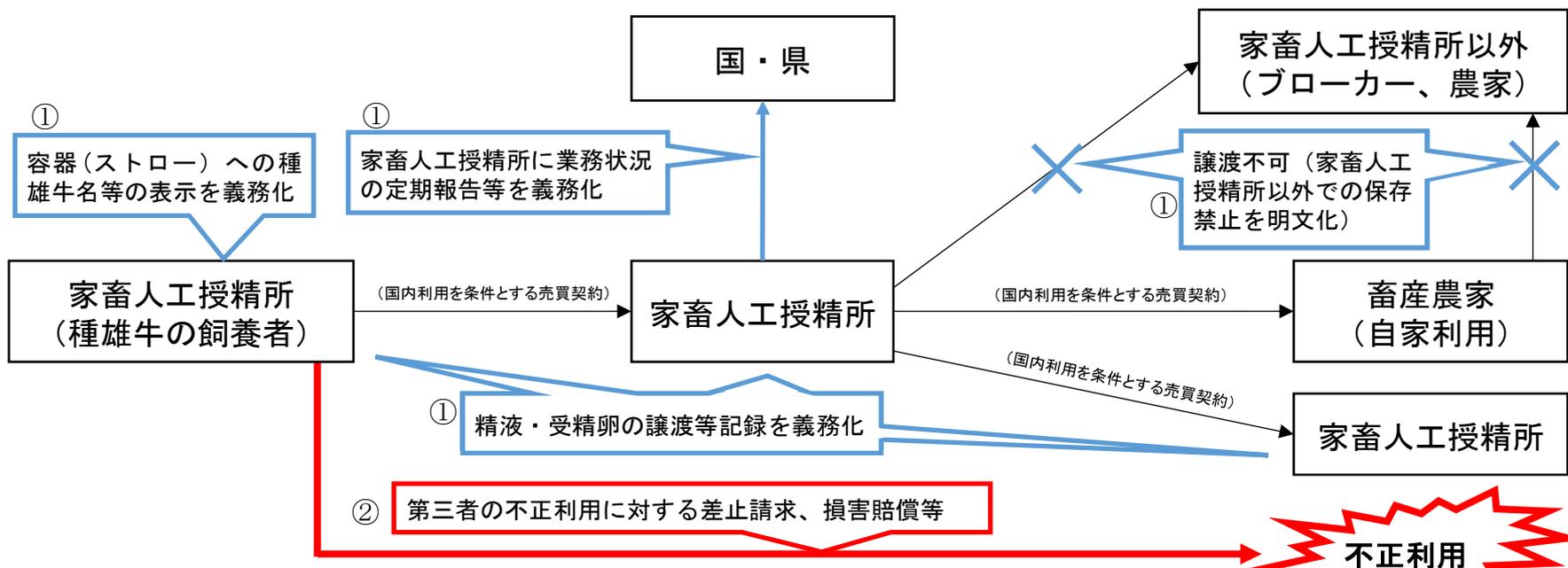
○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の 2 法が令和 2 年 4 月 17 日に成立し、令和 2 年 10 月 1 日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

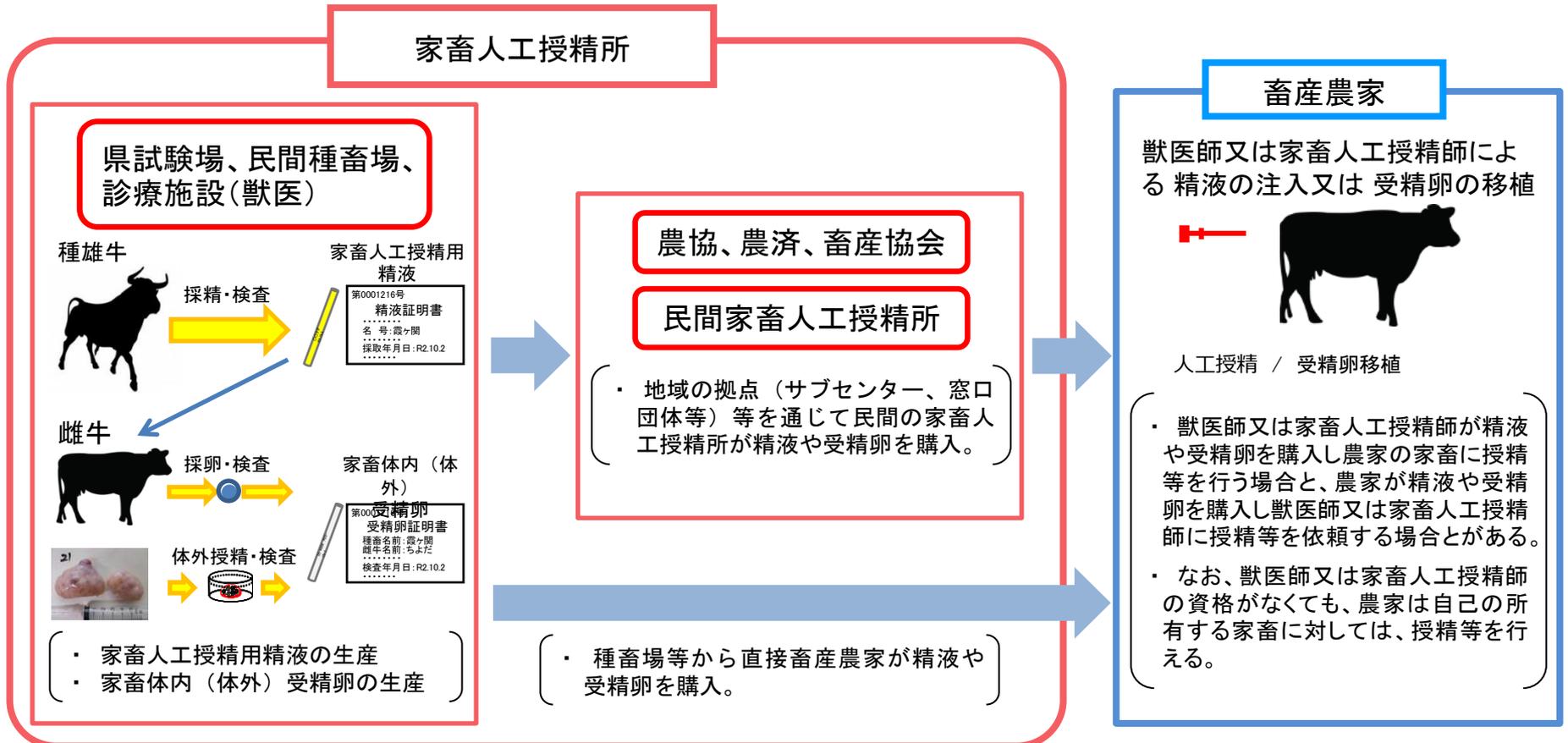


注) 青色は、①家畜改良増殖法の改正内容
赤色は、②家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する
法律の措置内容

詐欺等による悪質な不正行為に対しては、刑事罰を措置
個人：10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科可）
法人：3億円以下の罰金

家畜人工授精用精液等の生産・流通・利用

- 県の試験場や民間種畜場等（家畜人工授精所）で飼養されている種雄牛から採取された精液から、凍結精液が生産される。
- 凍結精液は、家畜人工授精所から直接又は他の家畜人工授精所を介して流通し、畜産農家で飼養されている雌牛に獣医師又は家畜人工授精師によって注入される。受精卵についても、家畜人工授精所で生産され、精液と同様に流通し、畜産農家で飼養されている雌牛に、獣医師又は家畜人工授精師によって移植される。



(I) 農林水産・食品分野における
知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術

71 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出

【令和7年度予算概算決定額 2,850 (2,940) 百万円】

<対策のポイント>
 農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、農林水産省が開設した『「知」の集積と活用の場』において、様々な分野の多様な知識・技術等の連携を図ります。

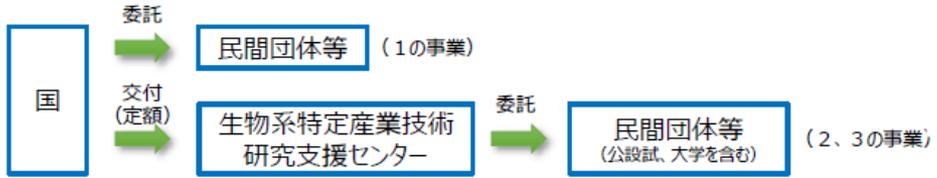
<事業目標>

- 研究成果の70%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用 [令和9年度まで]
- 終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出 [令和7年度まで] 等

<事業の内容>

- 1. 「知」の集積による産学連携推進事業**
 『「知」の集積と活用の場』における協議会の運営、研究開発プラットフォームから生み出された**研究成果の商品化・事業化、海外展開を促進するマッチングイベントの開催**、バイオエコノミーの推進に資する活動への支援等、**イノベーションの創出に向けた取組を支援**します。
- 2. オープンイノベーション研究・実用化推進事業**
 国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、**社会実装を加速**するため、**産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援**します。
- 3. スタートアップへの総合的支援**
 政策的・社会的課題の解決やサービス事業者等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度のもと、**革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ等を支援**します。また、**将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関する能力向上を支援**します。

<事業の流れ>



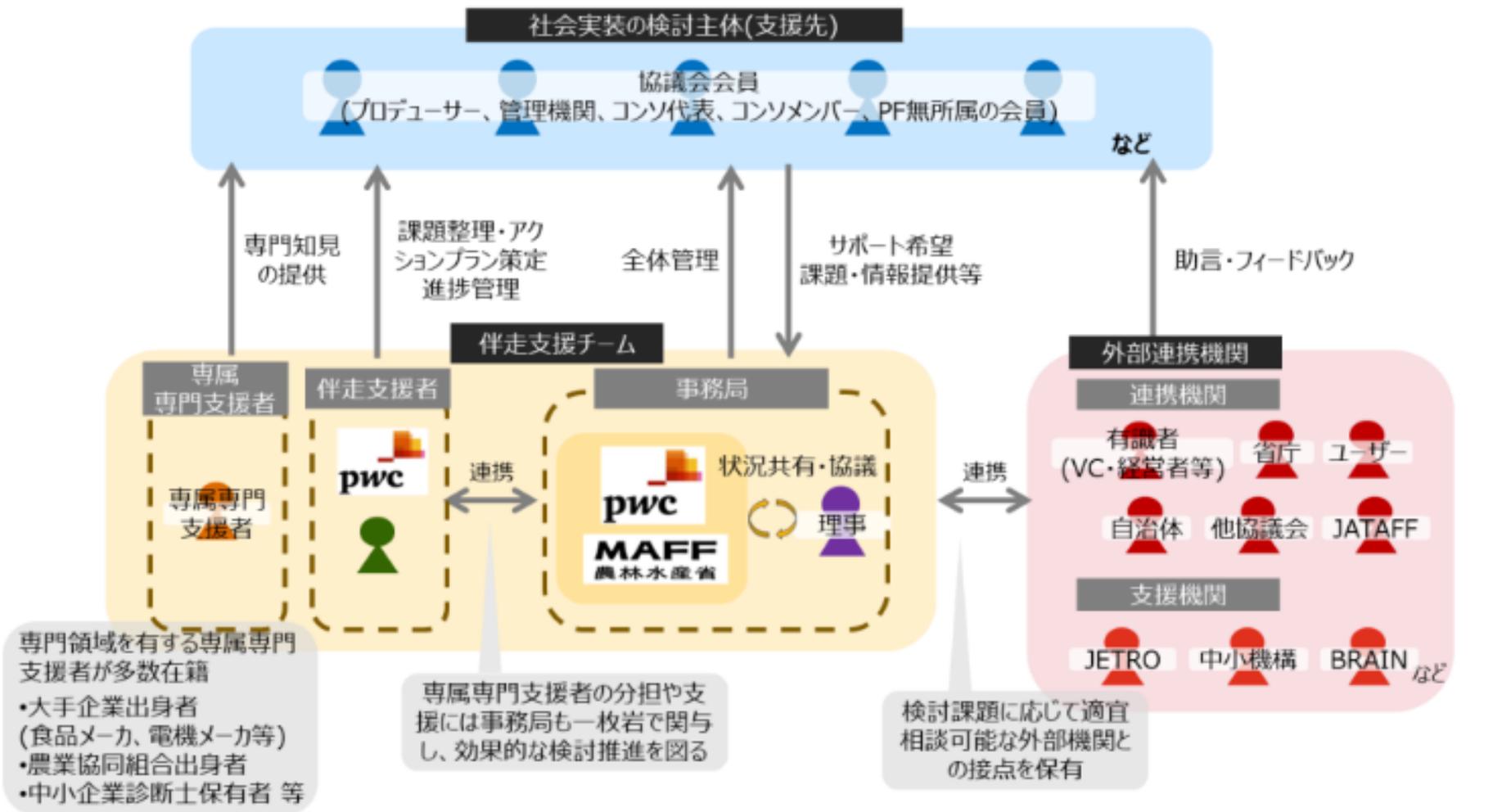
<事業イメージ>

「知」の集積と活用の場
 農林水産・食品分野に様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場
新たな商品化・事業化を通じて農林水産・食品分野を成長産業へ



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)

- 伴走支援者（協議会事務局など）と専属専門支援者（大手企業出身者など）とで伴走支援チームを構成し、協議会会員に対して伴走支援を実施予定。
- 伴走支援チームは、支援内容に応じて、適宜外部機関からのスポットでの助言も受けられるようにコーディネートをする。



スタートアップ総合支援プログラムの概要

(注) 本資料はR6時点の内容となります

【R4補正 500百万円、R5当初 270百万円 / R5補正 400百万円、R6当初 270百万円】

- 令和3年度から、農林水産・食品分野における研究開発型スタートアップ等に対する支援事業を開始。
- 具体的には、農林水産・食品分野の政策的・社会的課題の解決と新たなビジネス創出による当該分野の成長を推進するため、アグリテック・フードテック等の研究開発とその事業化を目指す取組を、プログラムマネージャー(PM)が伴走支援しながら切れ目なく支援。

スタートアップ総合支援プログラムの事業イメージ



伴走支援	経験豊富なプログラムマネージャー (PM) が、研究課題に応じて事業化をサポート		
	メンタリング	セミナー	マッチング
メンタリングにおける支援例 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> 技術改良の助言 事業化を意識した技術的な助言 知財戦略の助言 等 	<ul style="list-style-type: none"> 技術改良の助言 FS、PoC、市場調査、マーケティング調査の支援 事業モデル構築支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 技術改良の助言 経営人材マッチング 知財調査、資金調達支援 事業計画策定支援、事業開始準備の助言 等

スーパーアグリクリエイター(SAC) 発掘支援

46 スタートアップへの総合的支援

【令和7年度予算概算決定額 270 (270) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 400百万円)

<対策のポイント>
 農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決やサービス事業者等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度※のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。あわせて、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に閃く能力向上をサポートします。

<事業目標>
 終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出 [令和7年度まで]

<事業の内容>

SBIR制度のもと、これまで推進してきた産学官連携の枠組みと連携しながら、スタートアップ等による研究開発・事業化を目指す取組や、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上を支援します。

1. スタートアップ等が行う研究開発・事業化を目指す取組の支援

発想段階から事業化準備までの取組を切れ目なく支援します。さらに、優れたスタートアップを創出するための環境づくりとして、事業化前の取組を促進して速やかな自立に繋げるため、実用化段階（フェーズ2）及び事業化準備フェーズの支援を拡充します。
 【フェーズ0、1：上限10百万円/年、フェーズ2：上限20百万円/年、事業化準備フェーズ：上限30百万円/年】

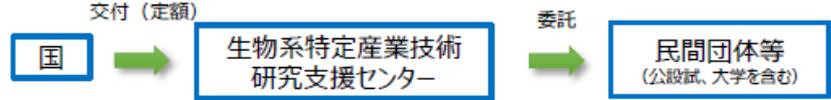
2. スーパーアグリクリエーター発掘支援

将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究起業家としての能力向上を支援します。

3. プログラムマネージャー等による伴走支援等

事業化に関する知見・経験を豊富に有するプログラムマネージャー等による、経営人材・事業会社・ベンチャーキャピタル等とのマッチング、知財・ビジネス化・資金調達等に関するメンタリング、ピッチコンテスト開催などの伴走支援を行います。

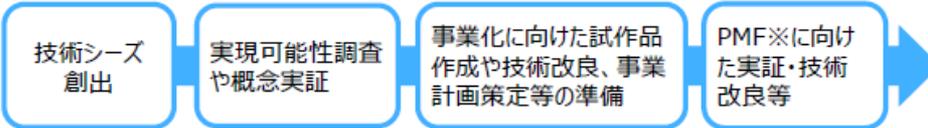
<事業の流れ>



<事業イメージ>

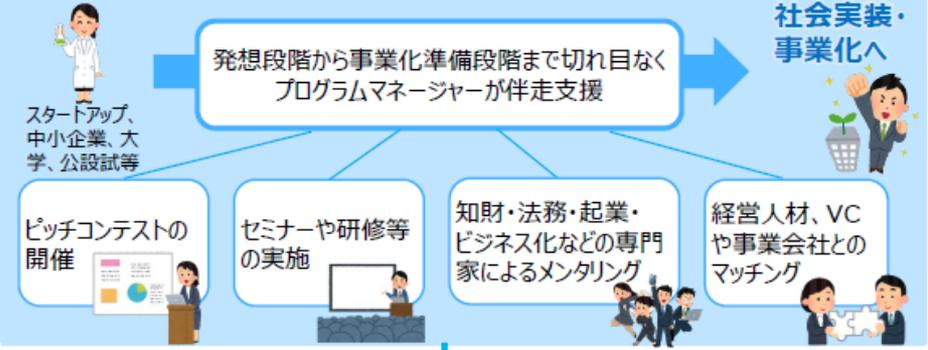


【研究開発・事業化の取組の内容】



※PMF(プロダクトマーケットフィット):顧客の課題を満足させる製品を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態。

【支援内容】



優秀な若手人材の発掘・能力向上支援

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要。

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に伝手がなく、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが重要。

農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム

ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）

【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセット**で相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい
スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）

【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※2の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【**税制特例**】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

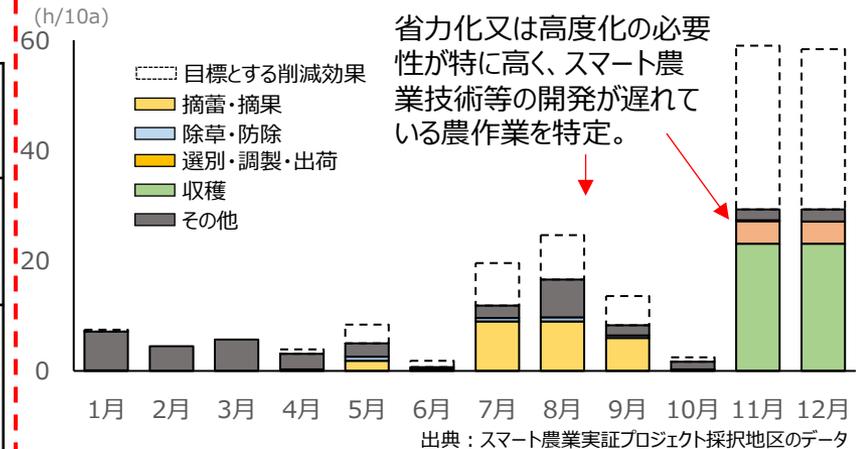
開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）

- 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、基本方針第2の1(2)において、開発供給事業の促進の目標として明示し、開発のリソースを必要な分野に重点的に投入。
- 具体的には、①営農類型ごとに、②省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、③スマート農業技術等を実用化することにより、④生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を令和12年度までに構築することを目標とする。

【基本方針における開発供給事業の促進の目標の記載内容（果樹・茶作の例）】

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園地における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農業散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	・自動選果機等の選別、調整又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間60%削減又は付加価値額20%向上

【果樹作の月別慣行作業時間】



スマート農業実証プロジェクトの効果実績をもとに「生産性の向上に関する目標」を設定。その達成に向け、スマート農業技術等を実用化することにより、スマート農業技術とその効果を十分に発揮させる新たな生産方式による技術体系を構築する。



自動収穫ロボットの
実用化



自動収穫ロボットに
合わせた樹形の変更



果樹・茶作の収穫
及び運搬作業の
労働時間60%削減

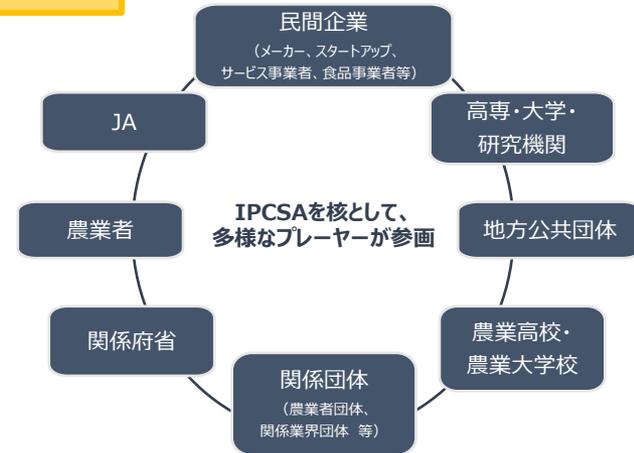
イブサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）について

- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、**農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の多様なプレイヤーが参画するIPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）※を設置。**
※IPCSA : Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture
- 同会議において、**生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じ、コミュニティ形成を促進。**
- 必要な予算を確保の上、**令和7年度より本格的に活動を開始。**

主な機能

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. 技術的な検討

構成員



今後のスケジュール

令和6年9月 準備会合の開催
10月～ HP開設、入会募集

令和7年6月～ 設立総会の開催、専用サイトの公開、調査事業の実施
7月～ マッチングイベント、技術研修会、共通課題に対応する検討会の開催 等

詳細及び
入会はこちら



イブサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）の機能

①生産と開発の連携

- ✓ 問合せ窓口を通じ、随時意見を受付
- ✓ 定期的なアンケート等でニーズを収集



②情報の収集・共有・発信

- ✓ 国内外の研究開発・実用化の動向等を調査
- ✓ 優良事例を含め、参加者間で情報共有
- ✓ スマート農業技術等に関する正確な情報発信



③関係者間のマッチング

- ✓ スタートアップやサービス事業者等の情報把握
- ✓ マッチングの場の提供
- ✓ 異分野の参画を促すイベント等の開催



④人材の育成

- ✓ 技術習得に向けた指導者の派遣
- ✓ 実践的な研修機会の提供
- ✓ 農業高校、農業大学校等との連携



⑤技術的な検討

- ✓ 経営判断に資する指標の検討、優良事例の分析
- ✓ 開発された技術の客観的な評価手法の検討
- ✓ 標準化等の検討



⑥その他

- ✓ 革新的な取組の表彰
- ✓ 様々な取組主体との連携のあり方の検討



<対策のポイント>

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の全体像>

生産方式革新事業関係

認定生産方式革新事業者が行う**スマート農業技術の活用と新しい生産方式の導入の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ【R7当初】
- ・農地利用効率化等支援交付金【R7当初】
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業【R7当初】
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業【R6補正】
- ・国産小麦・大豆供給力強化総合対策【R7当初、R6補正】
- ・持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策【R7当初】 等

【支援イメージ】



直播用ドローン



ロボットトラクタ



果樹の省力樹形への改植

スマート農業機械の導入

技術に適した生産方式への転換

開発供給事業関係

認定開発供給事業者が行う**本法に基づく重点開発目標に沿った開発・実用化の取組**に対し、予算措置上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・スマート農業技術活用促進総合対策【R7当初】
- ・スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策【R6補正】
- ・スタートアップへの総合的支援【R7当初】
- ・革新的新品種開発加速化緊急対策【R6補正】 等

【支援イメージ】



レタス収穫ロボット



ブドウの管理作業ロボット



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

スマート農業技術の開発

機械作業に適した品種の開発

社会実装の下支え

スマート農業技術活用の促進のための環境整備関係

農地の大区画化や情報通信基盤の整備、スマート農業教育の充実、生産者・開発者が参画するスマート農業イノベーション推進会議の立ち上げをはじめとしたスマート農業技術活用の促進のための環境整備を支援。

- ・農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）【R7当初】
- ・農業農村整備事業【R7当初、R6補正】
- ・スマート農業技術開発・供給加速化体制整備【R6補正】
- ・スマート農業イノベーション推進会議の創設【R7当初】
- ・スマート農業教育推進【R7当初】 等

(1) スマート農業技術活用促進総合対策

【令和7年度予算額 1,686 (1,212) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 3,525百万円)

<対策のポイント>

ロボット、AI、IoT等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とするスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術の開発・供給

スマート農業技術の開発・供給を加速化する取組を支援します。

- ① 重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)
- ② 重点課題対応型研究開発 (農研機構対応型)

2. スマート農業普及のための環境整備

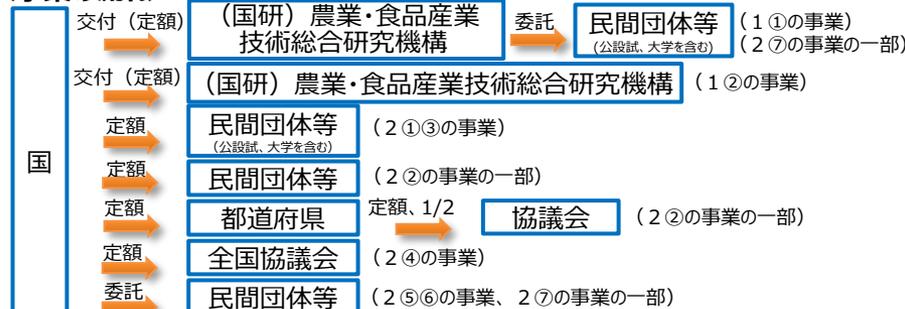
スマート農業を普及させるための環境整備を行います。

- ① 農林水産データ管理・活用基盤強化
- ② データ駆動型農業の実践・展開支援事業
- ③ 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討
- ④ データ駆動型土づくり推進
- ⑤ スマート農業教育推進
- ⑥ 次世代の衛星データ利用加速化事業
- ⑦ スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

(令和6年度補正予算) スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策

本対策において、現場ニーズに対応したスマート農業技術の開発・改良、技術導

入、人材育成体系の確立や技術の運用方法の標準化等の取組を支援します。



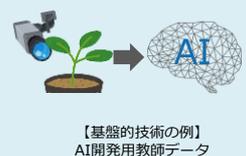
技術開発・供給

1. スマート農業技術の開発・供給

- ① 民間事業者による重点開発目標に沿った品目ごとの特性に応じた技術の開発・製品化



- ② 農研機構による品目共通のベースとなる技術 (基幹的技術) や開発を促進する技術 (基盤的技術) の開発



実装・普及に向けた環境整備

2. スマート農業普及のための環境整備



スマート農業の社会実装・実践

[お問い合わせ先] 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7462)

(2) スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策

【令和6年度補正予算額 5,359百万円】

<対策のポイント>

不足する農業労働力や中山間地域等を含めた多様な地域課題に対応するため、**スマート農業技術の開発・供給の取組**を推進するとともに、**革新的な研究開発と事業化を目指すスタートアップ・中小企業等の支援、農研機構の機能強化**など、開発・供給の加速化に向けた取組を総合的に展開します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術開発・供給加速化対策

3,525百万円

① 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

② 現場ニーズ対応型研究

中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応するため、スタートアップ、異業種、農機メーカー、大学、公設試等と産地が連携した機動的な研究開発を支援します。

③ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプの製造段階における改良**や**技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。

④ スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等**を検証し、標準化する取組を推進します。

2. アグリ・スタートアップ創出強化対策

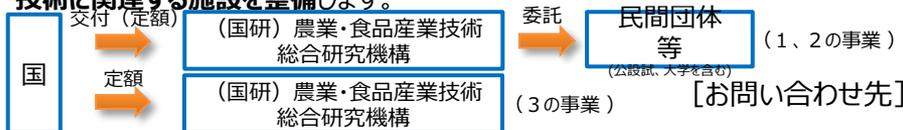
400百万円

SBIR制度のもと、**革新的な研究開発・事業化を目指すスタートアップ等の育成**や**若手人材の発掘・能力向上**を支援します。

3. スマート農業技術開発・供給加速化体制整備

1,434百万円

農研機構の有する知見や設備等を産学官が連携して利用するための**スマート農業<農研機構の備える施設を整備>**を整備します。



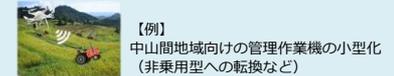
<事業イメージ>

1. スマート農業技術開発・供給加速化対策

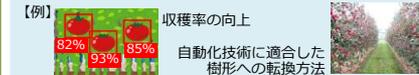
① 重点開発目標に沿った、品目ごとの特性に応じた技術の開発・製品化



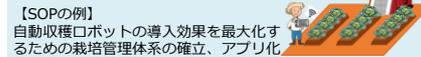
② 中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応した、既開発技術の活用等による機動的な研究開発



③ 技術の質的向上（汎用化、精度・ユーザビリティの向上）や技術に適合した新たな栽培方法の確立

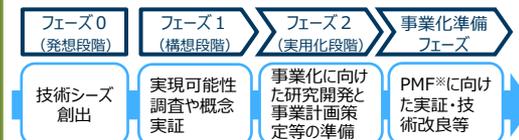


④ 技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成



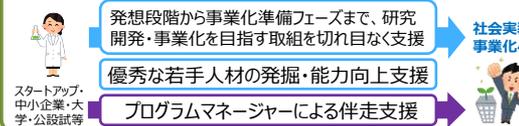
技術開発・供給 + 取組の加速化

2. アグリ・スタートアップ創出強化対策



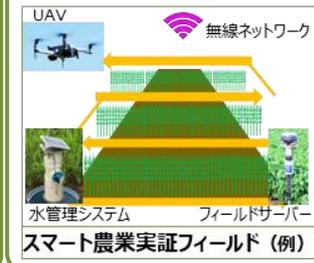
※PMF(プロダクトマーケットフィット): 顧客の課題を満足させる製品を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態。

【支援内容】



3. スマート農業技術開発・供給加速化体制整備

農研機構の備える施設を整備し、関連する施設整備を実施



(1, 2の事業) 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7462)
(3の事業) 研究調整課 (03-3502-7472)

48 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

【令和7年度予算概算決定額 30(45)百万円】
 (令和6年度補正予算額 10,000百万円)

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

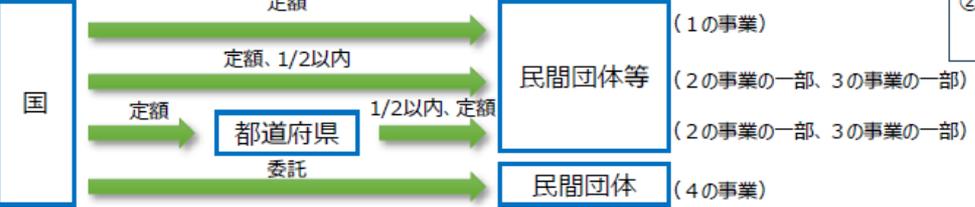
<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

- 1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援**
 スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
- 2. 農業支援サービスの先進モデル支援**
 農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。
- 3. 農業支援サービスの立ち上げ支援**
 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。
- 4. 農業支援サービスの土台づくり支援**
 - ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定し、事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。
 - ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。
 ※ 2及び3は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<p>橋渡し支援</p>	<p>先進モデル支援</p> <p>サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援</p> <p>(取組イメージ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用
<p>立ち上げ支援</p> <p>サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入 	<p>土台づくり支援</p> <p>サービス事業の環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-3501-3769)

目指す姿

日本発のフードテックビジネスを育成することで、日本と世界の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、日本を活性化する新しい産業を創出し、日本経済の発展に貢献する。

(1) 世界の食料需要の増大に対応した持続可能な食料供給を実現する

【現状】

- 増大する食料需要や地球環境への負荷、生産資材の価格高騰等のリスクに直面している中、持続可能な食料供給を実現する必要がある。
- プラントベースドフード、ゲノム編集育種、昆虫や微生物の活用、細胞性食品、AI等を活用したフードロスの削減などの研究開発が進展している。

【将来】

- 気候変動への対応や生物多様性保全など地球環境への負荷低減と、タンパク質源等の食料供給の増大を両立する。
- 食肉・食用水産物と細胞性食品は、今後も増加する食料需要を共に担うものであることを踏まえ、既存の産業との両立を図る。

(2) 食品産業の生産性の向上を実現する

【現状】

- 人口減少・高齢化や原材料価格高騰等により、食品産業が厳しい状況下にあるため、スマート化により生産性向上を図る必要がある。
- AI・ロボットについて現場環境に応じたカスタマイズや対応範囲の拡大が進められている。

【将来】

- サプライチェーンにおける過重な労働負担・人手不足を解消し、食料の持続可能な供給を実現する。

(3) 個人の多様なニーズを満たす豊かで健康な食生活を実現する

【現状】

- 健康やアレルギー対応等、様々なニーズに最適化した食品やサービス等の開発が必要である。
- 機能性成分含有量の多い作物、完全栄養食、各個人に最適な食事の提案を行うアプリ、食に制限のある者に対する製品等の開発が進展している。

【将来】

- 個人の嗜好、信条、ライフスタイル、健康状態等を踏まえて個別最適化した食体験を提供することで、心身の健康を実現する。

課題と必要な取組

(1) プレーヤーの育成（フードテック企業を生み出すための環境整備）

① オープンイノベーションの促進

- スタートアップと大企業、大学等の研究者と企業、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションを実現することで、新たな技術の創造を促進する。
- テーマごとのコミュニティを形成し、連携先のマッチング、協調領域の課題解決、設備・販売網・知見の共有等を促進する。

② スタートアップの育成

- ルール整備や消費者理解の確立等に時間を要する新技術を導入するフードテックの事業化の課題を解消するため、構想から事業化まで適切な資金供給を行う。
- フードテック分野に関心を持つ機関投資家への情報開示の在り方を検討する等、民間投資を活性化するための環境を整備する。

(2) マーケットの創出（新たな市場を作り出すための環境整備）

① 戦略的なルール作り

- 新たな技術を事業化するために必要となるルール整備について、国や民間による対応方針を決定する。
- 海外市場へ進出するコスト増大を防ぐため、国際整合性を踏まえたルールを整備する。

② 消費者理解の確立

- 食経験の少ない食品について安全確保の取組を進めるとともに、適切な表示、消費者への情報開示やコミュニケーションを実施し、消費者の信頼を確保する。
- 目に触れ口にする機会の提供や、社会課題への理解を増進する。

フードテック官民協議会について

フードテック官民協議会は、令和2年10月に設立され、**食品企業、ベンチャー企業、研究機関、関係省庁等**に所属する約1,430人（※）が参加し、**協調領域の課題解決と新市場の開拓**に向けた、具体的な議論や活動を実施。

（※）令和6年12月2日現在

官民協議会の取組

総 会

- 規約の変更その他協議会の運営に係る重要事項の決議

提案・報告会

- WT・CC及び会員の活動報告、成果の共有、ネットワーキング

作業部会
(WT: Working Team)

※会員からの提案により設置

- 協調領域の課題解決に向けて明確なアウトプット、活動期間を定め、専門的な議論を行う。

コミュニティサークル
(CC: Community Circle)

※会員からの提案により設置

- 協議会参加者のリソースを活用し、フードテックに関する機運を盛り上げていく継続的な活動を行う。

持続可能な食料供給の実現 (新たなたんぱく質源の活用)

植物性食品

・DAIZ株式会社

大豆やエンドウ豆をはじめとする種子の発芽技術を活用することで、食感や風味を食肉に近づけた代替肉や魚代替の製品を開発し、販売している。



発芽大豆原料を用いたタコス

・株式会社ZENB JAPAN

黄えんどう豆を原料にし、食物繊維やたんぱく質が豊富で糖質が低減された、豆でできたグルテンフリーの麺やパンを製造・販売している。



黄えんどう豆の麺

・株式会社TWO

人参や白いんげん豆を原材料とし、新たな独自技術「野菜半熟化製法」を用いて圧倒的なふわとろ食感を実現したプラントベースエッグを開発した。



プラントベースのスクランブルエッグ

細胞性食品

・インテグリカルチャー株式会社

独自の細胞培養システムを構築し、コストダウンを実現。あひるの肝臓由来のペースト食品を研究開発している。世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。



細胞性食品の製造ライン

・培養肉未来創造コンソーシアム

大阪大学が開発した筋肉組織構造を自在に作製する3Dバイオプリントによる食用培養肉製造技術の社会実装を目指している。



和牛の培養肉

昆虫食・飼料

・株式会社エコロギー

昆虫コオロギの養殖生産および昆虫コオロギを活用した食品、飼料の開発・製造・販売に取り組んでいる。



コオロギ粉末

・株式会社ムス力

イエバエを活用し、家畜排泄物等の有機廃棄物を、1週間で同時に有機肥料と昆虫飼料に再資源化する技術の実用化に取り組んでいる。



幼虫(昆虫飼料)と有機肥料ペレット

その他新技術の活用

・株式会社 Kinish

植物分子農業の技術を用いることでイネから本物の牛乳たんぱく質を生成し、牛乳らしいクリーミーさを植物性ミルクで表現。乳牛の代替を加速させ、美味しさやサステナブルな世界の実現を目指している。



コメから牛乳たんぱく質を生成

・麴ラボ (筑波大学)

日本の伝統的発酵微生物である麴菌を培養して得られる菌体バイオマスを代替肉原料として活用する技術の確立を目指して、研究開発に取り組んでいる。



麴菌の菌体からできた鶏肉

・Morus株式会社

日本の伝統産業と最新の研究開発の融合により、高タンパクで高栄養なカイコをパウダー化、食品やヘルスケア製品などに活用できる原料を開発している。



カイコパウダー

持続可能な食料供給の実現 (フードロスの削減)

アップサイクル食品

・ASTRA FOOD PLAN株式会社

過熱水蒸気による乾燥殺菌装置「過熱蒸煎機」を活用して、規格外や生産余剰、残渣として捨てられている農作物をパウダー化して再生し、新たな食品原料にすることでフードロス削減に取り組んでいる。



玉ねぎの端材からできたアップサイクルパウダー

・株式会社グリーンエース

野菜の色や香り、栄養成分を保持したまま粉末化する技術を活用して、規格外農産物や未利用資源を新たな価値を持つ商品に変えることで、フードロス削減と健康的な食生活の実現を目指している。



野菜粉末

・株式会社ファームステーション

未利用バイオマスを酵素で分解し、麹や酵母、乳酸菌などの微生物を活用し、機能性が期待されるターゲット成分を主成分として含む複合的な食品素材「アップサイクルグリーンフード」を開発している。



未利用資源の活用

・CRUST JAPAN株式会社

大手パンブランドや地ビールメーカーと提携し、パンやお米など余剰食材を使用したクラフトビールを製造している。



端材パンからビールを製造

AIを活用した需給予測システム

・伊藤忠商事株式会社

需要予測に基づく発注業務の最適化。小売の購買データと卸の業務データに加え、人工知能(AI)の一種である機械学習モデルを構築し提供している。



メーカーへのAIを使った自動発注の仕組み

フードシェアリング

・株式会社コークッキング

まだおいしく安全に食べられる飲食店の廃棄予定食品をユーザーとマッチングするフードシェアリングサービスアプリ「TABETE」を提供している。



フードシェアリングサービスTABETE

・株式会社クラダシ

フードロス削減を目指すソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」を運営。まだ食べられるのに捨てられてしまう可能性のある食品をお得な価格で販売し、売上げの一部で環境保護や災害支援など社会貢献活動を支援。



フードロス削減と社会貢献支援

鮮度保持技術

・デイブレイク株式会社

食材へのダメージを最小限に抑え高品質に凍結するシステムを開発。複数のファンが優しい冷気を作り出し、食材を高速で冷却することで乾燥・酸化・変色を防ぐ特殊冷凍を実現している。



普通冷凍と特殊冷凍による冷凍品質の比較

・ZERO CO株式会社

低温・高温の保管環境を安定的に生み出すことで、鮮食品の鮮度を長期間・高品質に保持することができる技術を活用した食基盤形成に取り組んでいる。



低温・高温の長期貯蔵保管技術

・TOPPAN株式会社

食品を完全に密封・真空にできるパックの台紙を紙素材にし、プラスチックの使用量を削減するとともに、特殊なフィルムで、従来の発砲スチロールより鮮度保持が可能となる包装資材を販売している。



鮮度保持と環境負荷低減を両立する食品包装システム

<対策のポイント>

環境保護等を見据えた持続可能な食料供給体制の必要性や、食に求めるニーズの多様化などを背景に、世界的にフードテックビジネスが拡大するなか、日本においても、新技術を活用した事業を創出し、国内外に展開していく必要があります。フードテック官民協議会の運営による企業間の連携や協業、ビジネス実証等を支援します。

<事業目標>

フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

1. フードテック官民協議会の運営

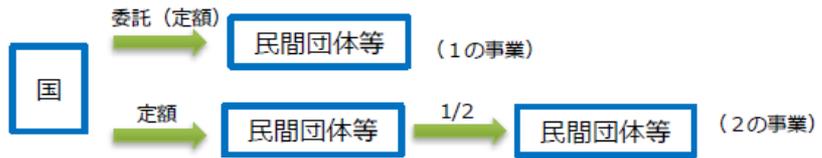
フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する官民協議会の運営等により、

- ① フードテック等の新技術について、**協調領域での課題解決や新市場開拓、企業間連携・協業や投資の促進**
- ② **ビジネスコンテスト開催等**により、国内中小企業の取組の発掘や消費者理解のための情報発信、国内外の企業や投資家とのマッチングの促進を行います。

2. フードテックビジネス実証事業

- ① **ビジネスモデル実証事業の支援**
 国内の食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、大学等の研究機関、食育・栄養関係団体等による**フードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組を支援**します。
- ② **横展開に向けた情報発信等**
 ①の取組により実証された内容の横展開及び消費者への普及促進を図るため、**実証成果をとりまとめたウェブページ等の成果物の作成、セミナーの開催等による情報発信等の取組を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. フードテック官民協議会の運営

- 作業部会等による課題の整理や**肝**決策の議論
 例：分野別ロードマップの検討と共有
 有識者を変えた業界ガイドラインの検討
- **ビジネスコンテストや勉強会、官民協議会総会等を通じた国内企業の取組発掘、国内外の企業や投資家とのマッチング促進**

【食に関する幅広い事業者、団体等が参画】

大手食品企業	機械メーカー
IT関連企業等	外食・中食産業
フードテック企業	大学・研究機関
VC/投資家	行政

2. フードテックビジネス実証事業

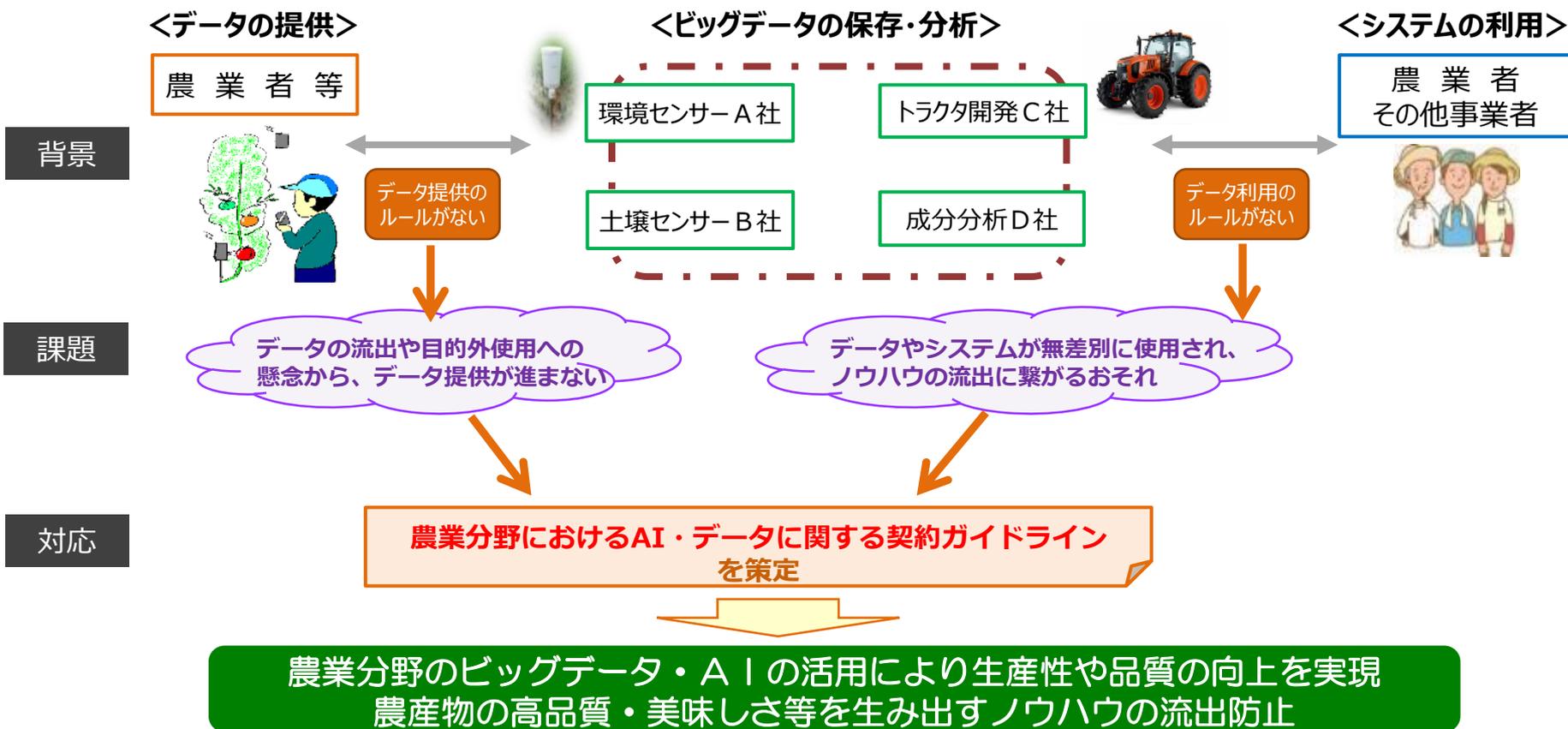


事業戦略検討、試作品製造、マーケティングリサーチ、商品デザイン、テストマーケティング、販路確保、原材料確保

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ (03-6744-7181)

農業分野におけるデータ利活用促進とノウハウ保護のルール作り

- データやA I 等を活用し農産物の品質や生産性の向上を図るスマート農業を推進するためには、農業者が安心してデータを提供できる環境を整備する必要。
- 農林水産省は、データの提供者（農業関係者）及び受領者（農業機械メーカー、ICTベンダ等）の契約の考え方及びひな形等の内容とする「[農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン](#)」を令和2年3月に策定・公表。
- 今後は、同ガイドラインによる契約実務が現場で根付くよう、農林水産省の補助事業等におけるルール化や関係者への研修等を実施し、農業データの利活用とノウハウの保護に関する考え方について普及・啓発を図る。



農業技術も流出のおそれ

- 農業現場には、熟練農家の優れた技術・ノウハウや栽培データ等の重要な知的財産が多く存在しているが、農業現場ではこれらは保護すべき知的財産であるとの意識が希薄。
- 農業分野におけるAIやデータの活用等のスマート農業の推進に伴い、これまで熟練農家の暗黙知とされていたノウハウ等も形式知化（言語化やデータ化）され、他者への共有が容易に。
- 一方で、ノウハウ等の意図しない流出や不正な利用にも備え、適切に保護していく必要。

スマート農業の効果

① 作業の自動化

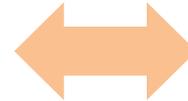
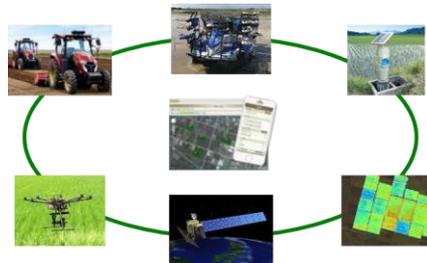
ロボットトラクタ、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能に

② 情報共有の簡易化

位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能に

③ データの活用

ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能に



国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人の男が昨年、スマート農業機器のプログラムに関する情報を不正に持ち出したとして、警察当局が不正競争防止法違反容疑で捜査していた。男はインターネットの交流サイト（SNS）を通じて、この情報を中国にある企業の知人2人に送信していたとの新聞報道。

（『産経新聞』2023.4.3 朝刊 21面）



農業分野におけるA I ・データに関する契約の分類

○ ガイドラインでは、契約類型を分類し、契約の留意事項やモデル契約書案等について解説。

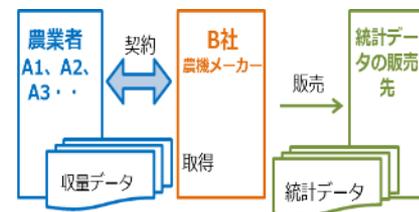
データ提供型契約

- データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する際に取り決める契約



データ創出型契約

- 複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限を取り決める契約

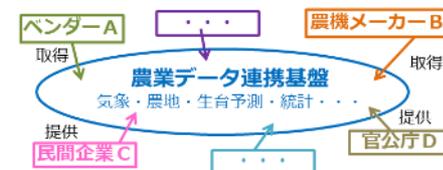


研究開発契約

- 委託者から農業データの提供を受けて受託者がAI等を活用して成果物を生成する際の契約

データ共用型契約

- プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする類型の契約

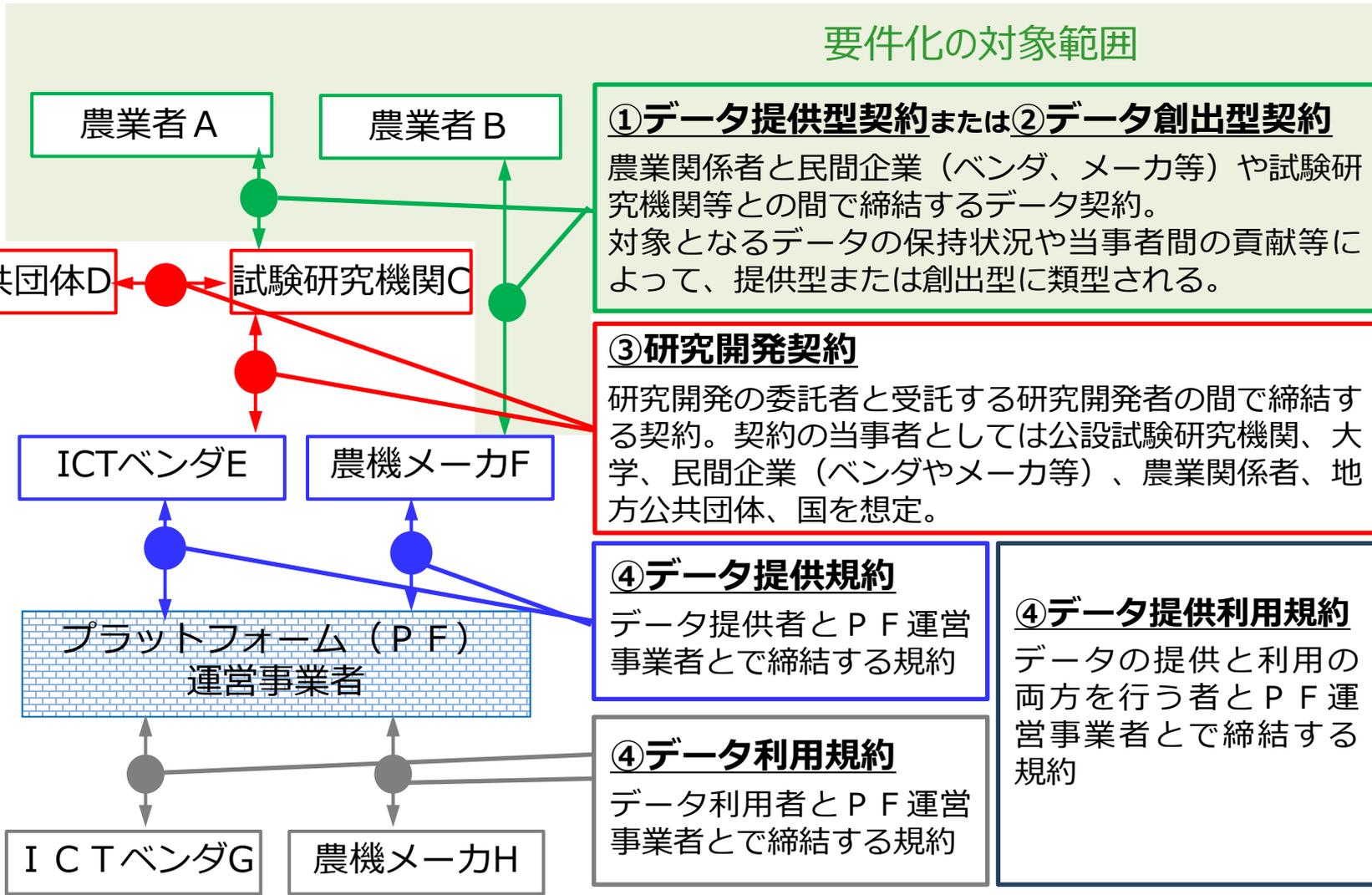


【参考】データを扱う契約の全体のイメージについて



<イメージ>

一般的なデータの流れ



営業秘密とは



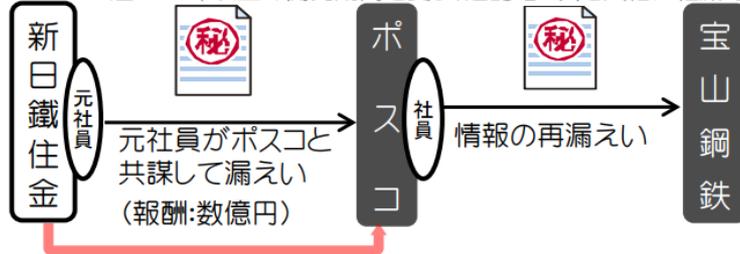
- 工業分野では基幹技術に関する情報の漏えい事案が多発し、中国・韓国などの製鉄・家電・半導体分野の成長に直結。
- 営業秘密の保護は国際約束であり、不正競争防止法はその担保法にあたる。

経済産業省
資料より

新日鐵住金 高額報酬（数億円）で外国ライバル企業へ漏えい →約1000億円の賠償請求

(2012年提訴)

【漏えい】変圧器用の電磁鋼板※の製造プロセスおよび製造設備の設計図等
※注 20年以上の開発期間を要し、送配電ロスを大幅に軽減可能。

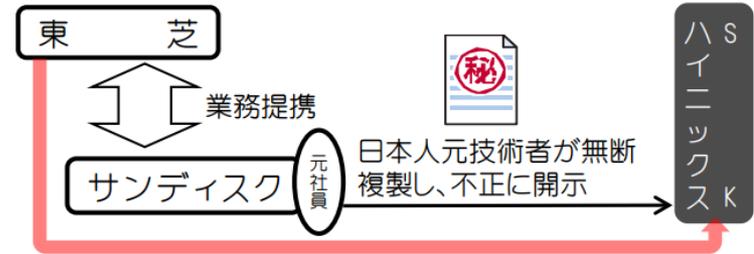


【現状】賠償請求・差止め請求→2015年9月30日に和解(300億円)
米国、韓国の訴訟は取り下げ

東芝 提携先から外国ライバル企業へ漏えい →約330億円で和解

(2012年発生)

【漏えい】NAND型フラッシュメモリ※の仕様およびデータ保持に関する検査方法等
※注 携帯電話等の記憶媒体。小型化を巡り激しい国際競争。



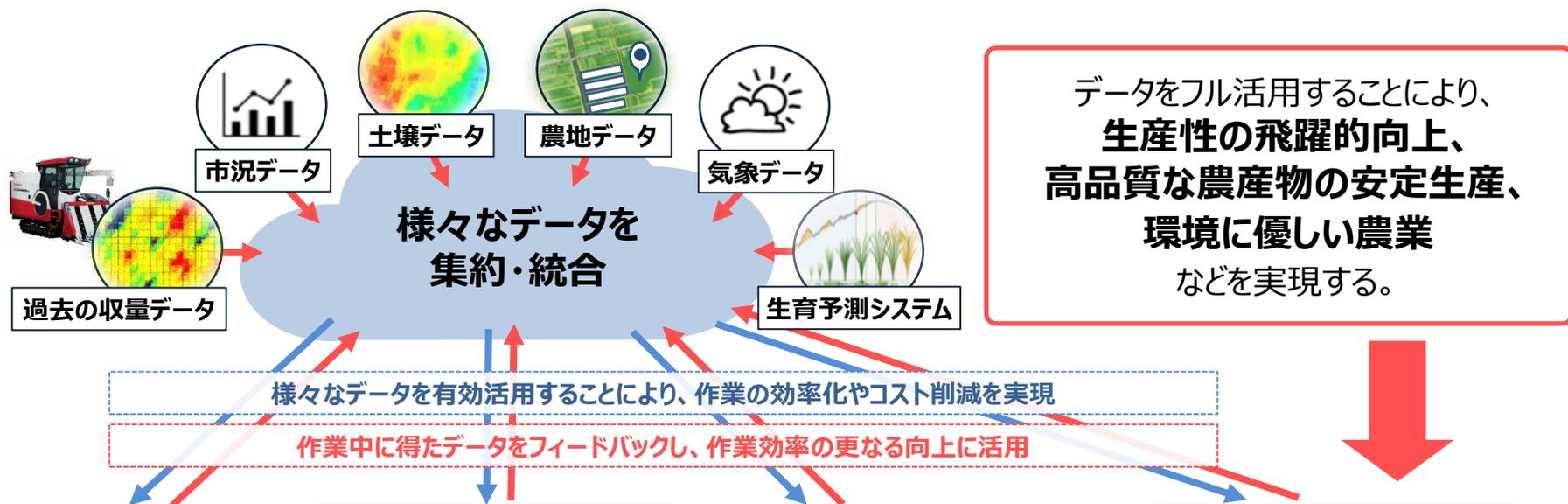
【現状】賠償請求(約1100億円) → 2014年12月に和解(約330億円)
・元社員の逮捕(懲役5年(実刑)、罰金300万円(2015年9月:東京高裁))

参考：国際上のルール

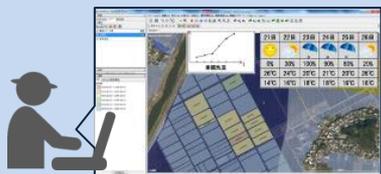
- TRIPS協定によって、“非開示情報”が知的財産権の1つとして位置付け。
- パリ条約で規定された不正競争行為からの保護（不正な取得・利用・開示の防止）が国際約束に。

データを活用した農業の将来像

農業現場における持続性確保と生産性向上を両立するためには、データをフル活用できる環境を整備することが不可欠。



- ・ 営農形態に応じた最適な作業計画
- ⇒ 作業効率や収益を最大化



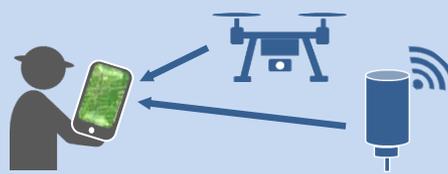
作業計画の策定

- ・ 農作業の自動化
- ⇒ 作業効率を大幅に向上



耕起・播種・移植

- ・ スマホでの生育状況確認
- ・ ピンポイント農薬散布、可変施肥
- ⇒ 作業時間や労力を大幅に削減
- ⇒ 資材コストを大幅に削減



生育管理

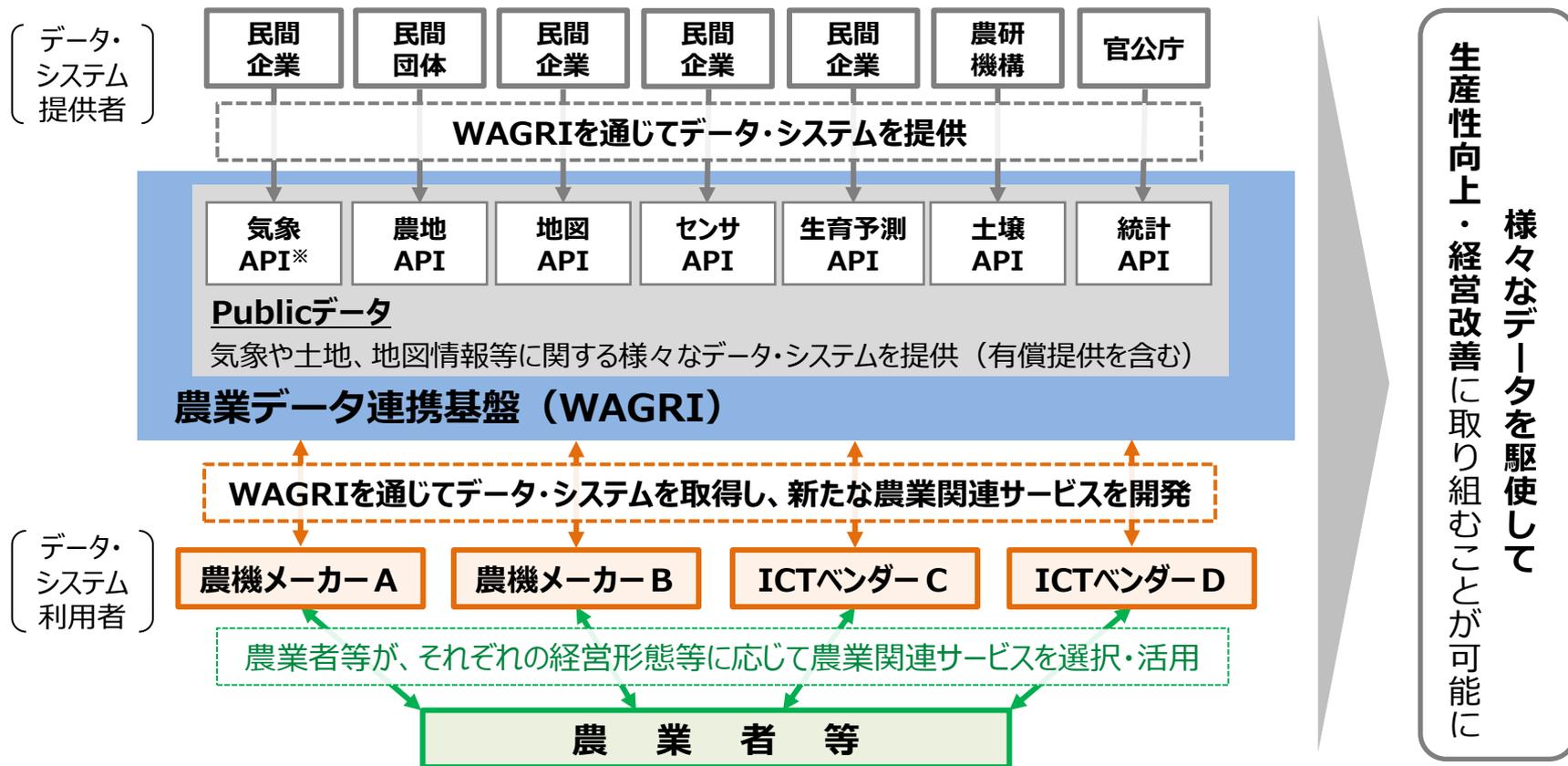
- ・ 適期収穫
- ・ 高品質な農産物の安定出荷
- ⇒ 収益を大幅に向上



収穫

農業データ連携基盤（WAGRI）の概要と構造

- 農業ICTの抱える課題を解決し、農業の担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境を生み出すため、**データ連携・共有・提供機能を有する協調領域としてデータプラットフォーム（農業データ連携基盤：WAGRI）を構築し、2019年4月より農研機構を運営主体として運用を開始。**
- 2025年3月末現在、**116の民間事業者等が利用**。WAGRIを活用した**農業者向けサービスを民間事業者が開発、提供**。



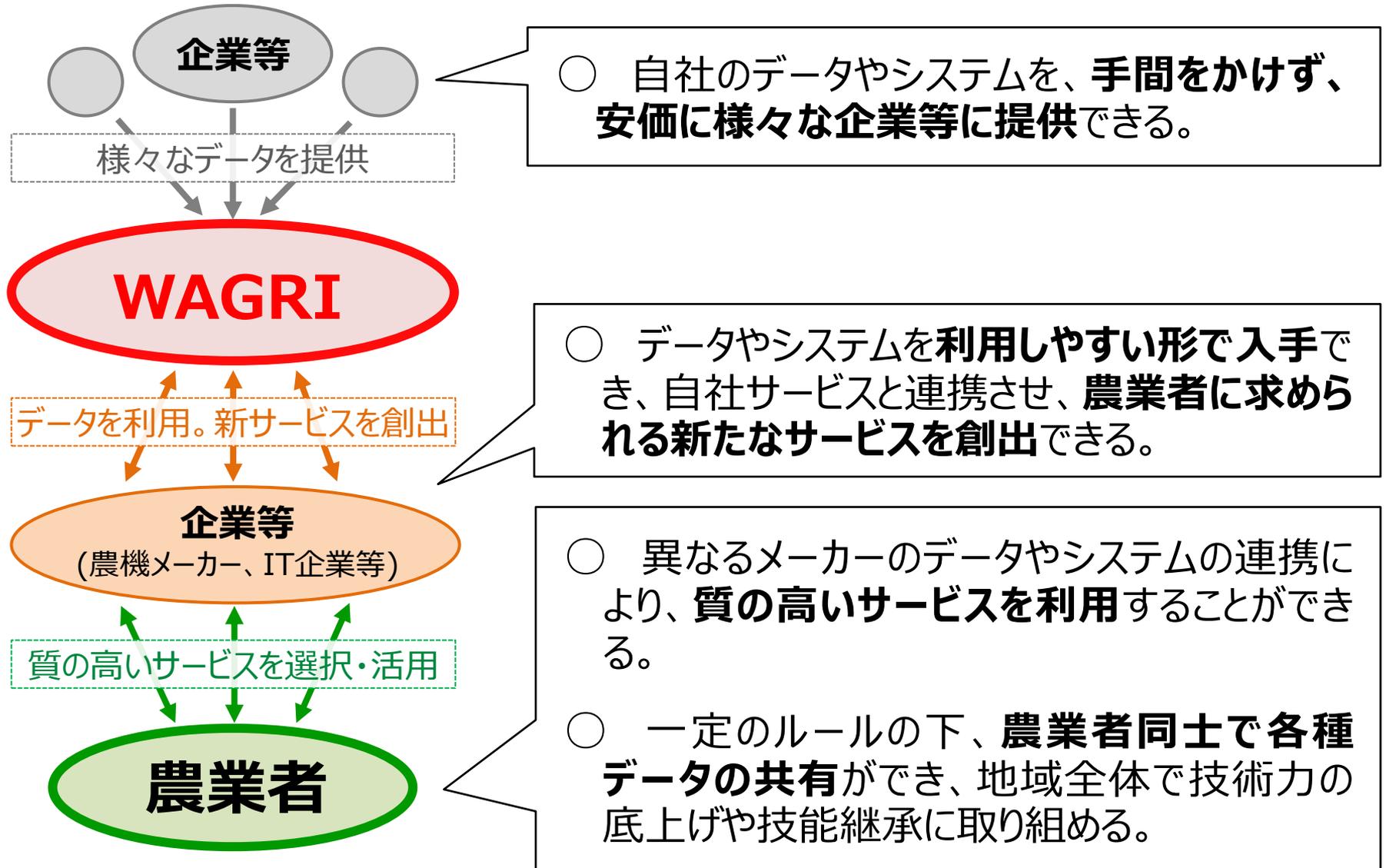
※Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

農業データ連携基盤（WAGRI）の運営・活用状況

	主な情報項目	民間の主なサービス
2019年 開始時 年末 26→41会員 59API	肥料情報、農薬情報 農地区画情報（筆ポリゴン）、気象データ 生育予測プログラム（水稻、小麦、大豆、レタス）	<ul style="list-style-type: none"> ・NECソリューションイノベータ(株)「NEC 営農指導支援システム」 ・(株)ビジョンテック「AgriLook」 ・テラスマイル(株)「RightARM」
2020年 45会員 81API	デジタル土壌図、 統合農地データ ※筆ポリゴン、農地ピン、デジタル土壌図を統合 生育収量予測プログラム（トマト、パプリカ） 等を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ESRIジャパン株式会社「ArcGIS Online」
2021年 68会員 86API	青果物市況情報 食肉市況情報 病虫害画像判定プログラム 等を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」 ・(株)セラク みどりクラウド「営農支援アプリ」
2022年 82会員 123API	病虫害小図鑑、 昆虫世代予測プログラム 等を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社オプティム「アグリレコメンド」
2023年 101会員 176API	市場価格予測・需要予測モデル（レタス、トマト等） 栽培技術が学べる学習コンテンツの入出力API（イチゴ） 病虫害発生予察情報（全国） 等を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・キーウェアソリューションズ（株）「e-ラーニングサービス」（学習コンテンツ管理・閲覧ツール）

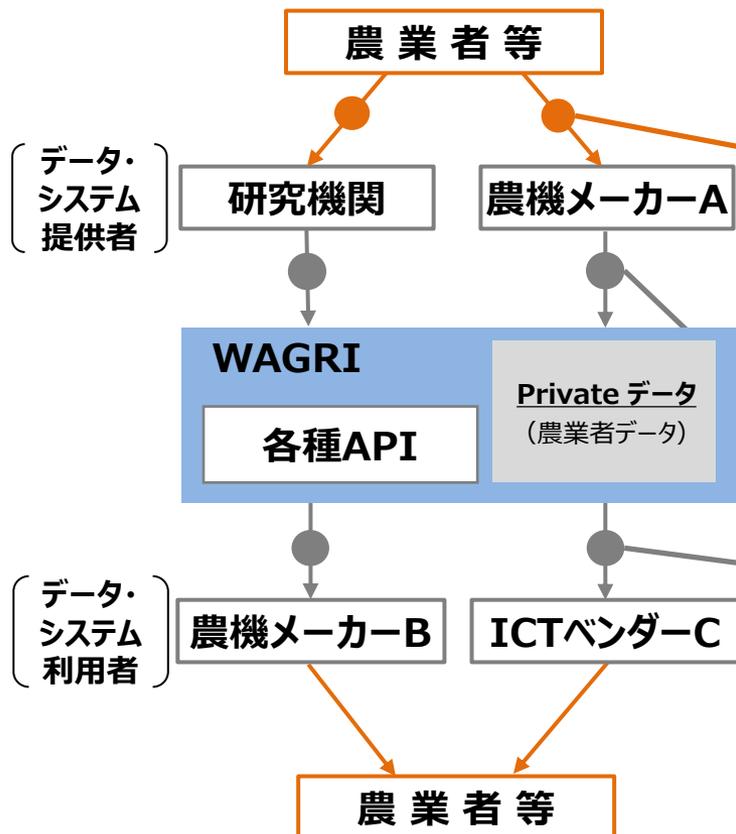
※ 現在（2025年3月末）は116会員

WAGRIが生み出すメリット



WAGRIにおけるデータの取扱い

安心してデータ連携や共有に取り組める環境を整えるため、農林水産省において策定された「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を基に、WAGRIの利用者と運営者で締結する規約（データ提供利用規約）や、WAGRIの利用者と農業者等で締結する同意書を整備。



WAGRIのデータ活用に関する規約等

同意書（農業者等と利用者で締結）

- ✓ 農業者等が許諾した範囲で、WAGRI運営者、利用者等が利用

データ提供利用規約

（WAGRI運営者と利用者で締結）

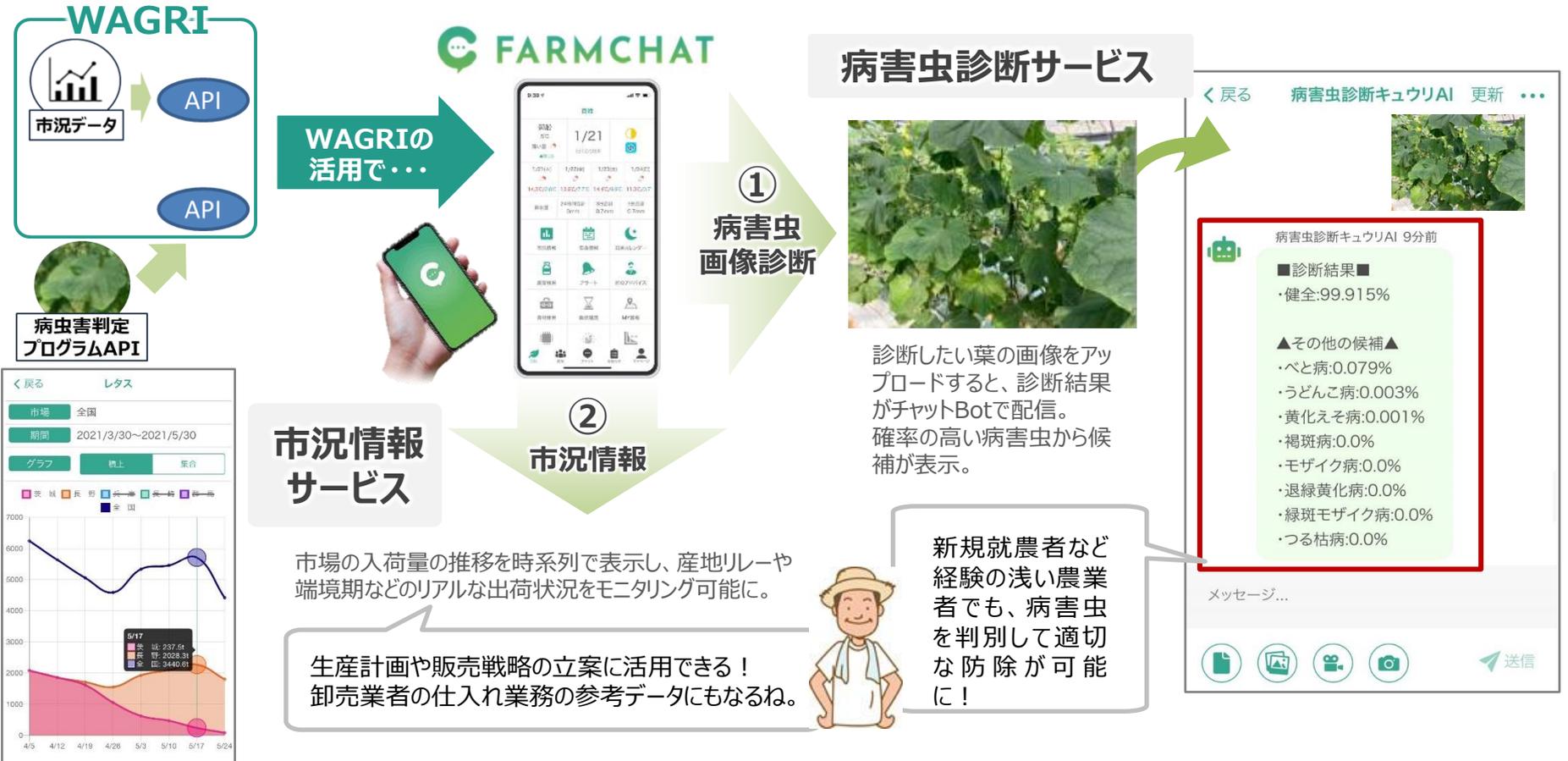
- ✓ データは基本的に非公開で、対象を選択して公開設定が可能
- ✓ 農業者等のデータ提供には同意が必要
- ✓ 利用者は農業者等のデータを厳重に管理。運営者はセキュリティ対策を実施
- ✓ WAGRI脱退時には、利用者は自己のシステムから収集済データを削除

民間企業による活用事例

- (株) ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」-

- WAGRIの病虫害画像判定プログラム、青果物市況データを「FarmChat※」に連携。
- スマホで撮影した作物の葉の画像から病虫害を識別し、適切な防除が可能に。(2022年10月現在12品目に対応)
- 日々の市況情報の確認や産地リレー・端境期のモニタリングが可能に。API連携により、ICTベンダーは作業コストと人為ミスが低減。

※ チャット機能や様々な農業情報配信機能、業務効率化機能を備えた、農業者向けのスマートフォン用アプリ。



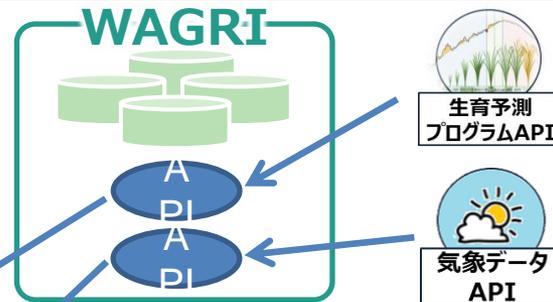
民間企業による活用事例 - (株) ビジョンテック「AgriLook」-

- WAGRIの気象データと自社の衛星画像及び生育予測モデルを連携して、生育ステージに応じて**施肥管理**や**病害虫対策**等のきめ細かな栽培管理ができる「AgriLook」を提供。



色々なデータを使って、もっときめ細かい栽培管理がしたい！

WAGRIの活用で・・・

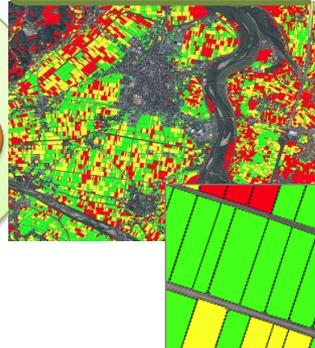


～ AgriLook (アグリルック) ～

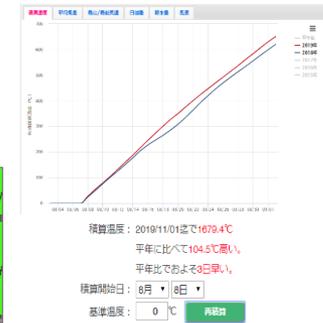
衛星データや気象データを複合利用した生育情報や病害虫情報を確認



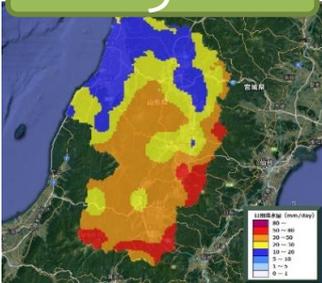
追肥診断



積算気温 (出穂後)



気象メッシュマップ



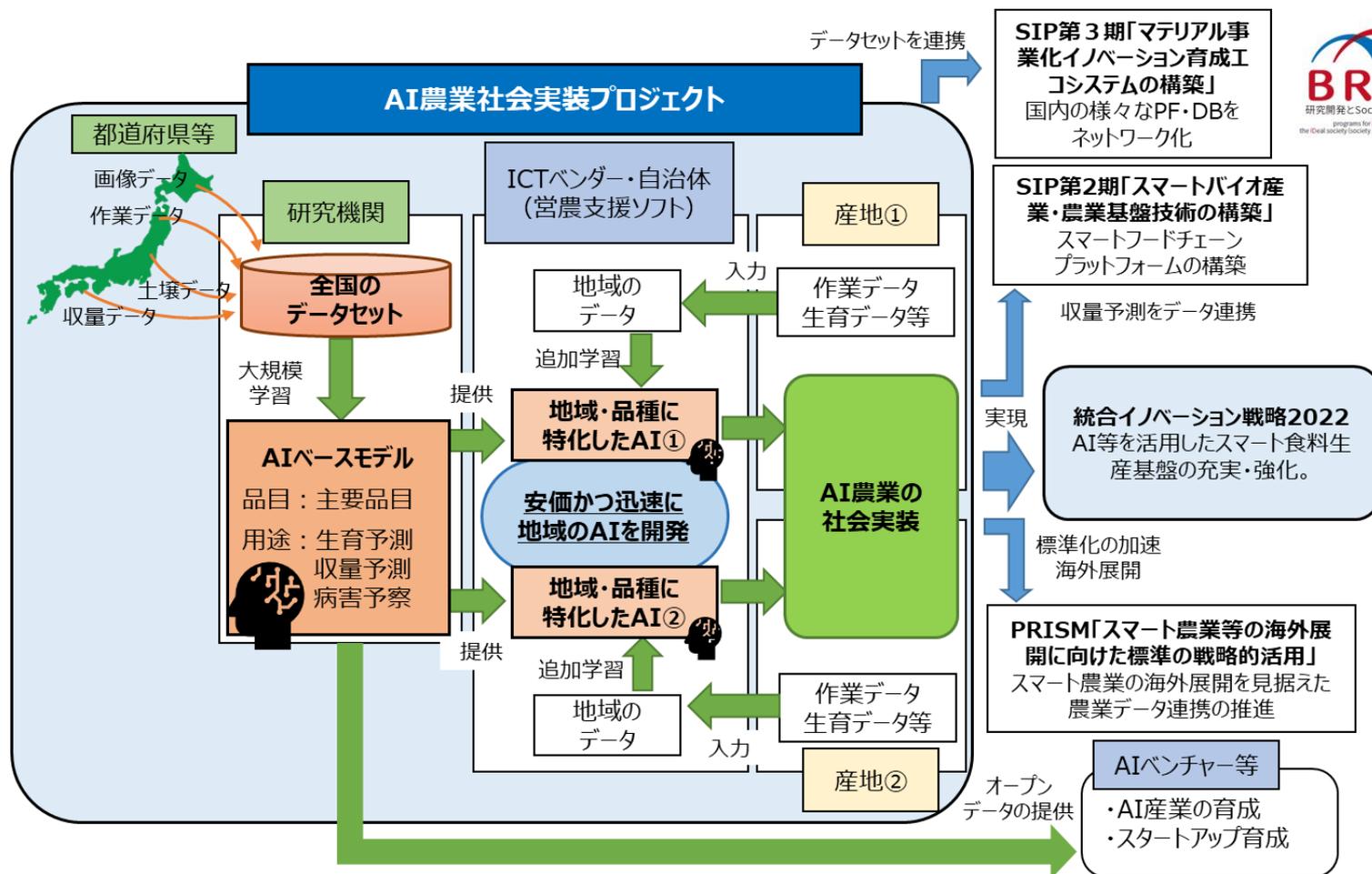
病害虫予測



「AgriLook」に気象データを組み合わせることで、**施肥管理**や**病害虫対策**などのきめ細かな栽培管理ができる！

内閣府予算を活用したAI社会実装の推進

AI等を活用したスマート食料生産基盤の充実・強化に向け、内閣府「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」を活用して、AI学習用に全国のデータを公的に収集し、構築したデータセットで学習させた生育予測や病害虫発生予察等の基本AIモデルを開発・公開するほか、データセット及び基本AIモデルを民間企業等が活用し、精度の高いAIを低コストかつ迅速に開発できる環境を整備する。



① 農林水産データ管理・活用基盤強化

【令和7年度予算額 150（－）百万円】

<対策のポイント>

- スマート農業技術を普及させ、データを活用した農業の取組を拡大させるため、①オープンAPI等を活用したサービス事業者の機能強化を推進するとともに、②農業データの川下とのデータ連携を支援し、農業現場における生産性の向上や環境に配慮した農業生産の実現を目指す。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. オープンAPI等を活用したサービス事業者の機能強化

① オープンAPI等を活用した新たなサービス開発

営農の高度化に資するよう異なるメーカーの機器・システムから取得されるデータの連携実証やオープンAPI等を活用した新たなサービス開発を実施し、ユースケースの実現やサービス事業者の機能強化を支援します。

② 農業データ連携・共有のための環境整備

農機・機器メーカーやICTベンダー、業界団体、研究機関等が行う農業データを連携・共有するための

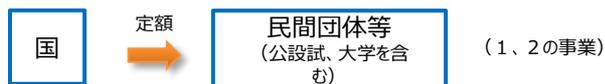
- ・協調データ項目の特定・拡大、データ形式の標準化
- ・データの利用権限等の取扱いルールの策定

等の環境整備を支援します。

2. 農業データの川下とのデータ連携実証

農業データの川下との連携による付加価値の創出や環境に配慮した取組の見える化等についてデータ連携基盤を活用した実証を実施します。

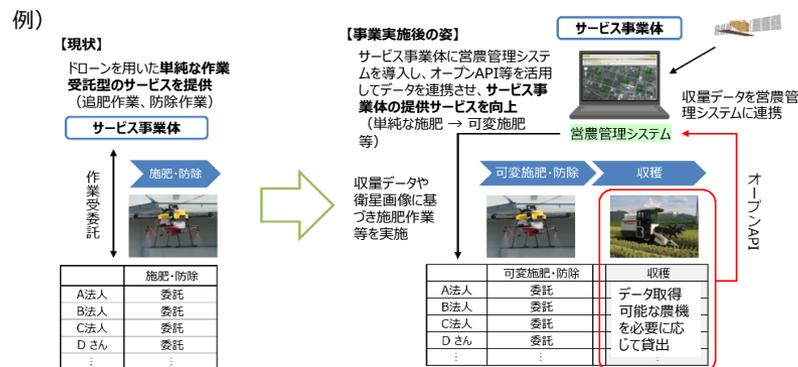
<事業の流れ>



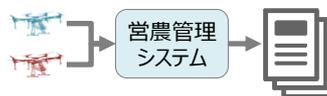
<事業イメージ>

【1. オープンAPI等を活用したサービス事業者の機能強化】

- オープンAPI等を活用した新たなサービス開発



例) メーカー、機種を問わないドローンの自動日誌作成



- 農業データ連携・共有のための環境整備
- ・連携する機器の拡充、協調データ項目の特定・拡大、データ形式の標準化

【2. 農業データの川下とのデータ連携実証】

<実証の例>

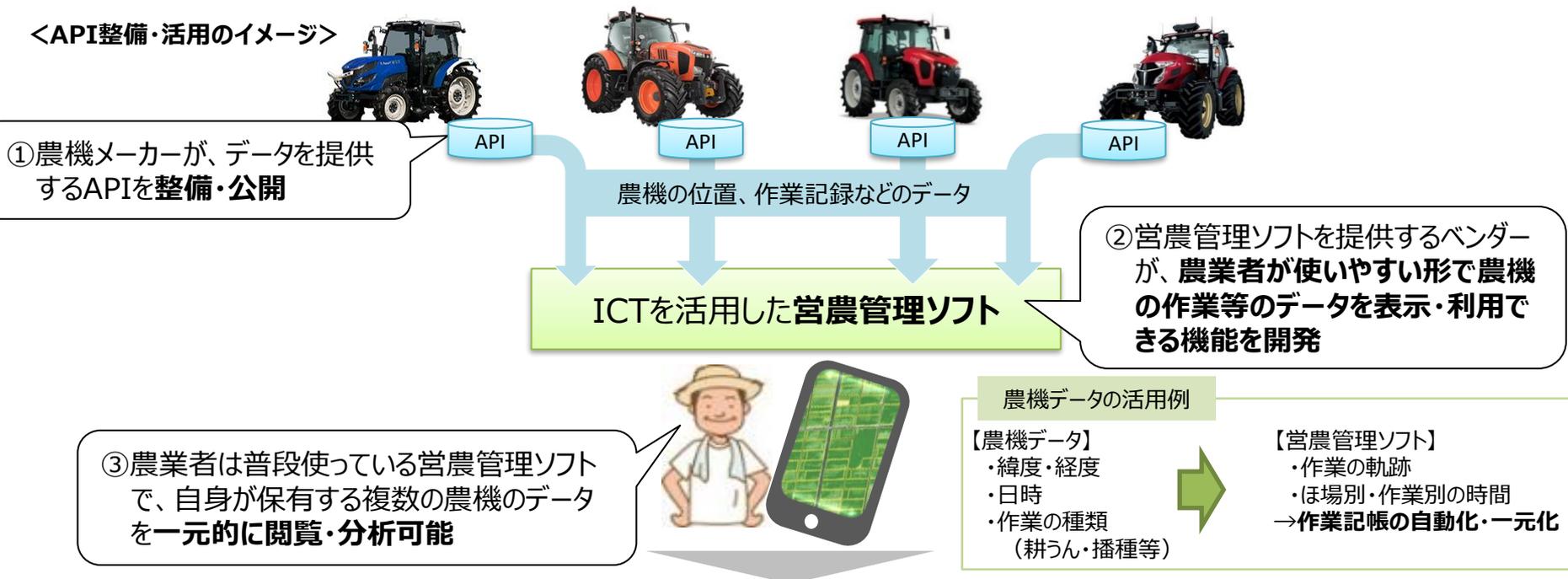


【お問い合わせ先】 大臣官房政策課技術政策室 (03-6744-0415)

農機間のデータ連携を可能にするオープンAPIの整備

- スマート農業の普及に伴い、現場からは、メーカーの垣根を越えて様々な農機・機器を相互にデータ連携させ、一元的なデータ管理・分析と農業経営への活用のニーズが高まっている。
- 農業者が位置、作業記録等の農機データを様々なソフトで利用できる仕組み（オープンAPI）の整備を推進

<API整備・活用のイメージ>



オープンAPIの整備に向けたルールづくりとコンセンサスの形成に向けて、農機メーカー4社、ICTベンダー、農業者、学識経験者が参画する検討会を設置（令和2年8月）し、「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン（令和3年2月）」を策定、R4から補助要件化

農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドラインver1.0のポイント

農業者が利用する農業用機械等から得られるデータについて、メーカーやシステムの垣根を越えて連携させるオープンAPI※の整備を推進するため、農機メーカーやICTベンダー等の事業者の対応指針を整理。

※データ連携のための仕様を外部へ公開し、一定の条件下、他のシステムと連携する仕組み

オープンAPIにより目指す姿



API連携に当たっての課題

- 連携するデータ項目の特定
- データに係る利用権限やセキュリティ等の検討
- API形式等の標準化

ルールづくりが必要

農機メーカー、ICTベンダー、農業者、学識経験者等が参画する「農業分野におけるオープンAPI整備に向けた検討会」を令和2年8月に立上げ

検討会の議論を踏まえ、農林水産省が、機械提供事業者（農機メーカー）や接続事業者（ICTベンダー）の対応指針を示したガイドラインを令和3年2月に策定

農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドラインver1.0

対象とする機器・システム

- データを取り扱う農業用機械等（農業機械、IoT機器、農業生産関連施設等）

データ連携を行う上での指針

- APIの開放性と利用制限
 - …農機メーカーは、API接続を希望するICTベンダーを差別的に排除しない
- 農業者と機械提供事業者との契約
 - …農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを踏まえ、第三者に当たるICTベンダーへのデータ提供を想定した契約を締結
- 機械提供事業者と接続事業者との契約
 - …API接続の開始手続や不正アクセス・障害等発生時の対応、利用者への保証、免責、禁止行為など、API利用に当たって必要な事項について契約を締結
- 提供データの利用権限
 - …農業者が自身のデータを活用する範囲において、ICTベンダーによるデータの加工等が可能、目的外利用は不可
- 提供データの保管責任・有効性・継続性
 - …ICTベンダーはデータを適切に管理・保管
- APIの標準仕様
 - …WAGRIの仕様を踏まえつつ、円滑なデータ交換を可能とするAPI仕様を事業者間で合意
- 個人情報の保護、セキュリティの確保、メンテナンス体制

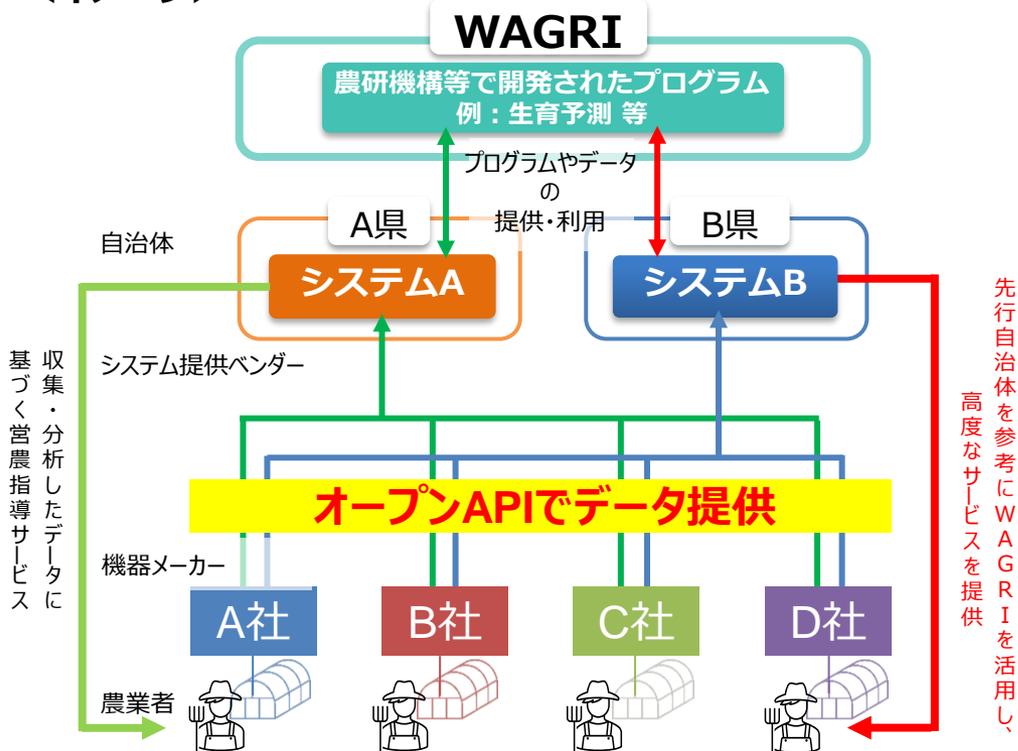
データ項目

- 農業者のニーズ等を踏まえ、農業用機械等の種類ごとに連携するデータ項目を検討
- データの用語、取得頻度、単位等の標準化については継続して検討

オープンAPI（農機API）の活用イメージ

- ▶ 農林水産省の「農林水産データ管理・活用基盤強化事業」では、トラクターなどの主要な農機の稼働時間や、施設環境モニタリング機器の温度、CO2濃度等を対象に、農業者本人の同意に基づいてデータを様々な営農管理ソフトで統合利用できるよう、データ形式の標準化やオープンAPI（農機API）の整備を進めてきた。
- ▶ 各自治体で取組が進むデータ共有システムに農機APIを活用することで、データ取得の通信手順や取得したデータ形式が統一され、データ提供・利用側の双方の開発コストを削減できる。さらに、農研機構等が開発した作物の生育予測等のプログラムをWAGRIを介して活用することで、農業者の生産性向上に繋がる高度なサービスが安価に提供できるようになると期待される。

<イメージ>



<オープンAPI・WAGRIの活用で目指す姿>

オープンAPIやWAGRIを活用することで、**農業者が高度なサービスを安価に受けられるようになり、生産性が向上**

- ① オープンAPIを活用することで **機器メーカーの自治体システムへのデータ接続に係るコストが抑制される**
- ② 各機器メーカーからシステムへ提供される **データ形式が統一されているため、自治体・システムはデータの一元管理が容易に**
- ③ 農研機構等で開発された生育予測等のプログラムをWAGRIを介して活用することで **自治体は農業者の生産性向上に繋がる高度なサービスを安価に提供可能に**

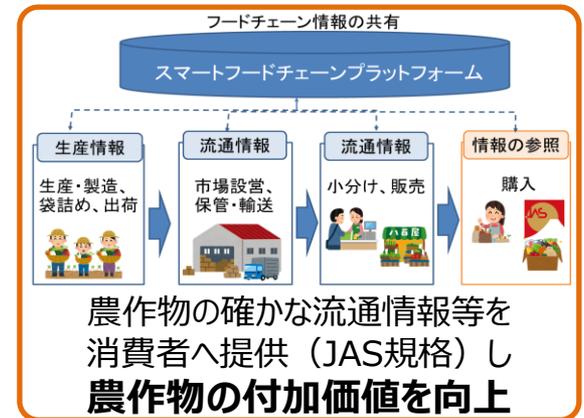
スマートフードチェーンについて

- スマートフードチェーンとは、**生産から加工、流通、販売、消費までの情報を連携させたフードチェーン**であり、**生産の高度化や販売における付加価値向上、流通の最適化**等に資することが期待されている。
- SIP第2期では、**スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）を構築（基盤ソフトウェアのOSS化）、各種機能実証、農産物の確かな流通情報等を消費者に提供することを目的としたJAS規格の制定及び社会実装の体制整備等**が行われた。

生産から加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能な
「スマートフードチェーン」を構築



スマートフードチェーンの構築により可能となる取組例



「内閣府戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) (H30年度～R4年度)」において開発

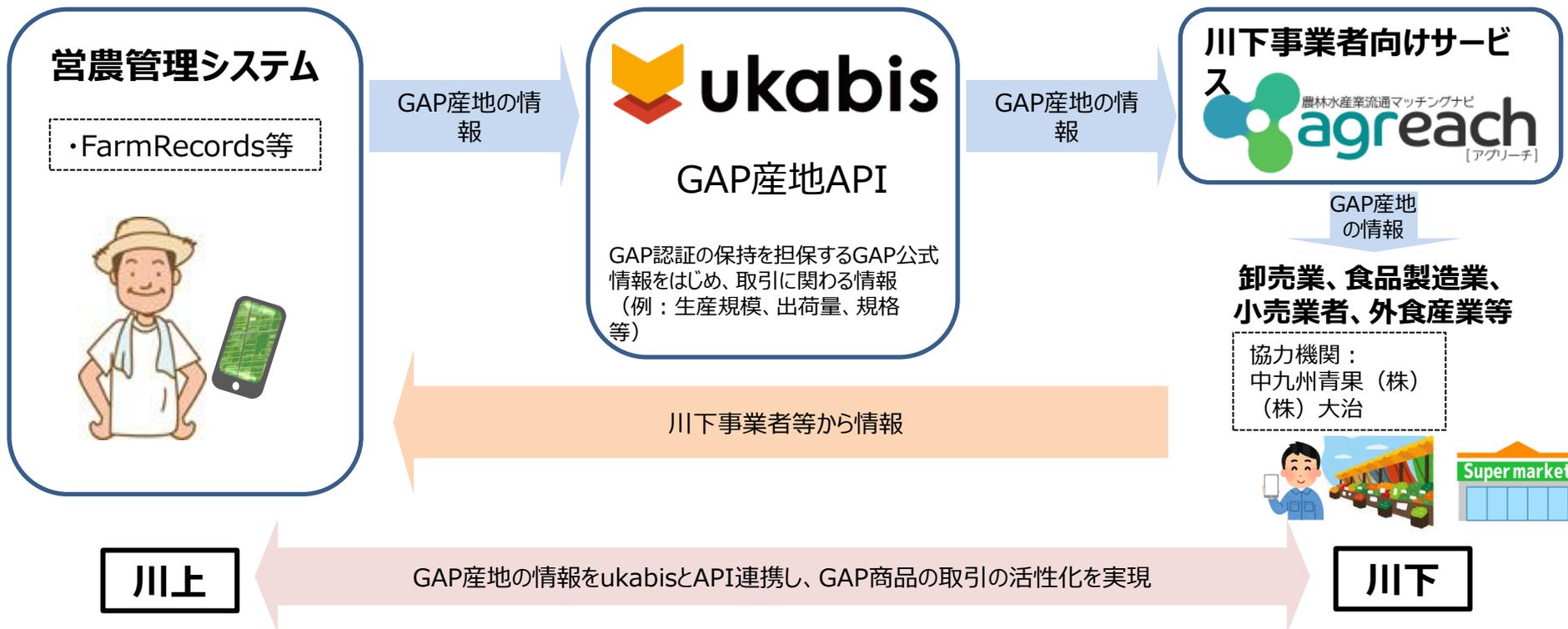
令和5年度農業データの川下とのデータ連携実証事業の成果

GAP産地APIコンソーシアム：代表機関（株）ソフトビル

- 国内のGAP商品の取引を活性化させ、マーケットの拡大を図るため、（株）ファーム・アライアンス・マネジメントの**生産情報管理システム「FarmRecords※1」**の**GAP産地の情報**を（公財）流通経済研究所が**運営する農林水産業流通マッチングナビ「アグリリーチ※2」**に**提供する仕組みを構築し、スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）**を活用したデータ連携実証を実施。
- 事業実施主体：（株）ソフトビル、（株）ファーム・アライアンス・マネジメント、（公財）流通経済研究所
- 協力機関：中九州青果（株）、（株）大治他

※1 圃場単位で農作業を記録することで、作業進捗状況を「見える化」し、農場管理者と現場の情報共有をスムーズに行うことが可能。また、国際認証グローバルGAPが記録を要求している農場の作業記録を網羅。

※2 農林水産物の流通に携わる事業者に関する情報プラットフォーム。売りたい商品や買いたい商品、希望する取引条件など、知りたい情報を検索し、新しい取引先を探すことが可能。

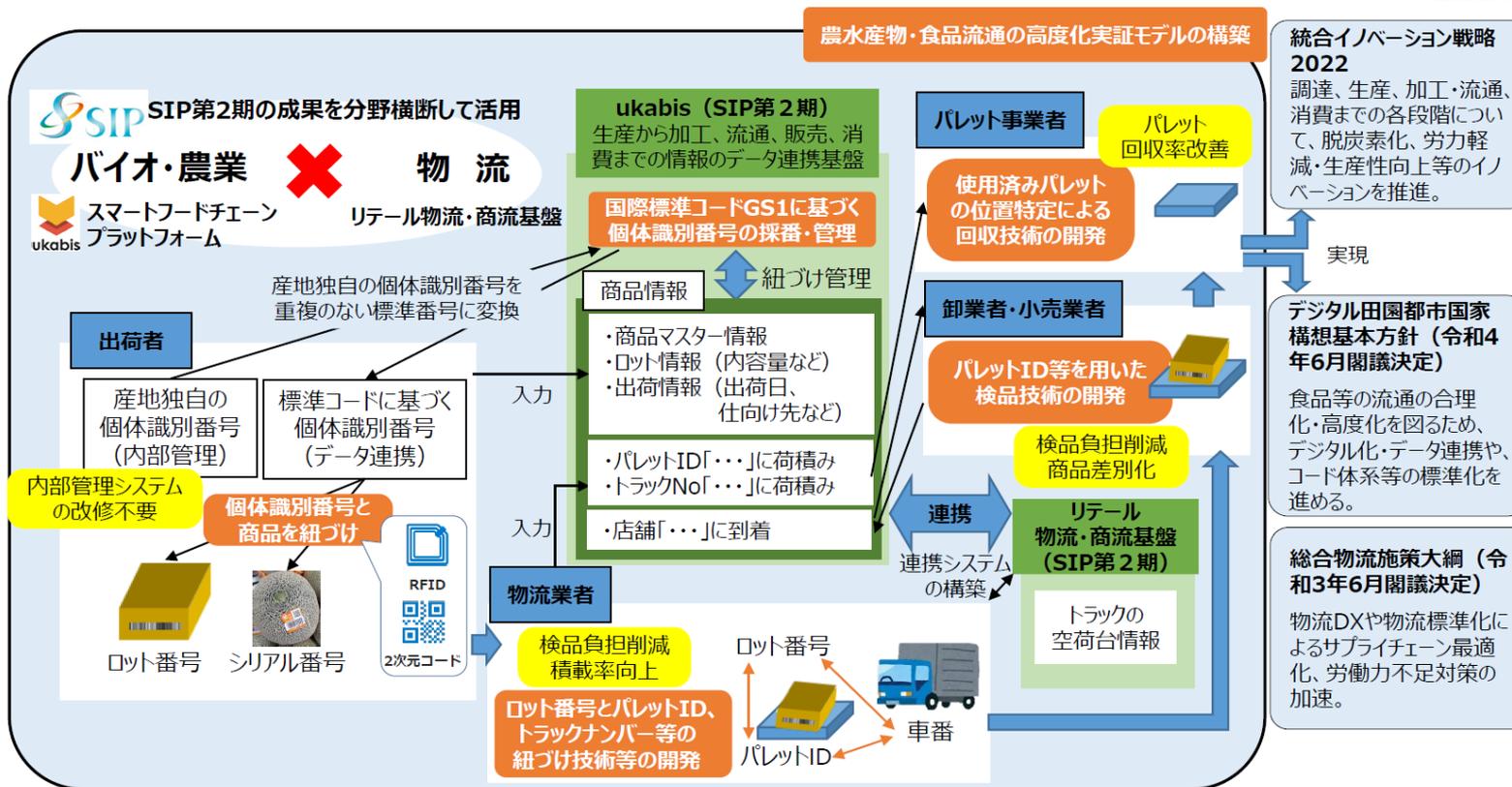


内閣府予算を活用したスマートフードチェーンの推進

流通業者の労働力不足や農水産物・食品流通のデジタル化の遅れに対応するため、内閣府「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」を活用して、農水産物・食品流通の高度化を進める。

具体的には、産地独自のコードから国際標準コードGS1に基づいた個体識別番号を提供するシステムの開発や、個体識別番号を活用した検品自動化技術の開発等の環境整備を行い、それらを活用した農水産物・食品流通の高度化実証モデルを構築し、普及を図る。

「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」

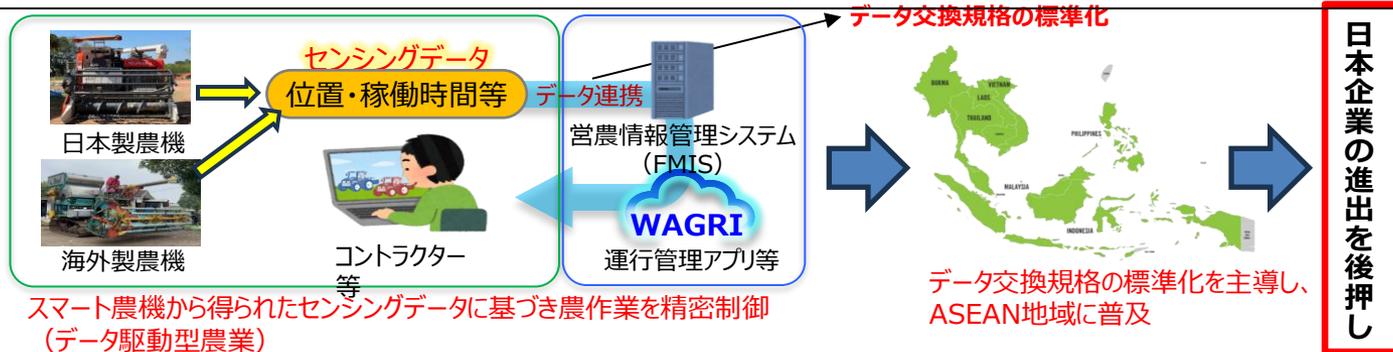


スマート農業の海外展開に向けた取組

1. 国際標準化で目指すもの

アジア・モンスーン気候や水田農業といった気候・立地上の農業特性を活かし、我が国の「強み」であるスマート農業技術（データ活用型農業）のASEAN展開を加速化するため、内閣府SIPで開発されたスマート農機から得られたセンシングデータ等のデータ交換規格の標準化を日本が主導。

これにより、我が国農機メーカーや農業関連スタートアップのASEAN進出を後押し。



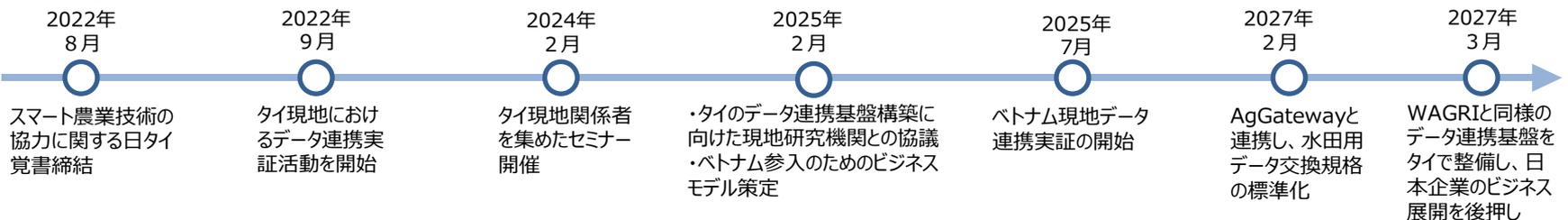
【これまでの成果】

- ▶ 日本製スマート農機等を活用し、タイ現地の日系スタートアップがデータ駆動型の水田農業（精密施肥管理等）を実証。コメの単収2割増*、肥料の使用量15%減*が可能であることを示した。
*：データは単年度の試験結果
- ▶ 現在、欧米のフォーラム標準化団体（AgGateway等）と連携し、アジアに適した中小型スマート農機向けのデータ交換規格の開発・標準化を推進中。
- ▶ タイ国政府においても、日本の高度なスマート農業技術の導入に期待。2022年には日タイ事務次官級会合において今後の技術協力に関する覚書を締結。2023年には日・ASEAN農林大臣会合において「日ASEANみどり協力プラン」を採択。



精密施肥管理（乗用型管理機）を現地農業者が操作体験

2. 今後のスケジュール



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業デジタル・イノベーション総合対策

＜対策のポイント＞

林業イノベーションプラットフォームの構築・運営、林業機械の自動化・遠隔操作化、木質系新素材等の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、木材生産高度技術者の育成、「デジタル林業戦略拠点」の構築等を支援します。

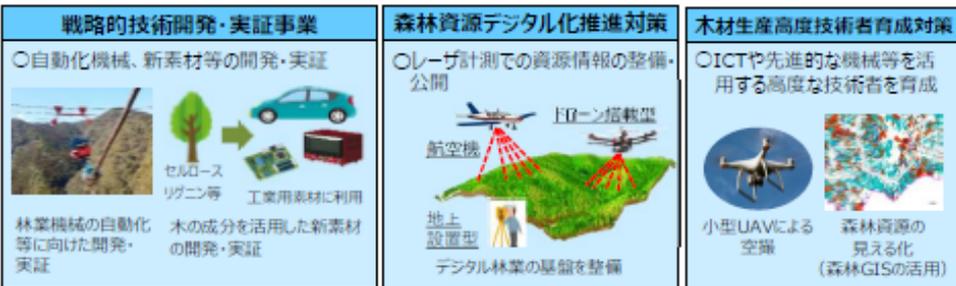
＜事業目標＞

- 自動化等の機能を持った高性能林業機械等の実用化 (8件 [令和7年度まで])
- デジタル技術を地域全体でフル活用する取組が普及 (デジタル林業戦略拠点が1つ以上ある都道府県数25 [令和12年度まで])

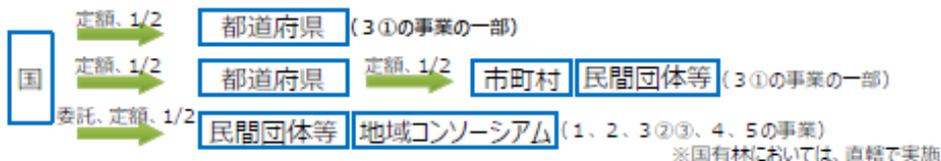
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 林業イノベーションハブ構築事業** 39,000千円
国がイノベーションの推進に向けた支援プラットフォーム構築・運営等を実施します。
- 2. 戦略的技術開発・実証事業** 70,000千円
林業機械の自動化、木質系新素材等の開発・実証を支援します。
- 3. 森林資源デジタル化推進対策**
 - ① 森林資源デジタル管理推進対策** 142,624千円
レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化等を支援します。
 - ② 森林情報プラットフォーム化推進事業** 10,765千円
全国の森林情報を閲覧・取得できるデータプラットフォームの構築等を検討します。
 - ③ 林野火災発生リスク評価対策** 4,400千円
林野火災発生危険度予測システムの構築と普及方策の検討を実施します。
- 4. 木材生産高度技術者育成対策** 75,241千円
ICT等先進技術を活用する技術者や現場技能者の育成等を実施します。
- 5. デジタル林業戦略拠点構築推進事業** 78,000千円
地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくりを支援します。



＜事業の流れ＞



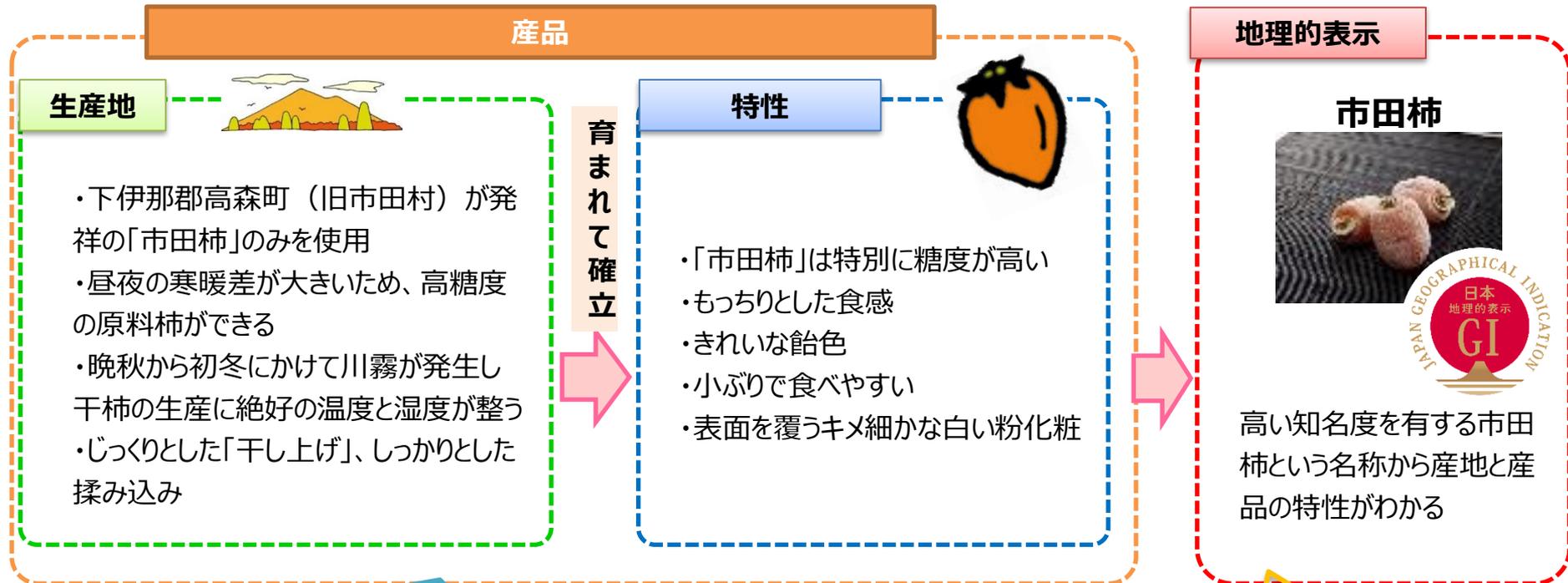
【お問い合わせ先】
 (1、2、3③、4、5の事業) 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
 (3①②の事業) 計画課 (03-6744-2339)

(I) 農林水産・食品分野における
知的財産の創出・保護・活用の推進

4. 地域・日本ブランド

(2) 地理的表示法についてー特定農林水産物等の名称の保護に関する法律ー 日本における地理的表示保護制度の大枠①

- GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。外国との相互保護や模倣品対策の充実により、海外においても保護。
- ビジネスにおいては、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツール。



- 地理的表示は、生産者団体が製品について登録を受け、構成員が使用。登録内容は明細書に記載。
- 登録を受けた生産者団体は、構成員が行う「生産」が、明細書に適合して行われるよう、必要な指導・検査等を実施（生産行程管理業務）。

- 登録された地理的表示が不正使用された場合には、行政が取締り。

地理的表示（G I : Geographical Indication）保護制度の大枠②

- 我が国では「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（G I 法）」（平成26年法律第84号）に基づき、地理的表示（GI）を保護。

制度の大枠

- ① 地域ならではの要因との結び付きを有する産品について、生産地や特性とともに、農林水産大臣が登録。
（登録免許税として9万円要。更新料は不要）
- ② 生産地や生産方法等の基準を満たす産品を生産する生産者団体の構成員及びその産品を販売等する者は、地理的表示及びGIマークを使用できる。
※ 登録内容を満たす産品を生産する地域の生産者は、登録団体への加入等により、地理的表示を使用可能。
- ③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。

効果

- 登録産品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。ブランド価値を守れる。
- 海外との相互保護の取決めのある国においても保護される。

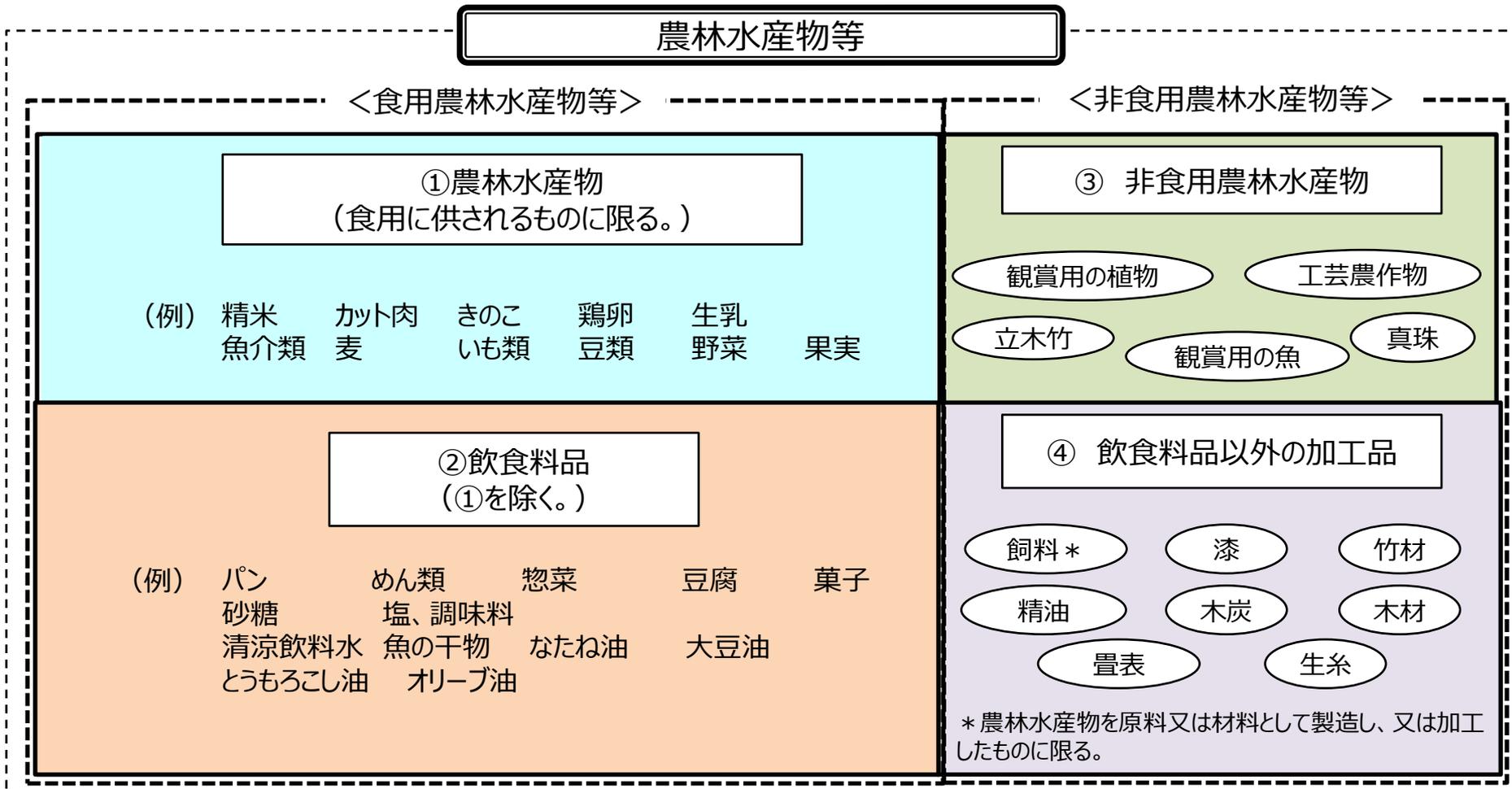


- 地域と結び付いた産品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。

- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

(参考) 登録及び規制の対象となる製品の範囲

- 登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④。
 - ・ 食用農林水産物等（①及び②）は、全て対象。
 - ・ 非食用農林水産物等（③及び④）は、対象となる13品目を個別に政令で指定。
- ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は対象外。



G I 登録状況 令和7年3月18日現在 全国161産品が登録

【福岡】

八女伝統本玉露
はかた地どり

【佐賀】

女山大根

【長崎】

対州そば
長崎からすみ

【熊本】

くまもと県産い草
くまもと県産い草畳表
くまもとあか牛
菊池水田ごぼう
田浦銀太刀
八代特産晚白柚
八代生姜、くまもと塩トマト
やまえ栗
くまもと踊る丹頂

【大分】

くにさき七島蘭表
大分かぼす

【宮崎】

宮崎牛
ヤマダイかんしょ

【鹿児島】

鹿児島島の壺造り黒酢
桜島小みかん、辺塚だいたい
鹿児島黒牛、えらぶゆり
種子島安納いも
種子島レザーリーフファン
枕崎鯉節、指宿鯉節

【沖縄】

琉球もろみ酢
ぐしちゃんピーマン
中城島にんじん
ちんすこう

【鳥取】

鳥取砂丘らっきょう
大山ブロッコリー
こおげ花御所柿
大栄西瓜
伯州美人

【島根】

東出雲のまる畑ほし柿
三瓶そば
益田アムスメロン

【岡山】

連島ごぼう
備前黒皮かぼちゃ

【広島】

比婆牛
豊島タチウオ
大野あさり
福山のくわい

【山口】

下関ふく
美東ごぼう
徳地やまのいも
長州黒かしわ

【徳島】

木頭ゆず
阿波尾鶏
徳島すだち
御膳みそ

【香川】

香川小原紅早生みかん
善通寺産四角スイカ
サヌキ白みそ
大野豆

【愛媛】

伊予生糸

【高知】

物部ゆず

【滋賀】

近江牛、伊吹そば
近江日野産日野菜
水口かんぴょう

【京都】

万願寺甘とう
京賀茂なす

【大阪】

富田林の海老芋
泉州水なす

【兵庫】

但馬牛、神戸ビーフ
佐用もち大豆
淡路島3年とらふぐ
揖保乃糸

【奈良】

三輪素麺

【和歌山】

紀州金山寺味噌
わかやま布引だいこん
あら川の桃

【岐阜】

奥飛騨山之村寒干し大根
堂上蜂屋柿
飛騨牛

【静岡】

三島馬鈴薯、田子の浦しらす
西浦みかん寿太郎
深蒸し菊川茶

【愛知】

八丁味噌
豊橋なんぶとうがん
豊橋花穂

【三重】

特産松阪牛

【新潟】

くろさき茶豆
津南の雪下にんじん
大孔れんこん

【富山】

入善ジャンボ西瓜
富山干柿
水見稲積梅

【石川】

加賀丸いも
能登志賀ころ柿、いしり・いしる

【福井】

吉川ナス
山内かぶら
上庄さといも
若狭小浜小鯛ささ漬
越前がに

【山梨】

あけぼの大豆

【長野】

市田柿、すんき

【茨城】

江戸崎かぼちゃ
飯沼栗
水戸の柔甘ねぎ
奥久慈しゃも
行方かんしょ

【栃木】

新里ねぎ
鹿沼在来そば

【群馬】

高山きゅうり

【東京】

東京しゃも

【北海道】

夕張メロン
十勝川西長いも
今金男しゃく
檜山海参
網走湖産しじみ貝
ところピンクにんにく
十勝ラクレット
浜中養殖うに
十勝若牛

【青森】

あおもりカシス、十三湖産大和しじみ
小川原湖産大和しじみ
つるたスチューベン
大鰐温泉もやし、清水森ナンバ
青森の黒にんにく

【岩手】

前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ
岩手木炭、二子さといも
浄法寺漆、甲子柿、広田湾産イシカゲ貝
西わらび、川井赤しそ

【宮城】

みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐
河北せり、仙台せり

【秋田】

大館とんぶり、ひばり野オクラ
松館しほり大根、いぶりがっこ
大竹いちじく、かづの牛

【山形】

米沢牛、東根さくらんぼ
山形セルリー、小笹うるい
山形ラ・フランス

【福島】

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ
川俣シャモ、伊達のあんぼ柿
たむらのエゴマ油、昭和かずみ草
会津地鶏

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国163産品が登録。
この他、プロシュット デイ バルマ（イタリア）、ルックガン ライチ（ベトナム）、ピントウアン ドラゴンフルーツ（ベトナム）、
ドイツンコーヒー（タイ）、ドイチャンコーヒー（タイ）、ファイムン・パイヤップル（タイ）も登録されている。

GI 産品の主たる要件

産品に関する基準

(GI法第2条第2項等)

- 特定農林水産物等であること
 - ・ 特定の場所、地域等を生産地とするものであること
 - ・ 生産地ならではの自然的要因、人的要因との結び付きを有する品質、社会的評価その他の特性を有すること
 - ・ 特性が確立したものであること
(=特性を有した状態で概ね25年以上の生産実績があること。ただし、国内外における周知性等を勘案して短縮可能。)

産品の名称に関する基準

(GI法第2条第3項及び第13条第1項第4号等)

- 以下の場合は登録できない
 - ・ 普通名称であるとき
 - ・ 産品の名称が以下の産品に関する基準を満たす農林水産物等でないとき
 - ① 名称から産地を正しく特定できる
 - ② 名称から産品の特性を正しく特定できる
 - ・ 既に商標登録されているとき
(ただし、商標権者が、GI登録に同意している場合を除く。)

生産者団体、生産方法に関する基準

(GI法第2条第5項及び第13条第1項第2号等)

- 生産行程を管理する生産者団体があること (法人格は問わない)
- 生産者団体について、加入の自由が規約等に定められていること
- 生産者団体が、産品の特性を確保するための規程である「生産行程管理業務規程」を作成し、遵守できること
- 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人員体制を有すること

(参考) 登録標章 (G I マーク)

- G I マークは、登録された製品の地理的表示と併せて使用することができ、G I 法上登録された製品であることを証するもの。

G I マーク



G I マークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や、伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

様式

G I マークは、上記のカラーを使用するのが一般的ですが、モノクロームや単色での使用も可能です。



(モノクローム)



(単色)

※ カラー・モノクロと異なり、グラデーションは不要です。

G I マークの活用

▶ G I マークはG I 産品に使用可能。日本のほか、主要な輸出先国等においてGIマークの商標登録済み。

※ ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インド、カナダ、タイ、インドネシア、香港、アメリカについては商標登録済み
(中国では著作権として登記済み)

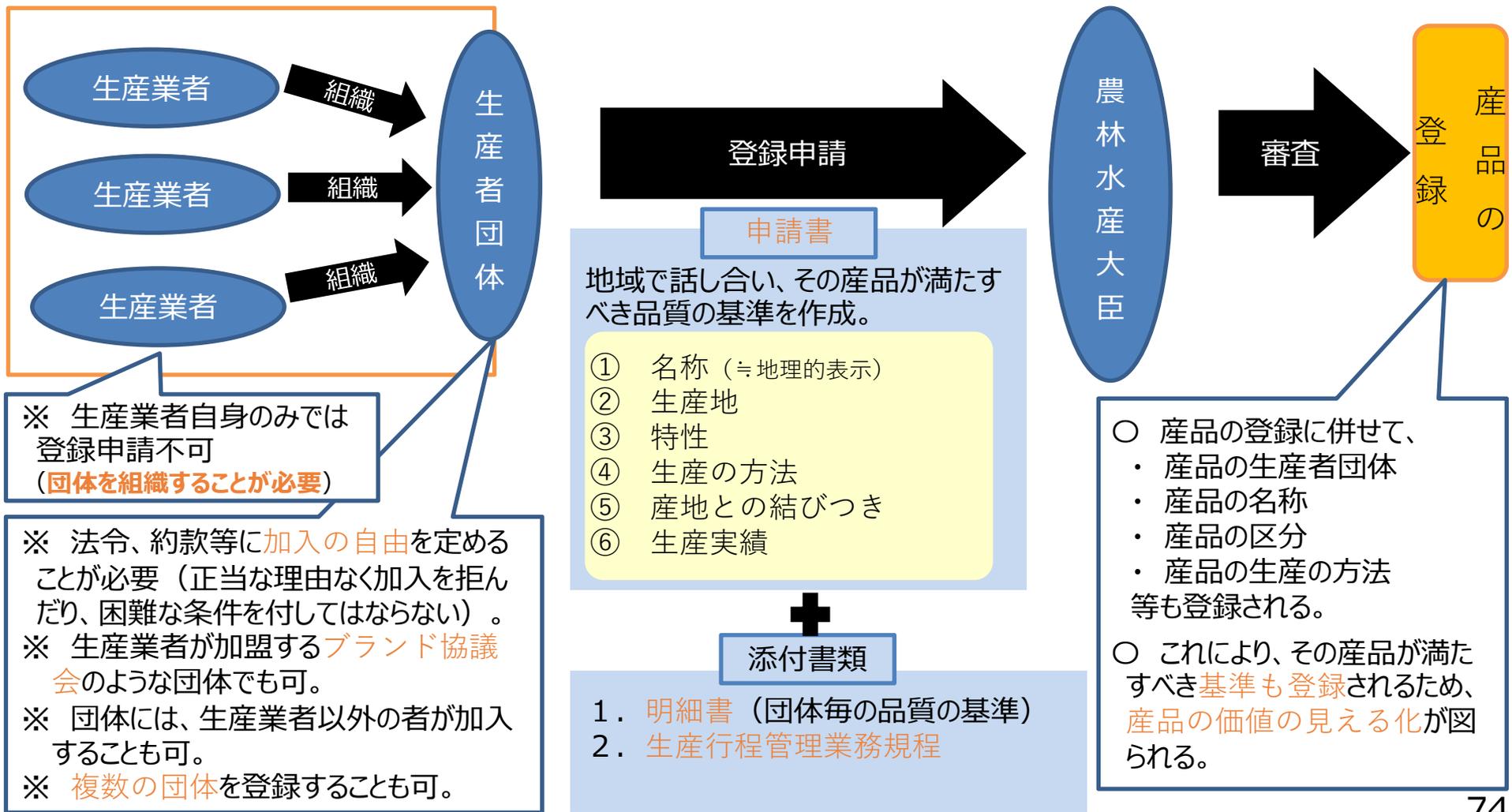
<令和6年7月末現在>

▶ 輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

地理的表示法に基づく審査・登録手続①

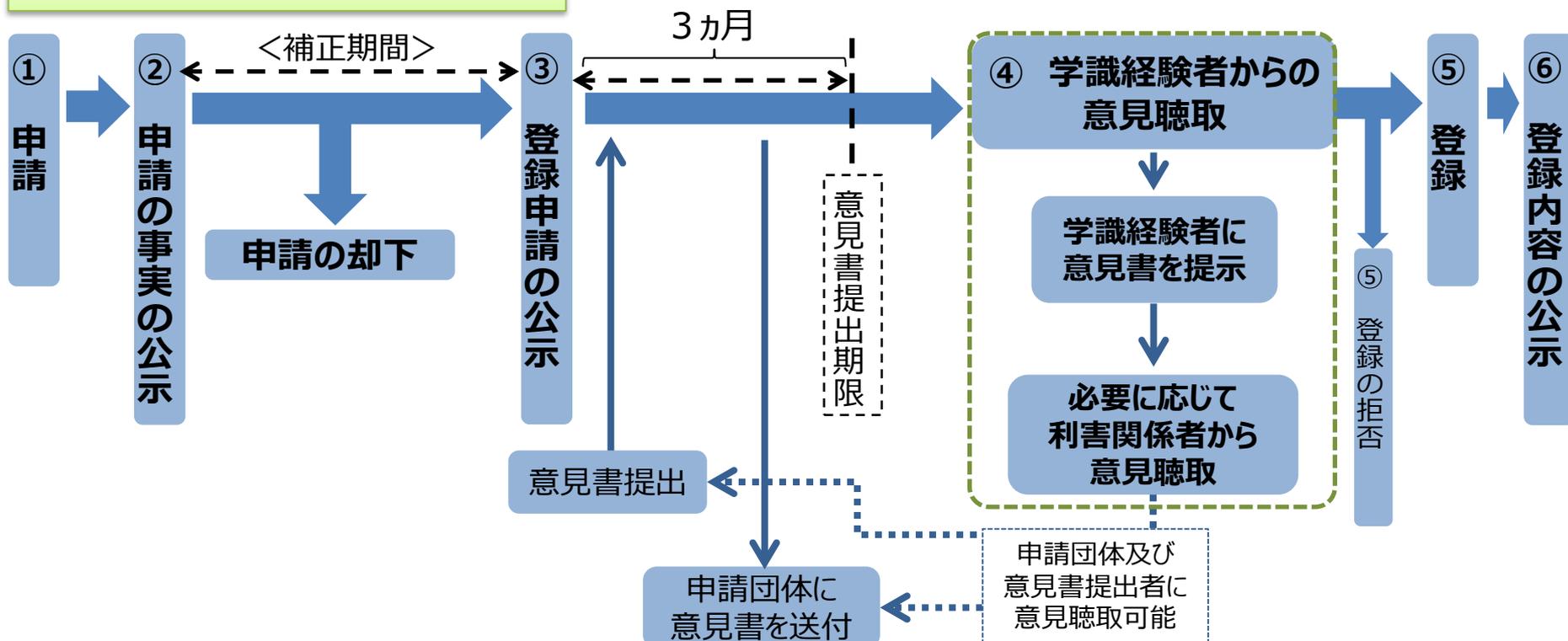
- ① 申請者は、生産業者（産品が加工品の場合は、生産業者＝加工業者）の組織する団体（＝生産者団体）である必要。
- ② 申請は、申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）により行う。
- ③ 審査の上、産品をその名称、生産の方法等とともに登録。



地理的表示法に基づく審査・登録手続②

- 申請の受付後、申請内容について審査
- 補正期間内に補正書の提出がない場合は却下（やむを得ない事情がある場合は除く。）
- それ以外の場合は、公示され、公示後3ヶ月間は誰でも意見提出が可能
- 意見書提出期間終了後、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否を判断
- 登録後、登録免許税（9万円）を納付

登録のフロー図



登録後の生産行程管理について

- ① 生産者団体は、生産行程の必要な手順・体制を定めて周知し、違反が判明したときは是正措置を講じる等の生産行程管理業務を実施する。
- ② 農林水産大臣は生産者団体による生産行程管理業務が適切に機能しているかどうか定期的にチェックする。

生産行程管理業務

ポイント①

剪定と摘果
✔ 栽培日誌

ポイント②

目合わせ会実施
✔ 資料等

ポイント③

完熟後に出荷
✔ 解禁日周知

ポイント①

最終飼養地確認
✔ 個体識別番号

ポイント②

格付結果確認
✔ 格付明細書

【明細書適合性の確保】

- ① 登録された生産者団体は、生産行程の重要なポイント毎に、必要な手順・体制を定めて（生産行程管理業務規程）周知する。
- ② 重要なポイントについては、必要が生じた際に確認が取れるよう、✔ 記録を残す。
- ③ 定めた手順・体制については、それが適切であったかどうか、定期的に見直しの機会を設ける。

【地理的表示・GIマークの適切な使用の確保】

- ④ 地理的表示・GIマークの使用ルールについて周知する。

【共通】

- ⑤ 違反が判明したときは、指導、警告等の是正措置を行う。

登録産品



生産行程管理の状況
をチェック

農林水産大臣



- 定期の立入検査により、農林水産大臣がその体制のチェックを行う。

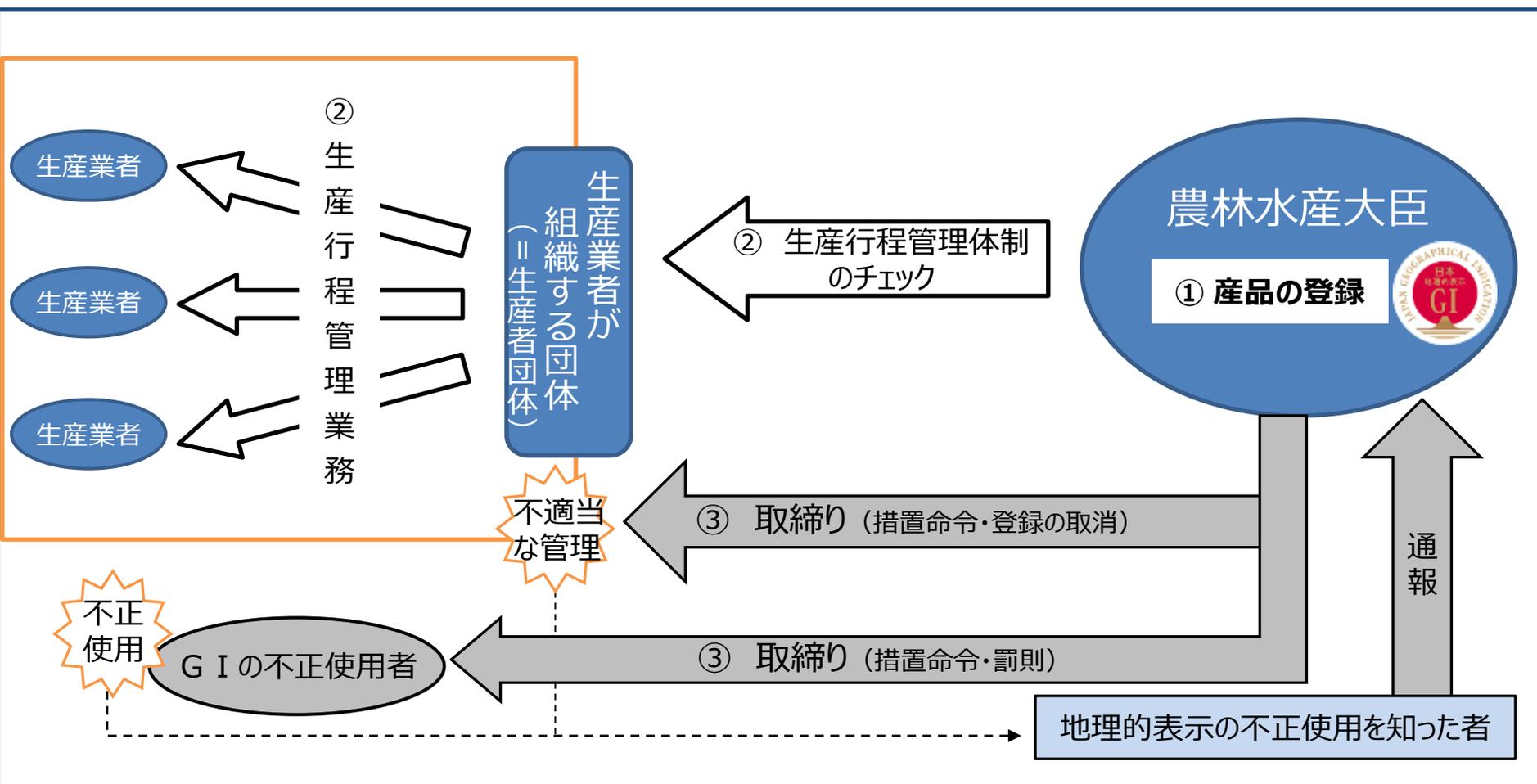
- 明細書の基準を満たすものみに、**地理的表示・GIマークを使用可能**。

- 明細書への適合の確保体制等を定める。
- 外部機関への委託も可能。

適切な生産行程管理が行われていない場合は措置命令
従わない場合には登録の取消しも

国内における取締りについて

- ① 登録を受けた製品のみが地理的表示及びG Iマークを使用できる。
- ② 生産者団体が生産行程管理業務を実施。
- ③ 地理的表示又はG Iマークの不正使用があった場合は措置命令。命令に従わない場合は罰則。また、生産行程管理業務が不適当であれば、生産者団体への措置命令。命令に従わない場合は、登録の取消し。



登録の効果①

- GI登録されれば、GI登録産品を販売等する者は「地理的表示」を使用できるが、それ以外の者による地理的表示や類似等表示の使用は原則規制される。
- このため、他産品と差別化された高いブランド力のある産品について、模倣品排除等を通じ、そのブランド価値の維持・向上に繋がっている。

1 外国政府によるGI保護

「相互保護」の枠組により、日本のGI名称が外国でも保護。不正使用が発見された場合、外国当局が取り締まりこれを排除。

- スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」と表示



- ドイツのスーパーでは、NZ産和牛に「Wagyu “Kobe-Style”」



我が国の要請に応じ、EU当局が事業者を取締り

2 ショッピングサイトにおける不正出品物の削除

世界の主要な179のショッピングサイトにおいてGI名称の不正使用が疑われる産品について、農水省が各サイトの運営会社に削除・修正を要請。



600件以上が削除済

3 冒認商標への対抗

農水省調査により判明した第三者によるGI産品の名称を用いた商標の出願に対し、GI権利保持者が異議申立。

- インドネシア：「鹿児島黒牛」
- ベトナム：「市田柿」
- 中国：「すんき」



ICHIDAGAKI
Sunki



当局が当該商標の登録を拒絶

4 外国産品との差別化

- 市田柿（長野県）

春節需要が高まる年明けに、中華系マーケットをターゲットに輸出戦略を展開する中、「中国産市田柿」と差別化すべくGIを取得。ブランドの取組を一層強化。



2023年の輸出額が2016年比で4.2倍増に

登録の効果②

- GI登録により、その製品の地域と結び付いた魅力が見える化。GIマークと相まって、商談や取引の円滑化、認知度やアピール力の向上等を通じ、ビジネスの拡大・地域活力の向上に寄与。
- GI製品だけでなく、食品製造、流通、外食、観光等との連携によるコラボ商品・コラボサービスのマーケットも拡大。関係事業者だけでなく、地域経済・地域社会への波及効果も期待。

■ 辺塚だいたい

登録を機に露出が増えたことで、搾汁液の需要が増え、生産面積が拡大。

地域の特産果実でつくる、キリンビール株式会社の「いいね！ニッポンの果実。氷結®」シリーズで「キリン氷結®ストロング 辺塚だいたい」が期間限定販売。また同地域のGI産品「鹿児島壺造り黒酢」とコラボした黒酢飲料も発売。



■ あら川の桃

関西2府4県のセブン-イレブンにおいて、あら川の桃を使用したスイーツ「和歌山県産あら川の桃使用 もももこ」及び「しましまドルチェ あら川の桃パナコッタ」が期間限定販売。

同時期に、地元フリーペーパーやメディアでもあら川の桃とGIについて特集を実施。



■ やまえ栗

GI登録を契機に、全国25店舗において期間限定で販売する「やまえ栗」のケーキに、GIとのコラボを可視化するGIマークを付与。GIとやまえ栗について解説した栗型カードも配布。



■ ところピンクにんにく

「北海道民のためのポテトチップス」がコンセプトのポテトチップス『じゃがいも道』（カルビー株式会社）のフレーバーとして、『ところピンクにんにく味』が採用。

北海道内の店舗の他、オンラインショップ、アンテナショップでも販売（期間限定販売）。



パッケージ裏面では、産品やGI制度を紹介

■ GI産品 × カルピス

カルピス株式会社が6つのGI産品を選定し、「特選バター」を使用したレシピを開発。動画を特設サイトで公開。



各産品の特性やGIについても紹介

■ 東京しゃも × 映画「鬼平犯科帳 血闘」

映画「鬼平犯科帳」の料理監修を務める野崎氏が、本物の料理にこだわり、映画に登場するし軍鶏鍋に東京しゃもを採用。

映画のレシピを再現した「東京しゃもで味わう伝統の軍鶏鍋セット」を、百貨店の外商専用ホームページで販売。



海外における日本の地理的表示の保護

海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。

GIの相互保護を可能とする制度を整備



相手国における自国GIの保護

- 自国の農林水産物のブランド化
- 自国生産者のGI登録の負担軽減

自国における相手国GIの保護

- 模倣品の排除による誤認・混同の防止

【我が国の相互保護の取組】

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

相互保護相手国（2024年12月時点）

EU：EU側 121産品，日本側 108産品 英国：英国側 59産品，日本側 109産品

(参考) 海外における G I 保護制度

- **地理的表示 (GI : Geographical Indication)** とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できる名称の表示をいい、1900年代初頭にヨーロッパで創設。
- 地理的表示保護制度は、WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定においても知的財産の1つとして位置付けられ、**世界100カ国を超える国で保護。**

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)

〔WTO協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (平成6年条約第15号) 附属書1C)〕

- TRIPS協定における定義 (第22条1)

「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	18か国	27か国	24か国	24か国

※ 国際貿易センター (WTOと国連貿易開発会議 (UNCTAD) の共同設立機関) 調べ (平成21年)

EUの地理的表示保護制度のマーク

(<http://eumag.jp/issues/c1013/>)



PDO (原産地呼称保護) : 特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI (地理的表示保護) : 特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

日本地理的表示協議会 (Japan Geographical Indication Council (JGIC)) について

令和4年1月19日 設立

目的

全国のGI登録団体の団結を図り、GI登録団体の連携によるGI製品の販売や輸出等を促進することにより、GI登録団体の活動活性化とGI制度の認知度向上を図る。

構成

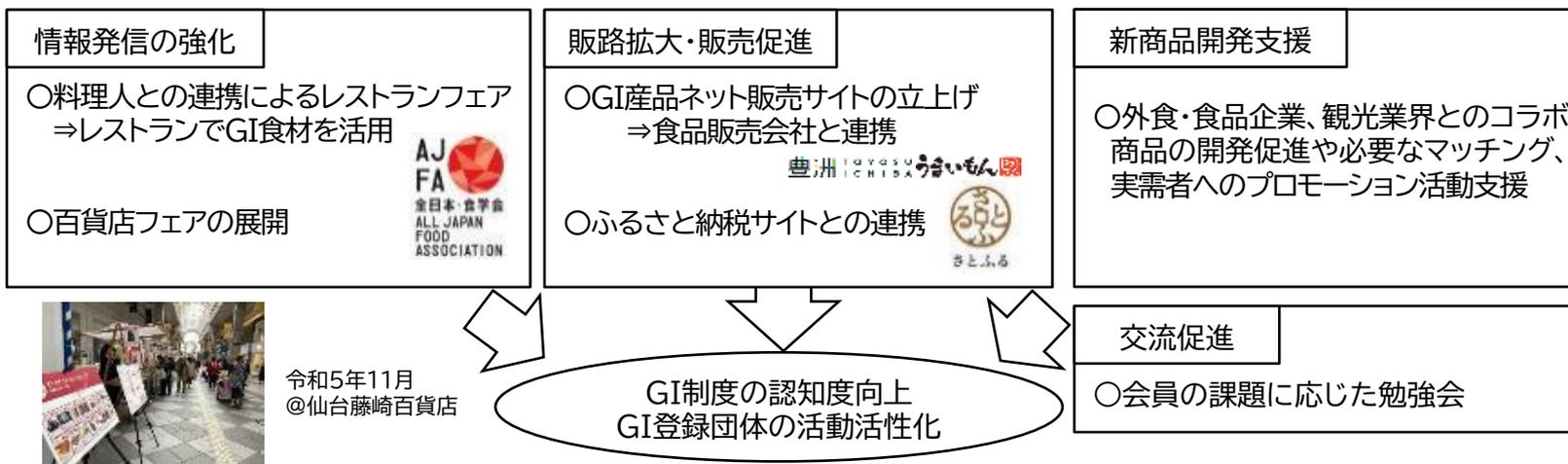
- ・顧問：森山裕氏(元農林水産大臣)
- ・会長：村田吉弘氏(一般社団法人全日本・食学会 理事長)
- ・副会長：寺沢寿男氏(みなみ信州農業協同組合 代表理事組合長)
- ・会員：GI登録団体(129団体)
- ・協力会員：GI登録団体の活動に協力する団体等(食品産業、料理人、商工、金融、流通、酒類GI、行政等)(103団体)
- ・特別協力会員：協力会員にあってGI登録団体の活動に特に協力する団体等 (2団体)



※令和7年3月現在

活動

GI登録のメリットの拡大に向けて、関係業界とのコラボなど波及効果の高いプロモーション



(参考) JFOODOによる直近の取組例

メディアを活用したブランディング広告

『CNN』

《実施エリア》

米国

《期間》

12月～1月

《取組内容》



米国を中心に日本産水産物（ホタテ）の特長である、美味しさ、サステナブル、栄養素の高さなどの魅力を消費者らに訴求する取組の一環として、米国や世界のニュース、政治、健康、エンターテインメントなど、さまざまなトピックについて、速報、詳細な報道を提供するグローバルメディアである「CNN」を活用し、ブランディング広告（テレビ、WEB・デジタル、航空機インフライト）を配信。米国のみならず全世界に対して同様の放映や取組を実施。

国際会議等を活用したプロモーション

『ダボス会議に合わせたサイドイベント・ジャパンナイト2025』



《実施エリア》

スイス

《期間》

令和7年1月22日

《取組内容》

ダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会「ダボス会議」のサイドイベントとして開催されたサイドイベントにて、料理の提供を通じて、参加した現地の政財界要人、観光・食関連事業者、メディア関係者等約220名に対し、日本食・食文化の魅力を発信。

SNS・ECサイトの活用

『Instagram・Amazon』

《実施エリア》

米国

《期間》

4月1日～

《取組内容》



すでにある程度認知のある抹茶をコミュニケーションの全面に立て、「日本茶 = マインドフルネス・ビバレッジ」というコンセプトをもとに、米国のミレニアル世代及び健康志向が高い層へストーリー性や日本産のUSP（テアニンリッチ）を訴求。消費者自身が積極的に情報を拡散・波及させるために、Instagramのアカウントを開設し、フォロワーの反応を見ながら工夫して情報発信することで3.8万人のフォロワーを獲得。プロモーションサイトやECサイトに誘導して、商品購入に繋げた。

ポータルサイトによる情報発信

『Taste of Japan』



《取組内容》

海外現地の日本食・食文化のトレンド情報の紹介等、海外消費者に対し、日本食・食文化の魅力を伝える記事を英語・簡体中文・繁体中文・仏語の4か国語で制作・発信（週1投稿）。SNS（Facebook、Instagram）による情報発信も行い、令和6年度は約30本の記事掲載及び約90のSNS投稿を実施。記事のプレビュー数は160万回超、SNSのフォロワーは約1万人超を達成。

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業
（農泊推進型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
 （令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備等**を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

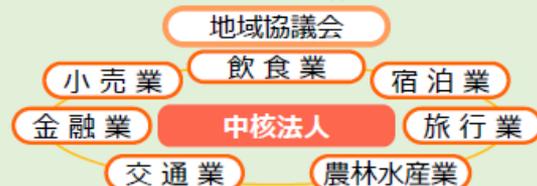
＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



専門家の派遣・指導



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、Wi-Fi等の**環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、ニーズ調査等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設等**の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

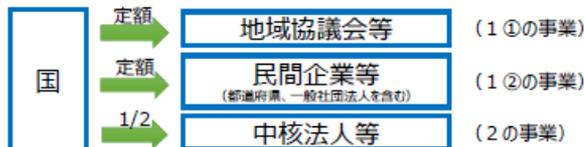
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、**障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、**障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<パンフレット・マニュアル> <事例集>



※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入、農福連携を地域で広げるための取組等を支援します。



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。



普及啓発に係る取組



人材育成研修

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る**付帯施設等の整備**を支援します。



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】



休憩所、トイレの整備



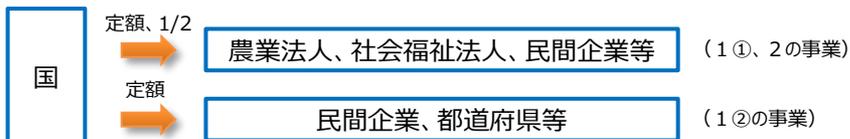
園地、園路整備



処理加工施設

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人 [令和7年度まで]）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業者数の増加（100事業者 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

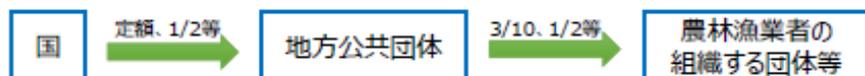
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
 （2の事業） 都市農村交流課 (03-6744-2497)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。

② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

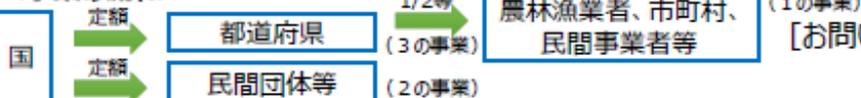
3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

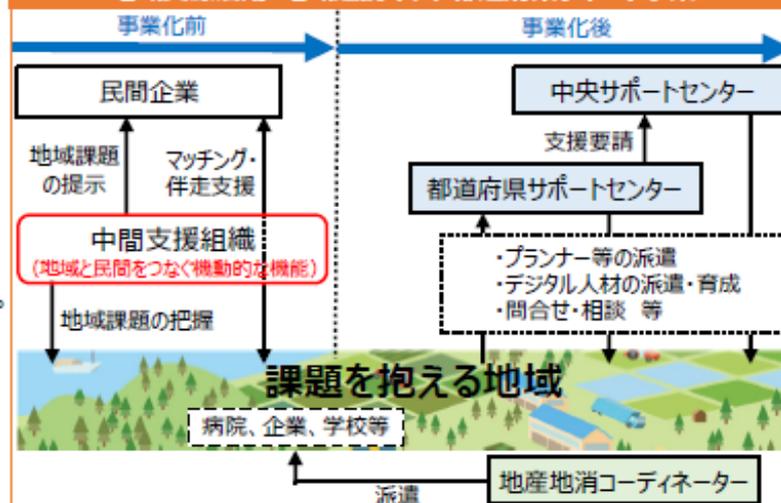


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】 (1、2、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
(2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援

収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア 一般型

むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】 ※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

イ 活動着手支援型

遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限200万円）】

② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上
高収益作物導入



イ 販売力強化
高精度栽培技術の導入



ウ 農用地保全
棚田の保全



エ 複合経営



ミニトマト栽培と加工品の開発



オ 生活支援
買物支援・見守り



+

デジタル技術の導入・定着



【栽培技術のeラーニング】



【テレビ画面で買い物支援】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



農用地保全



地域資源活用



生活支援



全国規模の研修、中間支援組織による人材育成

② 農村RMO形成伴走支援



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化

「まちづくり」を推進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和6年度予算概算決定額 21（80）百万円】

<対策のポイント>

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向けた取組を支援するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域（SAVOR JAPAN）を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を支援するとともに、効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

2. 食文化の多角的な価値の整理・情報発信

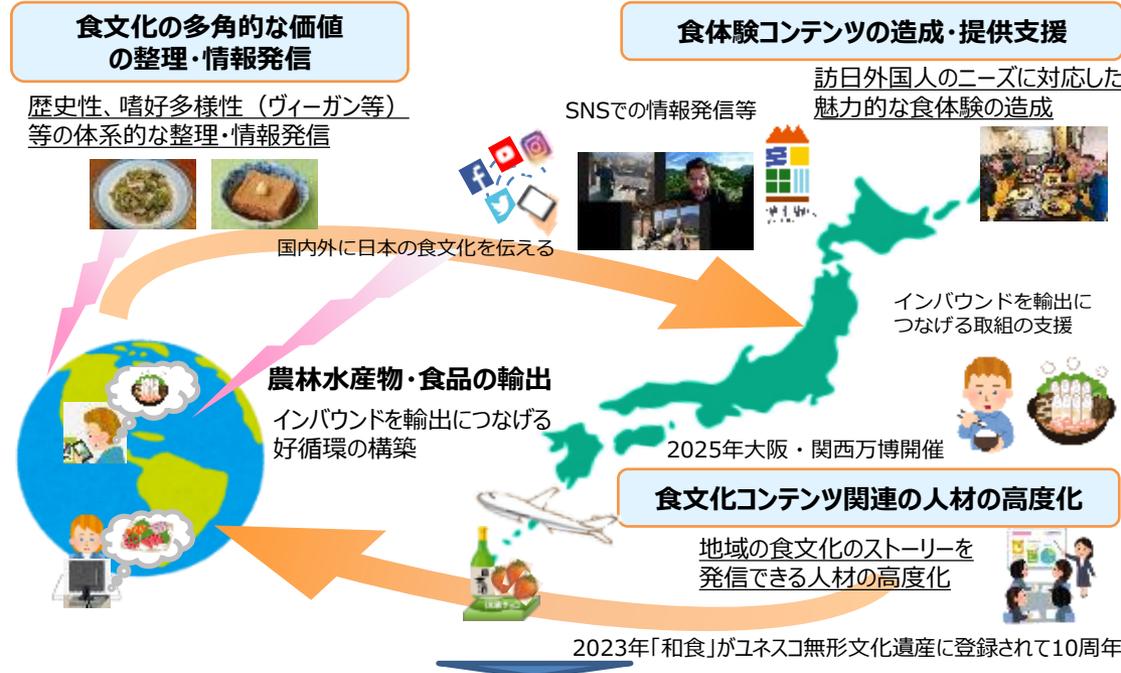
食文化の多角的な価値※の情報を、体系的に整理し、わかりやすく情報発信します。

〔※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等〕

3. 食文化コンテンツ関連の人材の高度化

国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

<事業の流れ>



訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
農林水産物・食品の輸出額（2兆円（2025年まで）、5兆円（2030年まで））

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食文化室（03-6744-2012）

(I) 農林水産・食品分野における
知的財産の創出・保護・活用の推進

5. 国際標準化

JAS等の国際標準化支援・商標登録応答等業務

【令和6年度補正予算額 52百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出力強化に向け、日本の事業者が世界で活躍しやすい環境を作るために、JAS等の国際標準化を加速するための活動を支援します。また、海外におけるJASの信頼性維持のため、JASマークの商標登録等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. JAS等の国際標準化に対する支援

42百万円

① 国際標準化への対応強化支援

これまでのJAS等の国際標準化に向けた支援の成果を活かしつつ、国際標準化を加速化させるため、国際規格への提案に至ったJAS等が、着実に国際標準となるよう、ロビイング活動や国際会議での他国からの意見を受けて回答・反論していくための新たなデータ収集等の活動を支援します。

② ISOでのスマート農業に関する議論への対応支援

国際標準化機構（ISO）に設置されたスマート農業に関する委員会での議論に先手を打った対応を実施していくため、国外も含めたスマート農業に関連する規格化・標準化の動向やその中の日本の強みを調査・把握し、対応方針を検討します。

2. JAS商標登録応答等業務

10百万円

海外におけるJASの信頼性維持のため、JASマークの商標登録出願を行った国・地域において、知財当局の拒絶理由通知に速やかに対応し、JASマークの商標登録を実現するとともに、登録が完了した国・地域において登録維持に必要な相手国知財当局への手続等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

■ :事業の対象

①国際標準化への対応強化支援

JAS等をベースとした国際規格を提案

国際会議における議論

ロビイングや国際会議での意見を受けた調査等

国際会議において承認

国際規格制定

②ISOでのスマート農業議論への対応支援

スマート農業に関するISOでの委員会設立

国内外のスマート農業の動向調査

国内方針の検討

国際会議において日本の意見を主張

日本の事業者が世界で活動しやすい環境が整備され、農林水産物・食品の輸出拡大

JAS JAS 海外におけるJASの信頼性維持のため、JASマークの商標登録

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室（03-6744-2096）

<対策のポイント>

輸出拡大に向けた環境を整備するため、**輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

ISOや諸外国の国際標準化の状況や、**新たにJASを制定すべき分野、ISO提案を行う分野について調査を実施**し、新規JAS及び国際標準化の検討を行います。

2. 国際規格の制定等

JAS等の国際標準化に向け、**国際標準化戦略の検討、技術的データの収集、関係者間の合意形成、海外との調整・調査等を実施**します。

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

民間企業等において、国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉に精通した**専門人材を育成するための高度な研修を実施**します。

4. 国際規格認証に向けた体制整備

農業・食品産業分野における日本発の国際規格を輸出力の強化に結び付けるため、**当該国際規格の普及・認証体制整備**を行います。

○ 輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進

JAS等をベースとした国際標準化の推進

- 1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査
- 2. 国際規格の制定等
- 3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

国際標準化活動の
実践

国際標準の戦略的活用

- 4. 国際規格認証に向けた体制整備

農林水産物・食品の
輸出環境整備

- 農林水産業・食品産業に国際標準化のノウハウ・経験を蓄積
- 業界による積極的な国際標準化、国際規格の活用の促進



- 民間の取引条件等の課題を解決
- 輸出拡大に向け、規格に既に合致している我が国産品をそのまま市場に出せる環境を整備

<事業の流れ>



「生鮮魚介類の科学的鮮度評価法」のJAS制定・ISO規格化による輸出への貢献

現状の課題

魚の鮮度は、見た目による評価基準しかないため、日本の刺身のような「高鮮度」が正当に評価されていない。

◆ 欧州の魚の鮮度基準

欧州では、魚の見た目（色、形、ぬめり、においなど）を点数化した評価基準※により魚の鮮度を評価

※ QIM: Quality Index Method

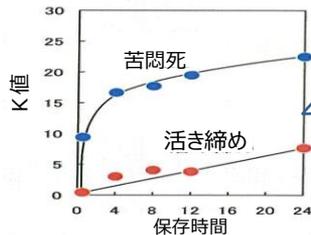


可食域にあるが、「刺身」など生食可能な0～2日の間の新鮮さの評価が難しい（見た目では判断できない）

実際には鮮度の劣る魚と同レベルに評価されてしまう

◆ 「活け締め」の優位性と誤った評価

活け締めは、高鮮度維持に有効であることが科学的に証明



- ・ K値が低いほど高鮮度
- ・ 活き締めのK値が、通常の苦悶死よりも小さい

しかし、魚体に傷があるという理由で、買ったたかれることもある

活き締めの跡



輸出につながる規格策定プロセス

科学的な鮮度評価指標である「K値」

- ・ K値はエネルギー成分
- ・ これまで、研究には利用されてきたが、一般利用には至っていない

1. JAS制定 (2022年)

- ・ 「鮮度の指標」ができることにより、**国内生産者**にとっては**差別化**、**流通業者**にとっては**選択の指標**として活用促進

- ・ 近年拡大する**電子商取引**など、現物を見ずに取引する場合にも、信頼性の高い指標として有効



JASをベースとして
国際提案予定

2. ISO規格提案

- ・ JASを一歩にISO規格化することで、日本国内だけでなく、各国において通用する評価法とする

国際標準化による効果

EUの中鮮度の魚と日本の“刺身”鮮度の魚を明確に差別化し、高価格で販売できる



EU産
K値 25
(ISO鮮度評価指標による測定結果)

€ 10

日本産
K値 5
(ISO鮮度評価指標による測定結果)

€ 20

ISOの評価法により、日本産の「新鮮さ」が証明されている！



「活け締め」の新鮮さが、ISOの評価法で証明できる
↓
高付加価値化が可能に！



取引契約書に高い基準(K値)を採用することで、日本の事業者の優位性を確保し、高価格の契約を可能に！

生鮮魚介類の鮮度評価法のISO規格ができることにより、

- ・ 「高鮮度」を証明でき、日本産品の鮮度の良さが世界的に認知
⇒ **日本産品の差別化による輸出拡大**
- ・ 刺身に適切な鮮度の目安ができることで、生食に適した魚が流通
⇒ **生食市場拡大による和食文化の浸透**

(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における 知財マネジメントの強化

1. 農林水産業・食品産業

農林水産・食品分野における知財マネジメント能力の向上

優れた品種や技術等の知的財産を侵害や流出から守り、稼ぎに変えるため、①現場の知財意識の向上と、②現場のニーズに応えられる農業知財の専門家によるサポートを推進し、農林水産・食品分野の知財マネジメント能力を向上。

【相談・支援体制の充実】

農業・食品知財に詳しい専門家の増加



農業知財専門家

知財知識と、農業・食品産業の知識やスキルで、現場をサポートします！

農業・食品産業の現場にあわせた、知財の効果的な保護・稼ぎにつなげる活用についてアドバイス

相談

助言

現場の知財意識の向上



知財を守らなきゃ。具体策を専門家に相談しよう！



新品種のブランド化に取り組む生産者団体

新商品の海外模倣品対策を考える加工業者

相談内容

- ・商標の区分はどこまで取得すべき？
- ・栽培ノウハウ保護のための契約内容は？

相談内容

- ・輸出先国以外でも取得した方が良い権利は？
- ・A国でライセンス契約で稼ぐことは可能？

【戦略的知財マネジメントの実践】

○ 取得すべき権利の検討例

ブランド戦略

【例】特徴的な形をウリに！

販売戦略

【例】日本国内及びA国において販売予定

取得すべき国内外の権利の選択

製品のブランド戦略や販売戦略を元に取得すべき知的財産権を特定

【例】日本国内及びA国において特徴的な形を保護する立体商標を取得

○ 技術活用法の検討例

技術情報の活用戦略

技術情報を、特許権により公開の上権利として管理するものと、営業秘密として秘匿して管理するものにと振り分け

【例】・収穫タイミングと遮光技術は秘匿して管理
・秘匿が難しい灌水技術は特許権として管理

権利化

特許権により一定期間独占

秘匿化

営業秘密の3要件を踏まえて管理



知的財産の戦略的な保護・活用により「稼げる」産業へ

(参考) R6年度農業知的財産保護・活用支援事業 基礎セミナーチラシ



知財初級者のための

農業知財 基礎セミナー



こんな方におすすめ！

- ・ 知財は難しいイメージなので、日常や業務とどう関わるのか知りたい
- ・ 普段あまり時間が取れないので、効率よく学びたい
- ・ 知財初級者だが、組織内外の関係者に知財活動を推進したい
- ・ 新規着任等で知財経験が浅く分かりやすく学びたい

農業知財の
専門家が解説します。

開催方法

- ・ 1科目 約30分の密度の濃い集中講義
- ・ 大学、弁護士・弁理士、企業の農業知財の専門家が農業での事例を多数取り上げ解説！
- ・ 開催期間：2024年12月1日～2025年2月28日
- ・ Eラーニングシステムを使用したオンライン学習
- ・ カリキュラム修了者には、修了書を発行

対象者

- ・ 地方公共団体知財担当
- ・ 普及指導員
- ・ JA担当者
- ・ GI登録団体担当者
- ・ 輸出事業者
- ・ 大学等学生 など

※対象人材ごとに推奨カリキュラムが異なります。

基礎セミナー科目

事業の段階	セミナー科目 ～身につけられるスキル
全体	1. 農業事業での知的財産の重要性 ～生活の身近なものから農業全般までの知財を学べる
流通・販売	2. 農産品の流通、販売での関わり ～自らの強みを知り、高付加価値化の手法が分かる
生産	3. 農産品の生産において ～生産性向上、ブランド化に関わる知財を学べる
開発	4. 農産品の開発にむけて ～開発段階から守るべきモノが分かる
共同	5. 事業の拡大に向けた取組I ～契約を知り、実務に活かせる
委託・許諾	6. 事業の拡大に向けた取組II ～知財ミックス、ライセンス、オープンクローズで知財を活かせる
輸出	7. 輸出に向けた取組 ～全体像、準備から実行までやるべきことが分かる
全体	8. 知財を活用した事業計画 ～戦略の必要性を知り、打ち手として活用できる
	9. ノウハウを保護するために ～「ノウハウとは」から保護の手法を学べる
	10. 侵害を受けたら ～侵害を知り、取るべき行動が分かる

知的財産権制度活用優良企業等表彰（農林水産大臣賞）の創設

- 令和7年度から、農林水産分野で知的財産の保護・活用により**事業経営の発展に顕著な成果を収めた事業者等を顕彰する農林水産大臣賞を創設**（特許庁による「知的財産制度活用優良企業等表彰」と連携し、表彰式も合同で実施）
- 改正食料・農業・農村基本法の方向に即し、**農林水産・食品分野における知的財産の戦略的な保護・活用の優良・先進モデルの掘り起こし・横展開**を推進

<取組事例のイメージ>

T県の取組

優良品種「A」から、**より稼げる優良品種「B」への切替えに成功。**



① 品種とブランド管理の徹底

- ・ **品種登録名とは別の名称で商標登録**。海外でも育成者権、商標権を取得。権利で複合的に保護。
- ・ 譲渡禁止等を定めた**誓約書を生産者から県に提出**させ、**生産者を把握し、物理的にも厳格に管理**。

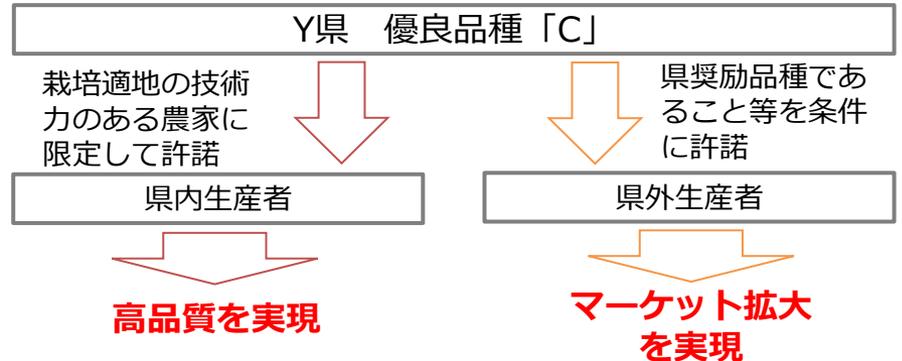
② 許諾料の戦略的な徴収

- ・ 許諾料収入を**国内外での権利取得・維持の費用に充当**。今後、**一層の産地化、ブランド化、後継品種開発に投資**

➡ 販売金額は3年連続過去最高額を更新

Y県の取組

県内・県外で異なる許諾条件を設定し、**自県産米を最高級品としつつ、当該米のマーケット拡大を実現。**



○ 県内・県外で異なる許諾条件を設定

- ・ 県内の栽培適地の技術力のある農家に限定して栽培を許諾して特に高い品質を確保。
- ・ 一方で県外にも県奨励品種であること等を条件に許諾を行い広く普及。

➡ 日本を代表するブランド米の地位を確立

輸出支援プラットフォーム(PF) 模倣品疑義情報相談窓口

- 日本の農林水産物・食品の海外での模倣品が、ジャパンブランドの毀損や輸出促進の弊害となっている状況を改善するため、**2023年11月に海外での模倣品疑義情報相談窓口第1号をタイPFに設置。**
- 2025年1月現在、**10カ国・地域（16拠点）**に設置。

【設置済み国・地域】

タイ（バンコク）、中国（北京、上海、広州、成都）、香港（香港）、台湾（台北）、アメリカ（ロサンゼルス、ニューヨーク、ヒューストン）、ベトナム（ホーチミン）、シンガポール（シンガポール）、EU（パリ、ブリュッセル）、マレーシア（クアラルンプール）、UAE（ドバイ）

- 窓口では、①**現地の模倣品への対応、未然防止策の相談**、②**模倣品と疑われる商品の情報を受け付け、大使館・領事館、JETRO関係部署、関係省庁が一体となり対応。**

＜相談窓口の対応イメージ＞

事業者 ↓ 模倣品対策の相談
現地消費者 ↓ 模倣品の情報提供

模倣品疑義情報相談窓口

↓ 受付・案件に合わせ対応

- 弁護士や弁理士等が**個別相談**を行い、**助言や具体的な対策などを提案**
- **海外のGI申請や商標出願、侵害対策**の支援事業紹介
- 産地偽装が疑われるケースなどは**現地当局への情報提供や働きかけ**を行い、消費者保護や不正競争防止の観点からの対応を促す

↓
海外における日本産品の模倣品排除とブランド保護

模倣が疑われる産品（例）



実際に海外で販売されていた日本以外が生産国の干し柿、メロン、和牛、味噌



海外のレストランで南米産牛肉のメニューへKOBE BEEFの表示

<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

2. GI登録生産者団体支援

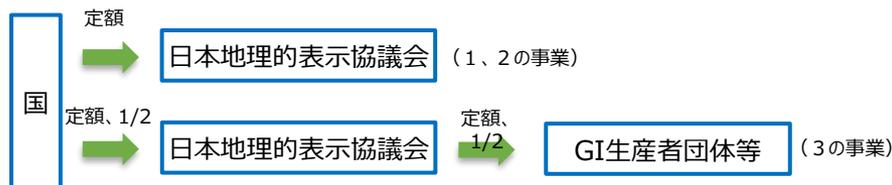
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への
一体的支援（2）

GI登録生産者団体支援

- ・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
- ・ECサイトを活用したGI産品販売支援
- ・商工・地銀、弁護士等と連携したプランニングセミナー等
- 効果的なプロモーション実施の支援
- ・GI産品の特色を踏まえた市場や顧客ニーズ調査等

海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（3）

- ・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（3）

- ・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、**農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進**します。また、**農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けた支援**を行います。

<事業目標>

- 輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80% [令和11年度まで]
- 相談対応件数1,000件 [令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 88（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
 ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
 イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
 を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
 あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

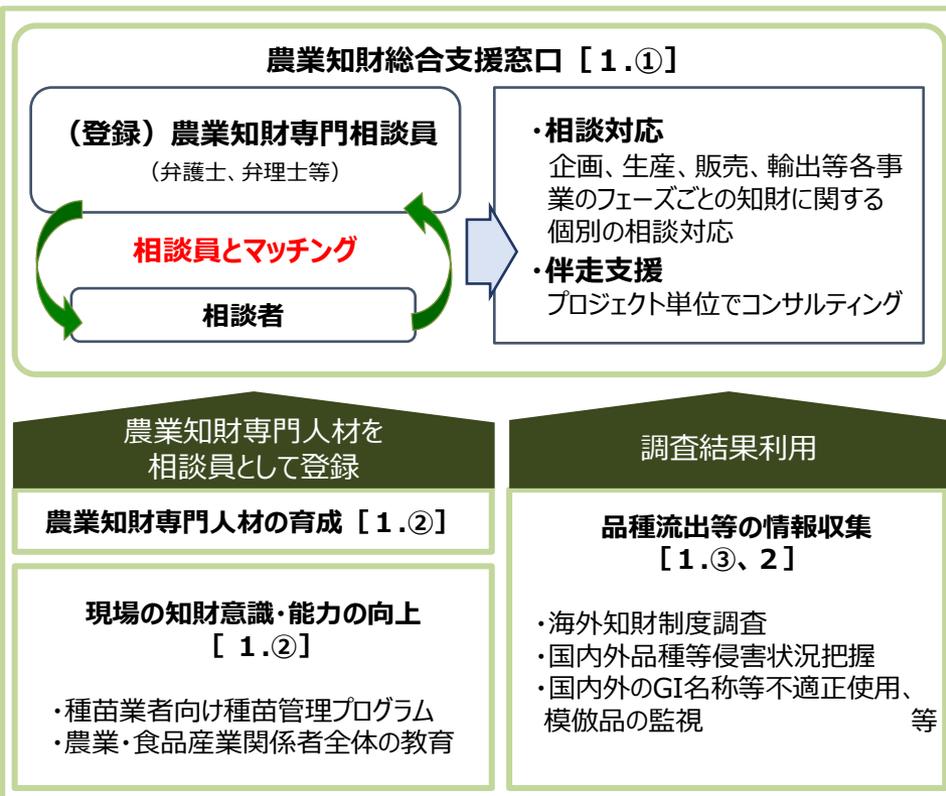
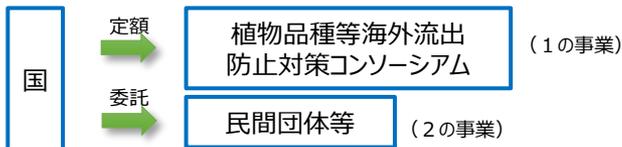
③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6442)

(4) ノウハウの保護

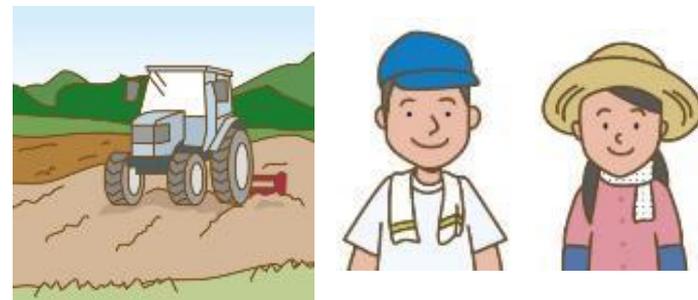
我が国の農業分野における熟練者への依存

- 農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。



- 農林水産業の現場には、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業が多く残されている。

- 選果など多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難になっている。



- 農業者が減少する中、一人当たりの作業面積の限界を打破することが求められている。

- トラクターの操作などの熟練者でなければできない作業が多く、若者や女性の参入の妨げとなっている。

我が国の農産物の優位性が失われるおそれ

- ・ 農業現場におけるノウハウ等は我が国の農業における強みの源泉であり、我が国の農産物に国際的な優位性をもたらす重要なもの。
- ・ 農業分野では知的財産に対する関心が低かったこと等から、これまでこれらのノウハウ等の管理・流出には無防備であった。

知的財産に関する関心が低い

技術やノウハウはタダで誰にでも教えるのが普通。

日本の優れた技術を海外の人にも無償で伝えよう。

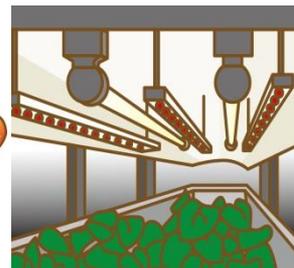


知的財産の
流出

知的財産として保護する方法が不明

栽培技術が模倣されないようにするにはどうしたら良いのだろう。

知的財産は難しくよく分からないから、契約内容には含めなくていいか。



技術やノウハウが失われたり、海外に流出したりすることにより、我が国農産物の優位性が失われるおそれ

価値ある生産技術・ノウハウの管理の実態

- 農水省が実施したアンケートの結果では、我が国の高品質な農産物の生産を支えるノウハウが適切に管理されていないということがうかがえる。

アンケート実施概要

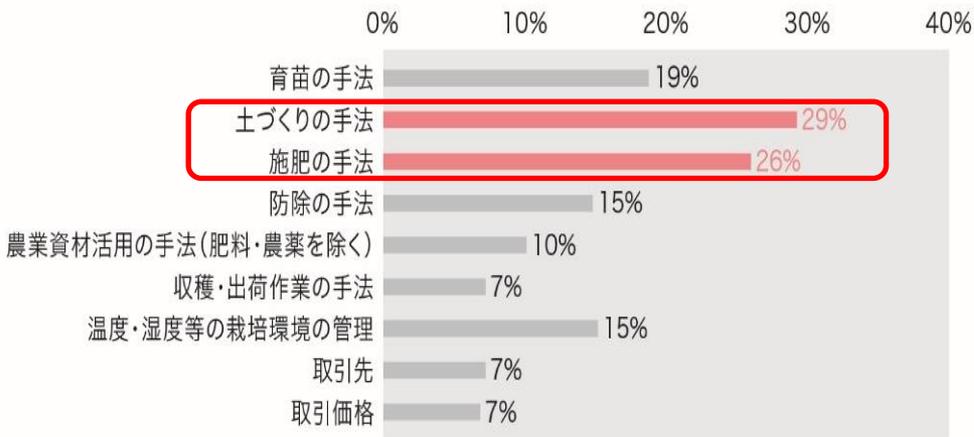
農水省では、生産技術に関するノウハウ等の実態把握のため、平成29年7月～8月に、農業者などを対象にアンケート調査を実施。



アンケート結果概要

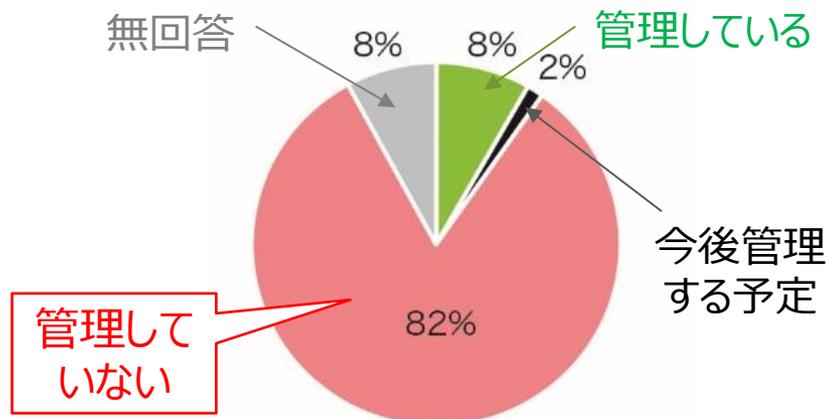
多くの農業者は、農業生産には様々なノウハウがあることを認識している。

図1 どのようなものをノウハウと認識しているか。



一方で、大半の農業者がノウハウの管理を行っていない。

図2 ノウハウを管理しているか。



営業秘密の3要件

- 不正競争防止法では、研究・開発や営業活動の過程で生みだされた生産の方法、ノウハウ等を「営業秘密」として保護。
- 「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3要件を全て満たした場合には、同法による保護を受けられる可能性。

➤ 営業秘密の3要件

要件1：秘密管理性

秘密として管理されていること

→ その情報に合法的かつ現実 접촉することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされている必要。



要件2：有用性

有用な営業上又は技術上の情報であること

(例：設計図、製法、製造ノウハウ、顧客名簿、仕入れ先リスト等)

→ その情報が事業活動が利用されることによって経費節約、経営効率の改善などに役立つものであること。現実に利用されていなくても構わない。

要件3：非公知性

公然と知られていないこと

→ 保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

- 上記の3要件を全て満たした場合、「**営業秘密**」として保護される可能性。
- 農業分野では、①屋外で栽培が行われること、②農協の生産部会のように複数メンバーで情報共有されること等から、3要件のうち特に「秘密管理性」の充足が議論となりやすい。

営業秘密管理指針と農業分野の特殊性

- **営業秘密管理指針**（経産省）は、法的保護を受けるために必要となる**最低限の水準の対策**（3要件のうち特に**秘密管理性に関する解釈及び考えられる措置の例**）を示すもの。
- 一般論としては農業分野にも当てはまるものの、**製造業を想定した記載**も見受けられる。

<営業秘密管理指針>

1. 総説

- ・ 不正競争防止法の位置付け
- ・ 不正競争防止法における営業秘密の定義
- ・ 営業秘密と民事・刑事上の措置との関係
- ・ 契約による情報の保護

2. 秘密管理性について

(1) 秘密管理性要件の趣旨

- ・ 営業秘密の情報としての特性
- ・ 秘密管理性要件の趣旨
- ・ 留意事項

(2) 必要な秘密管理措置の程度

- ・ 総説
- ・ 秘密管理措置の対象者
- ・ 合理的区分
- ・ その他の秘密管理措置
- ・ 留意事項

企業を想定？生産者グループで秘密を共有する場合の判断は？

(3) 秘密管理措置の具体例

- ① 紙媒体の場合
- ② 電子媒体の場合
- ③ 物件に営業秘密が化体している場合
- ④ 媒体が利用されない場合
- ⑤ 複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合

(4) 営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方

- ① 社内の複数箇所で同じ情報を保有しているケース
- ② 複数の法人間で同一の情報を保有しているケース

3. 有用性の考え方

4. 非公知性の考え方

屋内にある秘密を想定？屋外にある植物体はどうすれば？

- ・ 物件に営業秘密情報が化体している場合の秘密管理措置の例（抜粋）
 - － 扉に「関係者以外立入禁止」の張り紙を貼る
 - － 工場内への部外者の立入りを制限する
- ・ 秘密管理性の有無は、法人（具体的には管理単位）ごとに判断される。

「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の構成



- 近年、我が国の農業分野の知的財産の重要性への認識が高まり、種苗法改正、和牛遺伝資源の保護などの制度整備がなされたが、**農業現場における優れた栽培・飼養技術やその他のノウハウ等の知的財産（以下、「技術・ノウハウ等」）を保護する仕組みが残されたミッシングピース**となっている。
- 農業分野の技術・ノウハウ等について、競争防止法の営業秘密の枠組みを活用した保護を進めるため、その際の留意点等をわかりやすくした**「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」を策定**。
- ガイドラインは以下のⅠ～Ⅴにより構成されており、理論的な整理に加え、現場で実際に営業秘密の保護に取り組めるよう、**必要な措置をまとめた「マニュアル」を整備**。

Ⅰ ガイドライン策定の趣旨

Ⅱ 営業秘密管理指針の農業分野への当てはめ <理論編>

Ⅲ 営業秘密の基礎的管理マニュアル <実践編>

Ⅳ 今後の農業分野における技術・ノウハウ等の保護・活用に向けて

Ⅴ 事例集

「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の概要

I ガイドライン策定の趣旨

- 近年、我が国の農業分野の知的財産の重要性への認識が高まり、種苗法改正、和牛遺伝資源の保護などの制度整備がなされたが、**農業現場における優れた栽培・飼養技術やその他のノウハウ等の知的財産（以下、「技術・ノウハウ等」）を保護する仕組みが残されたミッシングピース**となっている。
- このため、農業分野における**技術・ノウハウ等を不正競争防止法の営業秘密として保護する際の留意点等について、わかりやすく示すことを目的として、ガイドライン**を策定。理論的な整理に加え、現場で実際に営業秘密の保護に取り組めるよう、**これだけ読めば取り組める「マニュアル」**を整備。

II 営業秘密管理指針の農業分野への当てはめ <理論編>

- 営業秘密として保護を受ける（不正使用の差止めや損害賠償請求など）ための3要件である①秘密管理性、②有用性、③非公知性の充足**に必要な最低限の水準の対策は、「営業秘密管理指針」（経産省）で規定。
- 管理指針を基本として、屋外で栽培が行われる、小規模な生産者が多い一方で技術・ノウハウ等の共有範囲が広いといった農業分野特有の事情・慣行も踏まえた必要な措置を整理**（指針の農業分野への当てはめ）。
 - **屋外に秘密情報がある場合**、安易に部外者を立ち入らせないことや、秘密情報に着目させない工夫が重要。
 - **従業員が少数・家族のみの場合**、技術・ノウハウ等を従業員・家族間で共有することを前提に、外部には秘密にするべきという認識を共有することが重要。
 - **従業員が多い場合**、技術・ノウハウ等に触れる従業員を制限したり、秘密情報の管理のルールを定め、従業員間の秘密情報の管理意識を醸成することが重要。
 - **農協の生産部会などのグループ内に限定して技術・ノウハウ等を共有する場合**、部会内で秘密情報の管理のルールを定め、外部に開示しないという認識を共有することが重要。



III 営業秘密の基礎的管理マニュアル <実践編>

- 生産者や生産部会等が、それぞれの**技術・ノウハウ等を営業秘密として管理するために必要な管理措置をわかりやすく提示**。

<ステップ1：技術・ノウハウ等の棚卸しとその共有範囲の確認>

- ① **質問に沿って、農業の各工程ごとに、各自の持つ技術・ノウハウ等を洗い出す**（技術・ノウハウ等の棚卸し）。
- ② 棚卸しにより把握した技術・ノウハウ等について、**フローチャートに沿って、誰に共有されているか、営業秘密として保護することが可能かを確認**（みんなに知られているものは営業秘密として保護できない）。

<ステップ2：営業秘密の管理方法のチェック>

- ③ **チェックシートに沿って、適切な管理が行われているか・どのような管理措置が必要かを確認**。その際、**生産者の経営実態等に応じた管理**ができるよう、(1)従業員が少ない生産者（家族のみの場合含む）／(2)従業員の多い生産者／(3)農協の生産部会などのグループ／(4)都道府県のそれぞれについて、**異なるチェックシートを活用**。

- このほか、従業員等と秘密保持契約を結ぶ場合等のひな型を提示。
- 生産者・生産部会等の技術・ノウハウ等に接する機会が多い指導員が所属する、都道府県や農協に期待される取組を付録として記載。

IV 今後の農業分野における技術・ノウハウ等の保護・活用に向けて

- 有用な**技術・ノウハウ等を整理することは、その正確な伝達にも資する**。技術・ノウハウ等の保護は、その独占だけを意味するものでなく、**地域・生産者間で共有することも可能**。**適切な保護・活用**は、新たな技術・ノウハウ等を生み出すインセンティブともなり、**我が国の農業技術の発展に寄与**。

V 事例集

- 技術・ノウハウ等の管理について、参考となる取組事例を紹介。

ガイドラインはこちらから → <https://pvp-conso.org/842>



(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における 知財マネジメントの強化

2. 公的研究

6 戦略的研究開発知財マネジメント強化事業【拡充】

【令和7年度予算概算決定額 50(24)百万円】

<対策のポイント>

- スマート農業技術活用促進法では、「スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされており、**農業の国際競争力の向上等に向け、研究成果の効果的な社会実装のため一層の知財マネジメントを推進。**

<政策目標>

- 知財専門家によるプッシュ型支援と知財担当者間のネットワーク構築を通じた、公的研究機関の**知財マネジメントの強化と継続的な知的財産マネジメント体制の実現**

<事業の内容>

1. 研究開発段階からのプッシュ型支援による知財マネジメントの普及・啓発

- **弁護士等の知財専門家による公的研究機関等へプッシュ型の助言・指導を行うことで、公的研究機関等の課題を明らかにし、知財に関する課題を解決します。**

課題例

- ・ 研究開発段階の社会実装に有効な知的財産の選択
- ・ 研究成果を見据えた研究開発段階からの秘匿化やノウハウの管理方法 等

2. 研究開発段階の知財マネジメントネットワークの構築支援

- スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、**公的研究機関等の知財担当者によるネットワークを構築し、侵害対応等、公的研究機関等が連携・情報共有することで知財マネジメント力を効果的に強化できる取組を支援**するとともに、これらの取組に対する**知財専門家による支援**を行い、知財マネジメント強化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

プッシュ型支援による知財マネジメントの普及・啓発

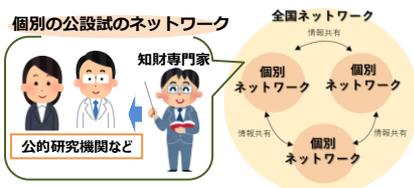
知財専門家によるプッシュ型の助言・指導を実施



組織における知財マネジメントの向上

研究開発段階の知財マネジメントネットワークの構築支援

知財マネジメント強化に取り組む公設試等で形成するネットワークの構築を支援



継続的な知財マネジメント体制の実現

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究企画課 (03-3502-7436)